

資 料 編

防災機関の組織等

○ 千歳市災害対策本部編成及び所掌事務

部 (部長)	班 (◎：班 長)	所 掌 事 務	編 成
本 部 事 務 局		総務部長、次長、参事・参事補、班長・班員（総括班、総務班、情報班、職員班、広報広聴班）	
総務対策部 部長（総務部長） 副部長（総務部次長、会計管理者）	総 括 班 (◎危機管理課長、総務部参事)	1 地震・火山・気象情報の収集整理に関すること。 2 災害警戒本部及び災害対策本部の設置・廃止・移行並びに運営に関すること。 3 応急対策会議、対策部長会議及び対策本部会議の開催、運営に関すること。 4 国・北海道等の防災関係機関及び防災協力・協定団体等との連絡調整及び支援要請に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 6 災害の分析及び対策案の決定、実行に関すること。 7 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 8 各対策部との連絡調整に関すること。 9 警戒区域の設定及び避難情報に関すること。 10 災害に係る国・北海道への報告（各部の総括）に関すること。	危機管理課員
	総 務 班 (総務課長)	1 総務対策部の庶務に関すること。 2 災害対策本部運営の補助に関すること。 3 所管施設等の被害状況の把握に関すること。 4 市有車両の運用・管理に関すること。 5 応急救助、復旧対策の調整に関すること。 6 災害情報、被害状況の報告及び公表の補助に関すること。 7 警戒区域の立ち入り許可に関すること。 8 災害救助法の適用手続きに関すること。	総務課員
	情 報 班 (行政管理課長)	1 災害情報、被害状況等の取りまとめ及び報告並びに公表の統制・調整に関すること。 2 災害及び被害の状況把握及び記録（掲示を含む。）に関すること。 3 各対策部及び防災関係機関等の行動の把握及び記録（掲示を含む。）に関すること。 4 各対策部及び防災関係機関等との情報共有のための連絡調整に関すること。 5 情報インフラの復旧に関すること。 6 電算機等への対応に関すること。	行政 管 理 課 員、税務課員、納税課員、主幹付職員（働き方改革推進担当）

	職 員 班 (◎職員課長、主幹 (職員健康管理担当))	1 職員の安否及び被害情報に関する事。 2 登庁職員の把握(登庁時における経路等被害状況の取りまとめを含む。)に関する事。 3 職員の動員、配置及びその調整並びに動員記録に関する事。 4 出勤職員の公務災害補償に関する事。 5 職員に対する災害被服等の貸与及び食糧の供与に関する事。	職員課員
	財 政 班 (◎契約管財課長、財政課長、会計課長)	1 災害に係る予算及び財政に関する事。 2 災害に係る経費の支出等行為及び経理等の事務に関する事。 3 普通財産の被害状況の取りまとめに関する事。 4 財務に関する北海道との調整に関する事。 5 災害義援金の受付・受理に関する事。	契約管財課員、財政課員、会計課員
	調 査 班 (◎税務課長、納税課長)	1 被災状況の調査及び報告に関する事。 2 災害救助法適用に必要な災害調査に関する事。 3 被災世帯名簿の作成に関する事。 4 罹災証明に関する事。	税務課員、納税課員、
企画対策部 部長(企画部長) 部長代理(議会議務局長) 副部長(企画部次長、次世代半導体拠点推進室次長、議会議務局次長)	企 画 班 (◎企画課長、主幹 (総合計画等担当)、 交通政策課長)	1 企画対策部の庶務に関する事。 2 避難用車両及び資器材等の所要見積りと状況把握並びに総務対策部への報告に関する事。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関する事。	企画課員、主幹付職員(総合計画等担当)、交通政策課員
	避 難 班 (◎まちづくり推進課長、空港政策課長、主幹(空港開港100年記念担当)、基地政策課長、参事、主幹(アイヌ政策推進担当)、公立大学政策課長、主幹(新土地利用調整担当)、主幹(新工業団地開発担当)、次世代半導体拠点推進室総務課長、議会議務局議事課長)	1 避難の指示その他の広報に関する事。 2 被災者の避難誘導に関する事。 3 被災地及び避難所の警備に関する事。 4 被災者の避難状況の記録及び報告に関する事。 5 被災者の輸送に関する事。	まちづくり推進課員、空港政策課員、主幹付職員(空港開港100年記念担当)、基地政策課員、公立大学政策課員、主幹付職員(新土地利用調整担当)、主幹付職員(新工業団地開発担当)、企業誘致課員、次世代半導体拠点推進室総務課員、次世代半導体拠点推進室事業推進課員

			、議会事務局 総務課員、議 会事務局議事 課員
	広 報 広 聴 班 (広報広聴課長)	1 災害記録の作成及び写真・ビデオ等災害映像の収 録に関する事。こと。 2 報道機関・防災関係機関への発表・要請及び各報 道機関からの取材活動に関する事。こと。 3 記者会見に関する事。こと。 4 災害情報等の発表、並びに各対策部及び関係機関 への周知(掲示を含む。)に関する事。こと。 5 災害広報紙の作成・配布に関する事。こと。 6 被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関 する事。こと。	広報広聴課員
	秘 書 班 (秘書課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。こと。 2 災害視察者・見舞者等の応接に関する事。こと。	秘書課員
	復 興 都 市 計 画 班 (◎まちづくり推進課 長、主幹(新土地利用 調整担当)、主幹(新工 業団地開発担当))	1 復興のための都市計画に関する事。こと。 2 建築制限の区域設定に関する事。こと。 3 被災宅地の危険度判定に関する事。こと。	まちづくり推 進課員、主幹 付職員(新土 地利用調整担 当)、主幹付 職員(新工業 団地開発担 当)
市民環境対策部 選挙管理委員会事務局長、監査事務局長 部長(市民環境部長) 副部长(市民環境部次長、環境推進室長、	市 民 生 活 班 (◎市民生活課長、戸 籍住民課長、国保医療 課長、ゼロカーボン推 進課長)	1 市民環境対策部の庶務に関する事。こと。 2 市民環境対策部用車両及び資器材等の所要見積り 状況把握と、総務対策部に報告する事。こと。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝 達等に関する事。こと。 4 災害救援活動を行う自主防災組織の活動につい て、千歳市町内会連合会との調整に関する事。こと。 5 公共施設に関する事。こと。 6 災害時における備蓄品・調達品の管理・配分に関 する事。こと。 7 災害時の物価等の抑制に関する事。こと。 8 災害相談窓口の設置に関する事。こと。 9 所管施設等の被害状況の把握に関する事。こと。 10 救援物資の受入れ・整理・保管等に関する事。こと。	市民生活課 員、戸籍住民 課員、 国 保 医 療 課 員、ゼロカー ボン推進課員
	食 糧 供 給 班 (国保医療課長)	被災者、救援活動協力者及び職員の食糧の供給、搬 送に関する事。こと。	国保医療課員

	環 境 衛 生 班 (◎環境課長、市民生活課長)	1 災害時における環境保全に関すること。 2 災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 3 遺体の火葬に関すること。 4 被災地の防疫活動に関すること。	市民生活課員、環境課員
	清 掃 班 (廃棄物業務課長)	1 災害時における廃棄物の処理に関すること。 2 被災地域のし尿汲み取り計画及び委託業者との連絡調整に関すること。	廃棄物業務課員
	清 掃 計 画 班 (廃棄物施設課長)	廃棄物処理施設他所管施設の被害調査及び災害復旧に関すること。	廃棄物施設課員
	支 所 班 (◎向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長、監査事務局監査課長、監査事務局主幹（技術担当）)	1 各支所における現地対策本部など活動拠点の開設・運営及び市民対応に関すること。 2 地域の情報収集及び伝達に関すること。 3 所管施設等の被害状況の把握・記録作成に関すること。 4 地域の防災関係機関及び防災協力協定団体等との連絡調整に関すること。 5 各対策部との連絡調整に関すること。	各支所員、選挙管理委員会選挙課員、監査事務局監査課員
保健福祉対策部 福祉部統括調整官	救 援 班 (◎福祉課長、保護課長、高齢者支援課長、障がい者支援課長、主幹（基幹相談支援担当）、こども政策課長、こども家庭課長、児童施設課長（兼務：子育て総合支援センター長）、認定こども園つばさ園長、認定こども園ひまわり園長、児童発達支援センター長）	1 保健福祉対策部の庶務に関すること。 2 保健福祉対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4 避難所の開設・運営、被災者の援護及び保健衛生に関すること。 5 避難所における食糧、物資の管理及び配分に関すること。 6 救援活動の記録に関すること。 7 遺体の収容、処理、埋葬に関すること。 8 応急仮設住宅への被災者の入居及び仮設住宅に関すること。 9 社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターとの調整に関すること。	福祉課員、保護課員、高齢者支援課員、障がい者支援課員、こども政策課員、こども家庭課員、児童施設課員、子育て総合支援センター員、認定こども園つばさ園員、認定こども園ひまわり園員、児童発達支援センター員

	保 健 班 (◎健康づくり課長、 母子保健課長、市民健 康課長)	- 被災者の防疫に関すること。 - 疫学検査に関すること。 - 医師会、歯科医師会その他医療機関に対する応援要請に関すること。 - 医療資器材の確保に関すること。 - 所管施設等の被害状況の把握に関すること。	健康づくり課 員、母子保健 課員、市民健 康課員、救急 医療課員
産業振興対策部 部長（産業振興部長） 副部长（産業振興部次長、産業支援室長、農業委員会事務局長）	商 工 班 (◎商業労働課長、公 設卸売市場長、企業振 興課長)	- 産業振興対策部の庶務に関すること。 - 産業振興対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 - 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 - 食糧、生活必需品（備蓄品、救援物資、供給品）の確保に関すること。 - 災害時における労務の供給計画に関すること。 - 被災商工業者の金融措置その他復旧対策に関すること。 - 市内商工業者等との連絡調整に関すること。	商業労働課 員、公設卸売 市場員、企業 振興課員
	農 林 班 (◎農業振興課長、農 村整備課長、農業委員 会管理課長)	- 農用地及び農林作物の被害調査及び復旧対策に関すること。 - 被災農家の援護対策に関すること。 - 被災家畜に関すること。 - 種苗及び家畜飼料の確保に関すること。 - 救農事業に関すること。 - 排水機場に関すること。 - 林野災害に係る被害調査及び復旧対策に関すること。 - 所管施設等の被害調査及び復旧対策に関すること。	農業振興課 員、農村整備 課員、農業委 員会管理課員
観光対策部 部長（観光スポーツ部長） 副部长（観光スポーツ部次長）	観 光 班 (◎交流推進課長、観 光課長、主幹（観光施 策調整担当）、スポー ツ振興課長)	- 観光対策部の庶務に関すること。 - 観光対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 - 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 - 観光水産施設、スポーツ施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 - 市内観光施設・ホテル等の観光事業者等との連絡調整及び観光客等の対応に関すること。 - 観光客等帰宅困難者の相談窓口の設置に関すること。 - 通訳スタッフの確保に関すること。	交流推進課 員、観光課 員、スポーツ 振興課員

建設対策部 部長（建設部長） 副部長（建設部次長）	管 理 班 （◎道路管理課長、事業庶務課長）	1 建設対策部の庶務に関すること。 2 建設対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4 所轄道路の交通規制に関すること。 5 災害復旧事業に係る申請、契約などに関すること。 6 応急対策に必要な資材の確保及び輸送に関すること。	道路管理課員、事業庶務課員
	土 木 班 （◎道路建設課長、都市整備課長）	1 土木災害の被害調査及び応急対策に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 水防活動、泥流対策に関すること。 4 都市計画施設、公園施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害土木復旧工事に関すること。	道路建設課員、都市整備課員
	建 築 班 （◎建築課長、市営住宅課長、主幹（市営住宅整備担当）、建築政策課長、建築設備課長）	1 公共施設（市有の建築物・電力施設等）の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の用地確保及び建築に関すること。 3 被災者用公営住宅の確保に関すること。 4 被災地における建築制限に関すること。 5 被災住宅の応急修理に関すること。 6 被災建物の応急危険度判定に関すること。 7 住宅の復旧相談窓口の開設に関すること。 8 建物の解体処理（解体要請、情報提供）に関すること。	建築課員、市営住宅課員、主幹付職員（市営住宅整備担当）、建築政策課員、建築設備課員

医療対策部 部長（病院長） 副部長（副院長、看護部長、事務局長）	医療庶務班 （事務局長）	1 医療対策部の庶務に関すること。 2 医療対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4 救護所の設置に関すること。 5 医療品及び医療機器の確保に関すること。 6 所管施設等の被害状況の把握に関すること。	市立千歳市民病院職員
	医療対策班 （看護部長）	医療及び助産に関すること。	市立千歳市民病院職員
公営企業対策部 部長（水道局長） 副部長（水道局次長）	業務班 （◎総務課長、経営企画課長）	1 公営企業対策部の庶務に関すること。 2 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 3 所管施設等の被害状況の把握に関すること。 4 公営企業対策部の庶務及び車両、資機材等所要見積り状況把握と、総務対策部への報告に関すること。 5 応急作業に要する資材の確保に関すること。 6 応急作業従事者の応援要請に関すること。 7 水道・下水道に関する住民及び報道機関への情報提供に関すること。	総務課員、経営企画課員
	給水・広報班 （水道サービス課長）	1 避難所及び断水区域等における給水に関すること。 2 断水区域等における巡回広報に関すること。	水道サービス課員
	水道班 （水道整備課長）	1 水道施設の被害状況の把握及び復旧対策に関すること。 2 水道施設の応急の修理及び復旧作業に関すること。	水道整備課員
	下水道班 （下水道整備課長）	1 下水道施設の被害状況の把握並びに市街化区域内の雨水対策作業に関すること。 2 下水道施設の応急の修理及び復旧作業に関すること。	下水道整備課員
消防対策部 署長 部長（消防長） 副部長（本部次長）	作戦班 （警防課長）	1 消防対策部の庶務に関すること。 2 消防対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 4 消防部隊の配備、運用に関すること。 5 消防団員の収集及び輸送等に関すること。 6 警戒区域の設定、解除等についての意見具申に関すること。	警防課員

	支 援 班 (総務課長、財務管理課長)	1 消防資材の調達に関する事。 2 その他消防部隊の後方支援に関する事。 3 所管施設等の被害状況の把握に関する事。	総務課員、財務管理課員
	情 報 班 (予防課長)	1 火災の原因調査及び損害の調査に関する事。 2 現場写真、活動記録に関する事。 3 災害時における危険物の保安に関する事。 4 現場広報等に関する事。 5 被災関係者及び関係機関等との連絡調整に関する事。 6 災害情報の収集及び伝達に関する事。	予防課員
	警 備 班 (◎警備課長、査察課長、救急政策課長、救急運用課長)	1 消防活動及び水防活動、並びにその他災害応急活動に関する事。 2 避難の勧告、避難の指示等に関する事。 3 被災地における人命救助及び避難誘導に関する事。 4 行方不明者の捜索に関する事。	消防署員

教育対策部 部長（教育部長） 副部長（教育部次長、学校指導室長）	教 育 総 務 班 （◎企画総務課長、学校教育課長、青少年課長、学校指導課長）	1 教育対策部の庶務に関すること。 2 教育対策部用車両及び資器材等の所要見積り状況把握と、総務対策部に報告すること。 3 教育施設を使用している指定避難所の開設・廃止に関すること。 4 各対策部との連絡調整及び各班に対する情報の伝達等に関すること。 5 教育施設（教育委員会の所管に限る。）管理保全に関すること。 6 教育施設の復旧対策に関すること。 7 災害時の応急教育対策に関すること。 8 被災時における教職員の動員に関すること。 9 学校長に対する避難の指示、勧告等の伝達に関すること。 10 被災児童及び生徒に関すること。 11 児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること。 12 所管施設等（道立高校を含む。）の被害状況の把握に関すること。	企画総務課員、学校教育課員、青少年課員、学校指導課員
	社 会 教 育 班 （◎生涯学習課長、埋蔵文化財センター長、文化施設課長）	1 文化財の保護及び被害調査並びに応急対策に関すること。 2 所管施設等の被害状況の把握に関すること。	生涯学習課員、埋蔵文化財センター職員、主幹付職員（国指定史跡担当）、文化施設課員
	学 校 給 食 班 （学校給食センター長）	1 給食施設等の被害状況の把握に関すること。 2 学校給食の再開計画に関すること。 3 食糧の供給に係る市民環境部との連絡調整に関すること。	学校給食センター職員

※状況に応じて総務対策部、企画対策部等から所要の班をもって本部事務局を編成することとする。

千歳市が締結する災害協定一覧

1 行政機関等の協定

(1) 救助・復旧の相互協力（役務・物資の提供等）

- 災害時相互応援に関する協定（苫小牧市、恵庭市）
- 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（北海道、北海道市長会、北海道町村会）
- 大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定（花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島市）
- 災害時等の相互応援に関する協定（指宿市）
- 在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定（他20自治体）

(2) 役務の提供

- 災害時の応援に関する協定（財務省北海道財務局）

(3) 施設の提供及び相互協力

- 災害時における「道の駅サーモンパーク千歳」の防災拠点化に関する協定（国土交通省北海道開発局）

(4) その他

- 大規模災害時等における連携に関する協定（陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊）
- 大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定（陸上自衛隊東千歳駐屯地、陸上自衛隊北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地）
- 原子力災害時等における広域避難に関する協定（倶知安町）
- 災害時における一時滞在施設等に関する協定（北海少年院）
- 北海道広域消防相互応援協定（道内市町及び消防の一部事務組合）：消防対策部
- 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（北海道）：消防対策部

2 物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料・資機材等）に関する協定

(1) 食料品・飲料水・生活必需品等

ア 生鮮食料品の提供・搬送

- 道内卸売市場による災害時相互応援協定（道内卸売市場）：産業振興対策部
- 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定（全国公設地方卸売市場協議会）：産業振興対策部

イ 自販機飲料水の提供

- 災害時における救援物資提供に関する協定（北海道キリンビバレッジサービス株式会社）
- 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（北海道コカ・コーラボトリング株式会社）

○災害時における飲料の提供等に関する協定（サントリーフーズ株式会社）

○災害時における無償提供に関する協定（大塚製薬株式会社）※

ウ 飲料水の提供

○災害時における救援物資提供に関する協定（北海道キリンビバレッジ株式会社）

エ 飲料水、栄養補助食品等の提供

○災害時における応急生活物資の供給に関する協定（大塚製薬株式会社）※

○防災連携に関する協定（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（三井住友海上火災保険株式会社））

オ 応急生活物資供給等

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（イオン北海道株式会社）

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（千歳工業クラブ）

○災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

○まちづくりパートナーシップ協定（さっぽろ連携中枢都市圏「まちづくりパートナー協定」（サッポロホールディングス株式会社・サッポロビール株式会社）（生活協同組合コープさっぽろ）（サツドラホールディングス株式会社）（株）セブンイレブン・ジャパン）（マックスバリュ北海道（株式会社））：企画対策部

○災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（株式会社セコマ）

○災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（株式会社ラルズ）

○災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

○災害時における応急生活物資等の供給に関する協定（株式会社ダイイチ）

(2) 燃料・資機材等

ア 燃料の供給

○災害時における燃料の供給等に関する協定（千歳地方石油業協同組合）

○災害時における燃料の供給等に関する協定（千歳燃料販売同業組合）

○災害時における応急対策支援に関する協定（株式会社上田商会）※

○災害時における燃料等の供給に関する協定（千歳液化石油ガス協同組合）

イ レンタル機材の提供

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社カナモト千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（日立建機日本株式会社千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（北海産業株式会社千歳営業所）

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社共成レンテム）※

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ナガワ）

ウ 段ボール製品の提供

○災害時等における物資提供等の協力に関する協定（北海道森紙業株式会社）

エ コンテナ型トイレの供給

- 災害時におけるコンテナ型トイレ等の供給に関する協定（ウォレットジャパン株式会社）

オ レンタル資機材等及び役務サービスの提供

- 災害時におけるレンタル資機材等及び役務サービスの提供に関する協定（ノースアジャスト株式会社ダスキントール苫小牧イベントセンター）

カ その他

- 千歳市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定：企画対策部
- 災害時における支援物資等の供給に関する協定（株式会社積水化成品北海道）

3 物資の保管・輸送に関する協定

(1) 災害時における救援物資の緊急輸送の応援・一時保管場所等の協力

- 災害時等における物資の輸送及び保管・管理に関する協定（ヤマト運輸株式会社千歳主管支店）
- 災害時における救援物資の保管等に関する協定（鴻池運輸株式会社北日本支店）

(2) 災害時における救援物資・緊急輸送の応援

- 災害時等における緊急・救援物資の輸送に関する協定（札幌地区トラック協会千歳支部）
- 災害時における物資の輸送等に関する協定（佐川急便株式会社北海道支店）
- 災害時における物資輸送等に関する協定（北海道福山通運株式会社）

4 災害応急復旧に関する協定

- 新千歳空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所）：消防対策部
- 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定（社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳建設業協会）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳市環境整備事業協同組合）
- 緊急事態における隊友会の協力に関する協定（社団法人隊友会千歳地方隊友会千歳支部）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳市管工事業協同組合）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳電業協会）
- 災害等の発生時における（千歳市と北海道エルピーガス災害対策協議会の）応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）
- 災害時等における電気設備等の応急対策業務に関する協定（一般財団法人北海道電気保安協会）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳電通業協会）
- 札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定：市民環境対策部
- 大規模災害時における相互協力に関する基本協定（北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社）
- 災害時における応急対策業務に関する協定（千歳建築交友会）

- 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（株式会社共成レンテム）※
- 防災連携に関する協定（三井住友海上火災保険株式会社（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会））

5 医療・衛生に関する協定

(1) 医療救護活動

- 災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人千歳医師会）
- 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（社団法人千歳歯科医師会）

(2) 遺体搬送など

- 災害時における遺体搬送等に関する協定（社団法人全国霊柩自動車協会）

(3) 消毒業務・害虫駆除

- 災害時における防疫活動業務の協力に関する協定（株式会社北日本消毒）

6 情報発信・収集に関する協定

(1) 災害時の情報提供等

- 災害時における千歳市と千歳市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社北海道支社）
- アマチュア無線による災害時応援協定（千歳アマチュア無線協会）
- 災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー株式会社）

(2) 避難施設に係る情報提供

- 災害等に係る情報発信に関する協定（ファーストメディア株式会社）
- 災害時の避難施設における情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

(3) ドローンによる情報収集

- 災害時におけるドローンの活用に関する協定（株式会社A I R S T A G E）

7 避難施設に関する協定

(1) 避難所看板の掲出

- 避難場所広告付看板に関する協定（N T Tタウンページ株式会社）
- 避難場所広告付看板に関する協定（北電興業株式会社）

(2) 避難所の提供

- 災害時における一時避難所に関する協定（セガサミーゴルフエンタテインメント株式会社）

(3) 福祉避難所の設置・運営等

- 災害時における福祉避難所の運営に関する協定（社会福祉法人千歳市社会福祉協議会）
- 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定（株式会社メビウス・株式会社やさしい介護・合同会社C．H A L L・社会福祉法人いちはつの会・社会福祉法人千歳いずみ学園・特定非営利活動法人千歳めいぷるの会）

(4) 一時滞在（避難）場所の提供等

- 災害時における一時滞在施設等に関する協定（北海少年院）※
- 災害時における応急対策支援に関する協定（株式会社上田商会）※
- 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（株式会社共成レンテム）※
- 災害時における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）
- 災害時における施設利用に関する協定（合同会社南千歳リーシング・日本航空専門学校・公立千歳科学技術大学）：消防対策部

(5) 応急仮設住宅の建設

- 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（一般社団法人日本ムービングハウス協会）

(6) 宿泊施設の提供

- 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（株式会社北陽インターナショナル）
- 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（北海道ジェイ・アール都市開発株式会社）

(7) キャンピングカーの提供

- 災害時におけるキャンピングカー等の提供に関する協定（株式会社アールブイランド・北海道ノマドレンタカー株式会社）

8 バス輸送に関する協定

- 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（千歳相互観光バス株式会社）：企画対策部
- 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定（北海道中央バス株式会社）：企画対策部
- 災害時におけるバス輸送の協力における協定（十勝バス株式会社）：企画対策部

凡例 ※：他の協定内容と重複

防災施設・設備等

○ 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

1 指定緊急避難場所

●地震

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積 ^{m²}	指定避難所 との重複
1	青 葉 公 園	真町2196-1, 泉沢868	1, 023, 125	
2	北 海 道 千 歳 高 等 支 援 学 校	真々地2丁目3-1	12, 957	○
3	千 歳 小 学 校	本町3丁目4-1	7, 850	○
4	グ リ ー ン ベ ル ト (花 の 広 場)	東雲町3丁目3-1, 2	2, 418	
5	グ リ ー ン ベ ル ト (旅 人 の 森)	朝日町5丁目3 1	5, 200	
6	朝 日 町 西 チ ビ ッ コ 広 場 公 園	朝日町3丁目	840	
7	朝 日 町 東 公 園	朝日町8丁目1206-186	1, 278	
8	グ リ ー ン ベ ル ト (わ ん ぱ く 広 場)	清水町4丁目	4, 769	
9	グ リ ー ン ベ ル ト (つ ど い の 広 場)	幸町4丁目27, 千代田町4丁目 26	4, 751	
10	千 歳 中 学 校	栄町4丁目3 5	12, 165	○
11	春 日 公 園	春日町1丁目5	5, 278	
12	緑 小 学 校	緑町4丁目4-1	9, 469	○
13	う ぐ い す 公 園	大和3丁目6	1, 559	
14	指 宿 公 園	大和4丁目3	30, 000	
15	希 望 公 園	大和4丁目6 6 2-5	2, 899	
16	桂 木 町 内 会 館	桂木4丁目6-2	253. 30	○
17	桂 木 5 号 公 園	桂木4丁目7	3, 278	
18	蘭 越 共 同 墓 地 前 広 場	蘭越	4, 700	
19	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越2 6	25, 000	
20	千 歳 市 蘭 越 生 活 館	新星1丁目3-7	400. 14	○
21	北 栄 小 学 校	北栄1丁目1 0-2	17, 422	○

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積 ^{m²}	指定避難所 との重複
22	北 栄 1 号 公 園	北栄1丁目7	1,900	
23	北 進 小 中 学 校	北栄1丁目2-6	5,218	
24	北 海 道 千 歳 高 等 学 校	北栄1丁目4-1	20,000	○
25	北 栄 緑 地	北栄2丁目11	12,875	
26	新 富 お お ぞ ら 公 園	新富1丁目6	3,020	
27	は く ち ょ う 公 園	新富2丁目4	3,435	
28	し ん と み 公 園	新富3丁目14	1,522	
29	し な の 公 園	信濃2丁目18	2,227	
30	信 濃 小 学 校	信濃2丁目34-12	10,631	○
31	し な の 第 2 公 園	信濃4丁目18	2,829	
32	富 士 2 号 公 園	富士4丁目13	902	
33	北 斗 2 号 公 園	北斗2丁目13	1,100	
34	北 斗 す み れ 公 園	北斗4丁目4	1,660	
35	北 斗 中 学 校	北斗5丁目1-1	20,226	○
36	白 樺 公 園	自由ヶ丘1丁目8	2,500	
37	自 由 ケ 丘 公 園	自由ヶ丘4丁目9	1,345	
38	桜 木 小 学 校	自由ヶ丘7丁目1-1	15,900	○
39	ふ な っ こ 公 園	桜木1丁目7	582	
40	桜 木 2 号 公 園	桜木4丁目10	1,450	
41	開 拓 記 念 公 園	北信濃864-4	5,460	
42	上 長 都 公 園	上長都1051-19	24,492	
43	上 長 都 明 星 公 園	上長都5-2	10,212	
44	長 都 4 号 公 園	長都駅前1丁目15	1,710	
45	長 都 3 号 公 園	長都駅前2丁目4	1,050	
46	長 都 1 号 公 園	長都駅前3丁目4	869	

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積㎡	指定避難所 との重複
47	ス ブ ラ ン 公 園	長都駅前4丁目1	1,491	
48	長 都 2 号 公 園	長都駅前4丁目6	1,418	
49	み ど り 台 1 号 公 園	みどり台南4丁目109	1,529	
50	み ど り 台 2 号 公 園	みどり台南2丁目5	1,500	
51	み ど り 台 3 号 公 園	みどり台北4丁目5	1,500	
52	み ど り 台 4 号 公 園	みどり台北2丁目3	1,500	
53	み ど り 台 小 学 校	みどり台北5丁目3-1	29,072	○
54	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 広 場	長都42	7,028	
55	北 信 濃 2 号 公 園	北陽6丁目12	2,500	
56	勇 舞 中 学 校	勇舞3丁目4-2	20,627	○
57	勇 舞 公 園	勇舞6丁目9	24,848	
58	北 海 道 千 歳 北 陽 高 等 学 校	北陽2丁目10-53	42,580	○
59	北 陽 小 学 校	北陽3丁目9-1	12,285	○
60	ひ ば り が 丘 3 号 公 園	北光3丁目3	1,241	
61	ひ ば り が 丘 2 号 公 園	北光6丁目3	782	
62	高 台 小 学 校	富丘1丁目19-4	8,526	○
63	と み お か 3 号 公 園	富丘2丁目17	1,871	
64	末 広 小 学 校	富丘2丁目6-2	11,677	○
65	あ す な ろ 公 園	富丘3丁目22	4,800	
66	と み お か 2 号 公 園	富丘3丁目13	2,412	
67	と み お か 公 園	富丘4丁目13	4,618	
68	と み お か 4 号 公 園	富丘4丁目27	2,067	
69	む つ み 公 園	高台3丁目2	4,218	
70	桜 ケ 丘 公 園	高台5丁目2	9,917	

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積㎡	指定避難所 との重複
71	富 丘 中 学 校	あずさ1丁目2-1	10,973	○
72	青 空 公 園	あずさ1丁目1	64,271	
73	千 歳 市 総 合 武 道 館	あずさ1丁目3-1	28,037	○
74	あ ず さ 4 号 公 園	あずさ5丁目2-1	2,768	
75	末 広 東 公 園	末広3丁目3	9,402	
76	末 広 中 公 園	末広4丁目6	1,975	
77	末 広 西 公 園	末広8丁目2	1,968	
78	交 通 安 全 教 育 施 設	花園1丁目6	6,452	
79	道の駅サーモンパーク千歳駐車場	花園2丁目4-2	7,455	
80	花 園 公 園	花園4丁目7	1,657	
81	花 園 第 2 公 園	花園6丁目8	2,906	
82	稲 穂 公 園	稲穂2丁目8	1,583	
83	稲 穂 や す ら ぎ 公 園	稲穂3丁目6	1,955	
84	稲 穂 フ レ ン ド 公 園	稲穂3丁目1-3	1,955	
85	稲 穂 第 2 公 園	稲穂4丁目3	2,545	
86	千 歳 第 二 小 学 校	清流1丁目4-1	11,400	○
87	遺 跡 公 園	清流2丁目1	68,256	
88	ク ワ ガ タ 公 園	清流2丁目1-6	4,345	
89	コ オ ロ ギ 公 園	清流8丁目3	1,741	
90	青 葉 丘 公 園	青葉1丁目4	1,333	
91	あ づ ま ソ フ ト ボ ー ル 公 園	青葉2丁目1-7	6,029	
92	ハ ル ニ レ 公 園	青葉4丁目7	6,607	
93	東 1 号 公 園	青葉5丁目4	3,999	
94	鉄 東 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	青葉5丁目8-2	734	○
95	日 の 出 丘 1 号 公 園	青葉6丁目1-1	1,885	

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積㎡	指定避難所 との重複
96	ア ン カ レ ジ パ ー ク	青葉丘２０１８	45,457	
97	住 吉 グ ラ ン ド	住吉１丁目３	16,721	
98	す み よ し ２ 号 公 園	住吉２丁目１１	17,725	
99	す み よ し １ 号 公 園	住吉５丁目１０	2,743	
100	東 郊 １ 号 公 園	東郊１丁目１１	4,648	
101	東 郊 ２ 号 公 園	東郊２丁目１０	2,508	
102	豊 里 ハ ス カ ッ プ 公 園	豊里２丁目５	7,011	
103	青 葉 中 学 校	豊里４丁目１－１	14,445	○
104	豊 里 く る み 公 園	豊里５丁目１１	5,463	
105	日 の 出 小 学 校	日の出２丁目３－２０	10,329	○
106	あ け ぼ の 公 園	日の出３丁目８	1,745	
107	日 の 出 丘 ２ 号 公 園	日の出５丁目１５	1,051	
108	祝 梅 ３ 号 公 園	旭ヶ丘３丁目８	3,235	
109	祝 梅 １ 号 公 園	旭ヶ丘４丁目４	1,319	
110	千 歳 市 温 水 プ ー ル	流通３丁目１－９	1,900	
111	カ ナ リ ヤ 公 園	弥生１丁目１－１	700	
112	や ま ど り 公 園	弥生２丁目２－２	1,400	
113	弥 生 公 園	弥生３丁目８	2,349	
114	寿 １ 号 公 園	寿１丁目１２	2,289	
115	寿 ２ 号 公 園	寿２丁目１４	2,760	
116	祝 梅 小 学 校	梅ヶ丘３丁目２－１	13,164	○
117	祝 梅 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	弥生２丁目７－１０	788	○
118	若 草 ゴ リ ラ 公 園	若草１丁目４	6,294	
119	若 草 ゾ ウ 公 園	若草３丁目９、１２	2,586	
120	向 陽 台 小 学 校	若草５丁目１	19,572	○
121	向 陽 台 中 学 校	若草５丁目５	19,177	○

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積㎡	指定避難所 との重複
122	泉 沢 小 学 校	柏陽2丁目9	11,170	○
123	若 草 公 園	若草5丁目4	21,475	
124	白 樺 ラ イ オ ン 公 園	白樺1丁目4	1,339	
125	白 樺 パ ン ダ 公 園	白樺5丁目12、13	2,578	
126	泉沢向陽台コミュニティセンター	里美2丁目9-2	1,318	○
127	里 美 タ ー ザ ン 緑 地	里美3丁目1	8,026	
128	里 美 コ ア ラ 公 園	里美4丁目10、5丁目4	2,253	
129	太 陽 公 園	柏陽1丁目1	31,146	
130	リ ス 公 園	福住3丁目9	2,052	
131	向 陽 台 公 園	文京3丁目4	49,314	
132	支 笏 湖 小 学 校	支笏湖温泉2	7,507	○
133	旧 中 央 小 学 校 グ ラ ン ド	中央539	7,920	
134	中 央 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	中央539	332	○
135	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	353	○
136	駒 里 小 中 学 校	駒里945	28,591	○
137	東 小 学 校	東丘824-30	10,632	○
138	東 千 歳 中 学 校	幌加731	13,856	○
139	河 川 防 災 ス テ ー シ ョ ン	駒里2212-13	50,018	

●洪水等

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区
1	北海道千歳高等支援学校	真々地2丁目3-1	真々地・本町・朝日町
2	千 歳 中 学 校	栄町4丁目35	本町・東雲町・春日町・錦町・清水町
3	大 和 3 丁 目 町 内 会 館 (大和団地集会所)	大和3丁目6-24	大和
4	桂 木 町 内 会 館	桂木4丁目6-2	桂木
5	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2	蘭越・新星・桂木・大和

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区
6	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越26	蘭越・新星
7	富 丘 中 学 校	あずさ1丁目2-1	末広・花園・清流・幸福・根志越（千歳川左岸側）
8	み ど り 台 小 学 校	みどり台北5丁目3-1	みどり台北・長都の一部（長都川左岸側）・釜加・上長都
9	勇 舞 中 学 校	勇舞3丁目4-2	みどり台南・都・長都の一部（長都川右岸側）
10	日 の 出 小 学 校	日の出2丁目3-20	住吉・東郊・根志越（千歳川右岸側）
11	鉄東コミュニティセンター	青葉5丁目8-2	朝日町・青葉・駒里
12	祝 梅 小 学 校	梅ヶ丘3丁目2-1	豊里・寿・祝梅
13	祝梅コミュニティセンター	弥生2丁目7-10	寿・根志越（千歳川右岸側）
14	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	泉郷
15	中央コミュニティセンター	中央539	中央
16	東 千 歳 中 学 校	幌加731	協和・幌加・東丘

●崖崩れ、土石流

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区
1	千 歳 中 学 校	栄町4丁目35	本町・真町
2	大 和 3 丁 目 町 内 会 館 （大和団地集会所）	大和3丁目6-24	大和
3	桂 木 町 内 会 館	桂木4丁目6	桂木
4	ザ・ノースカントリーゴルフクラブ前庭	蘭越26	蘭越・新星
5	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2	大和・緑町・北斗
6	向 陽 台 中 学 校	若草5丁目5	白樺
7	支 笏 湖 小 学 校	支笏湖温泉2	支笏湖温泉・美笛・幌美内・モラップ
8	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	泉郷
9	東 千 歳 中 学 校	幌加731	協和・幌加

●火山現象

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区
1	千 歳 市 総 合 武 道 館	あずさ1丁目3-1	支笏湖温泉・美笛・支寒内・モラップ・ポロピナイ

○樽前山が噴火した際に被害を受ける可能性がある判断される支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）を対象とする。

2 広域避難場所

整理 番号	名 称	所 在 地	面 積㎡	備考
1	青 葉 公 園	真町2196-1 及び泉沢868	1,023,125	千歳川右岸
2	青 空 公 園	あずさ1丁目1	64,271	千歳川左岸

○広域避難場所は、地震などによる火災が延焼、拡大して市域全体が危険になった場合に避難する場所とする。

3 指定避難所

●地震

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区	収容可能 人数
1	千 歳 小 学 校	本町3丁目4-1	本町・平和・真町	838
2	北海道千歳高等支援学校	真々地2丁目3-1	真々地	436 (体育館)
3	千歳市総合福祉センター	東雲町2丁目34	東雲町・朝日町	492 (1階・4 階)
4	千 歳 中 学 校	栄町4丁目35	清水町・幸町・千代田町	1,134
5	千歳市民文化センター	北栄2丁目2-11	栄町・北栄1丁目の一部・北栄2丁目	954
6	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2	錦町、新富1丁目の一部	1,047
7	北海道千歳高等学校	北栄1丁目4-1	北栄1丁目の一部・新富1丁目の一部	2,314
8	北新コミュニティセンター	新富2丁目1-21	新富1丁目の一部・新富2丁目の一部・ 新富3丁目の一部	398
9	新 富 北 町 内 会 館	新富3丁目14	新富2丁目の一部・新富3丁目の一部	75
10	緑 小 学 校	緑町4丁目4-1	緑町・桂木1～4丁目・大和3,4丁目	1,041
11	桂 木 町 内 会 館	桂木4丁目6-2	桂木5,6丁目	84
12	千歳市蘭越生活館	新星1丁目3-7	蘭越・新星	122
13	千歳市スポーツセンター	真町176-2	春日町・大和1,2丁目	1,317
14	北 斗 中 学 校	北斗5丁目1-1	北斗	876
15	北桜コミュニティセンター	北斗5丁目6-12	自由ヶ丘1,2丁目	467
16	桜 木 小 学 校	自由ヶ丘7丁目1-1	自由ヶ丘3～7丁目・桜木・北信濃の 一部・上長都の一部	1,032
17	信 濃 小 学 校	信濃2丁目34-12	信濃	974
18	北信濃コミュニティセンター	北信濃864-5	富士・北信濃の一部・上長都の一部	334
19	高 台 小 学 校	富丘1丁目19-4	富丘1丁目・高台1～3丁目	822
20	富 丘 中 学 校	あずさ1丁目2-1	富丘3丁目の一部・あずさ・北信濃の 一部	1,398
21	富丘コミュニティセンター	富丘4丁目12-16	富丘3丁目の一部・富丘4丁目	249
22	末 広 小 学 校	富丘2丁目6-2	富丘2丁目・高台4～6丁目	995
23	千歳市子育て総合支援センター	花園4丁目3-1	花園	681
24	花園コミュニティセンター	花園4丁目2-5	末広の一部	484
25	千歳市総合武道館	あずさ1丁目3-1	稲穂	1,566
26	千歳市末広会館	末広8丁目6-5	末広の一部	108

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区	収容可能 人数
27	北海道千歳北陽高等学校	北陽2丁目10-53	北光の一部・北陽5～8丁目	1,507
28	北 陽 小 学 校	北陽3丁目9-1	北陽1～4丁目・北光6, 7丁目の一部・長都駅前1丁目	1,776
29	千 歳 第 二 小 学 校	清流1丁目4-1	清流・幸福・根志越の一部	756
30	み ど り 台 小 学 校	みどり台北5丁目3-1	長都駅前2～5丁目・みどり台北・みどり台南・上長都の一部・長都の一部	1,228
31	勇 舞 中 学 校	勇舞3丁目4-2	勇舞・都の一部	1,250
32	北コミュニティセンター	釜加362	都の一部・長都の一部・釜加・上長都の一部	209
33	日 の 出 小 学 校	日の出2丁目3-20	日の出丘・日の出・住吉5丁目・柏台・流通1, 2丁目・豊里5丁目の一部・梅ヶ丘の一部	1,066
34	鉄東コミュニティセンター	青葉5丁目8-2	青葉・青葉丘・住吉2丁目	443
35	青 葉 中 学 校	豊里4丁目1-1	住吉1, 3, 4丁目・東郊・豊里	1,021
36	祝 梅 小 学 校	梅ヶ丘3丁目2-1	梅ヶ丘の一部・弥生・旭ヶ丘・流通3丁目の一部・日の出3丁目の一部	1,112
37	祝梅コミュニティセンター	弥生2丁目7-10	寿・根志越の一部・流通3丁目の一部・祝梅	477
38	駒 里 小 中 学 校	駒里945	駒里・美々	480
39	向 陽 台 小 学 校	若草5丁目1	若草	679
40	向 陽 台 中 学 校	若草5丁目5	白樺	795
41	泉 沢 小 学 校	柏陽2丁目9	文京・柏陽・福住	931
42	泉沢向陽台コミュニティセンター	里美2丁目9-2	里美・泉沢の一部	444
43	支 笏 湖 小 学 校	支笏湖温泉2	支笏湖温泉の一部・美笛・幌美内・モラップ	341
44	休 暇 村 支 笏 湖	支笏湖温泉	支笏湖温泉の一部	312
45	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	泉郷	140
46	中央コミュニティセンター	中央539	中央	234
47	東 千 歳 中 学 校	幌加731	協和・幌加	385
48	東 小 学 校	東丘824-30	新川・東丘	441

○地震災害時に避難所として使用する場合は、安全に使用できることを確認した後、使用することとする。また、洪水時に避難所として使用する場合にも、被災しない施設であることを確認した後、使用することとする。

●洪水等

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区	収容可能 人数
1	北海道千歳高等支援学校	真々地2丁目3-1	真々地・本町・朝日町	436 (体育館)
2	千 歳 中 学 校	栄町4丁目35	本町・東雲町・春日町・錦町・清水町	1,134
3	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2	蘭越・新星・桂木・大和	1,047
4	富 丘 中 学 校	あずさ1丁目2-1	末広・花園・清流・幸福・根志越(千歳川左岸側)	1,398
5	み どり 台 小 学 校	みどり台北5丁目3-1	みどり台北・長都の一部(長都川左岸側)・釜加・上長都	1,228
6	勇 舞 中 学 校	勇舞3丁目4-2	みどり台南・都・長都の一部(長都川右岸側)	1,250
7	日 の 出 小 学 校	日の出2丁目3-20	住吉・東郊・根志越(千歳川右岸側)	1,066
8	鉄東コミュニティセンター	青葉5丁目8-2	朝日町・青葉・駒里	443
9	祝 梅 小 学 校	梅ヶ丘3丁目2-1	豊里・寿・祝梅	1,112
10	祝梅コミュニティセンター	弥生2丁目7-10	寿・根志越(千歳川右岸側)	477
11	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	泉郷	140
12	中央コミュニティセンター	中央539	中央	234
13	東 千 歳 中 学 校	幌加731	協和・幌加・東丘	385

○洪水時避難予定場所は、発生状況により変更となる場合がある。また、河川の状態により避難経路が変更になるおそれから、重複している対象予定地区がある。

●崖崩れ、土石流

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区	収容可能 人数
1	千 歳 中 学 校	栄町4丁目35	本町・真町	1,134
2	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2	蘭越・新星・桂木・大和・緑町・北斗	1,047
3	千 歳 市 総 合 武 道 館	あずさ1丁目3-1	特定の医療施設患者等	1,566
4	向 陽 台 中 学 校	若草5丁目5	白樺	795
5	休 暇 村 支 笏 湖	支笏湖温泉	支笏湖温泉・美笛・幌美内・モラップ	312
6	千 歳 公 民 館 泉 郷 分 館	泉郷289-17	泉郷	140
7	東 千 歳 中 学 校	幌加731	協和・幌加	385

○土砂災害(崖崩れ、土石流)が発生するおそれのある場所として、北海道により土砂災害警戒(特別警戒)区域として指定されている地区を対象とする。

●火山現象

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象予定地区	収容可能 人数
1	千 歳 市 総 合 武 道 館	あずさ1丁目3-1	支笏湖温泉・美笛・支寒内・モラップ・ポロピナイ	1,566

○樽前山が噴火した際に被害を受ける可能性がある判断される支笏湖地区住民等（観光客、登山者及びキャンパー等を含む）を対象とする。

4 福祉避難所

整理 番号	施 設 名	所 在 地	対象等	収容可能人数	備 考
1	千 歳 市 総 合 福 祉 セ ン タ ー	東雲町2丁目3-4	特定せず	240	2, 3 階部分
2	千 歳 市 在 宅 福 祉 総 合 セ ン タ ー	新富1丁目3-5	特定せず	81	
3	千 歳 市 祝 梅 在 宅 福 祉 セ ン タ ー	流通3丁目3-16	特定せず	57	
4	北 進 小 中 学 校	北栄1丁目2-6	学校通学者等	294	
5	北 海 道 千 歳 高 等 支 援 学 校	真々地2丁目3-1	学校通学者等	74	教室部分
	合 計			746	

○災害の発生状況により、避難が長期間に亘る場合には、要配慮者を対象とした福祉避難所を必要に応じ開設する。

○ 医療機関（市内・近隣市）一覧

1 千歳市

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	病床	診療科目
市立千歳市民病院	北光2丁目1-1	24-3000 (24-3005)	190	内・消・循・小・外・ 整・脳・皮・泌・産 婦・眼・耳・麻
千歳桂病院	蘭越97番地の2	23-2101 (22-0171)	248	内・精
医療法人同仁会 千歳第一病院	東雲町1丁目11	23-4111 (27-3169)	82	内・循環器内科・消 化器内科・外・整・ 肛・リハ・麻・リウ
医療法人社団豊友会 千歳豊友会病院	富丘1丁目618-6	24-4191 (26-2066)	115	内・神内・脳・リハ・ 麻
医療法人資生会 千歳病院	桂木1丁目5-6	40-0700 (40-0701)	134	内・精・神・心内
医療法人社団 尾谷内科	新富2丁目5-5	24-5121 (24-5122)	19	内・消・循
医療法人社団いずみ会 北星病院	清流5丁目1-1	24-1121 (23-7085)	140	内・整・リハ・麻・ リウ
医療法人同仁会 向陽台病院	若草1丁目10-11	28-2288 (28-2546)	60	内・整・リハ
医療法人社団幸樹会 千歳脳神経外科	日の出1丁目1-40	22-9911 (23-9911)	19	脳・リハ
マミーズクリニックちとせ	信濃2丁目1-13	27-4103 (27-4104)	10	産・婦
医療法人社団 さくら女性クリニック	千代田町7丁目1789番地3 千歳ステーションプラザ 5階	27-1323 (27-1343)	-	婦
矢尾外科胃腸科	新富3丁目12-8	27-2277 (27-2727)	19	胃・外・整・肛・リ ハ・麻
市立千歳市民病院 支笏湖診療所	支笏湖温泉3	25-2241	-	内
市立千歳市民病院 泉郷診療所	泉郷78-10	29-2181	-	内・外

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	病床	診療科目
千歳市休日夜間急病センター	東雲町1丁目8-1	25-6131	-	内
医療法人社団北斗会 北斗内科小児科医院	北斗6丁目1-1	23-4320 (26-1584)	-	内・呼・消・循・ 小
医療法人社団廣仁会 浅沼皮膚科医院	錦町1丁目11-1	26-2331 (26-2332)	-	皮
医療法人社団平仁会 こにし小児科医院	高台4丁目2-4	23-1195 (27-3098)	-	小
医療法人社団誠仁会 梅ヶ丘クリニック	梅ヶ丘1丁目4-1	22-3755 (22-3756)	-	内
医療法人同仁会 新千歳空港クリニック	美々（新千歳空港ビル1階）	45-7553 (45-7554)	-	内・歯
医療法人社団開耳会 松浦耳鼻咽喉科	千代田町4丁目18-1	24-0234 (24-0234)	-	耳
医療法人社団 住吉こどもクリニック	住吉3丁目16-10	40-2344 (40-2355)	-	小・アレ
医療法人社団真清の会 新千歳クリニック	住吉4丁目2	22-8600 (22-8601)	-	内・整・リハ・リ ウ
社会医療法人北腎会 坂泌尿器科千歳クリニック	信濃2丁目1しなのビル2階	40-2727 (40-2728)	-	泌
医療法人社団 新千歳眼科	あずさ2丁目2-2	40-2255 (40-2256)	-	眼
医療法人社団 恵聖会クリニック	栄町4丁目12-1	40-2020 (40-2080)	-	内・神内・外・脳
医療法人社団廣仁会 千歳皮膚科形成外科クリニック	東郊1丁目4-18東郊メディ カル2階	40-1234 (40-1231)	-	皮・形
医療法人社団開耳会 千歳耳鼻咽喉科	東郊1丁目4-18東郊メディ カル2階	26-7737 (26-7737)	-	耳
医療法人社団 三上内科呼吸器科クリニック	東郊1丁目4-18東郊メディ カル2階	40-0350 (40-0351)	-	内・呼・消

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	病床	診療科目
医療法人社団 くみたこどもクリニック	信濃 2 丁目 2 - 1	40-8001 (40-8002)	-	小・循・アレ
医療法人社団 加藤内科クリニック	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千 歳ステーションプラザ 5 階	40-1110 (40-1120)	-	内
医療法人社団 高橋整形外科クリニック	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千 歳ステーションプラザ 5 階	24-1971 (24-1972)	-	整・リウ・リハ
医療法人社団 たけやま腎・泌尿器科クリニック	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千 歳ステーションプラザ 5 階	40-1145 (40-1150)	-	泌(人工透析) 性 感染症内科
医療法人社団糖翠会 はせがわ内科クリニック	北陽 1 丁目 5 - 3	23-1000 (23-1001)	-	内・糖尿病内科・ 代謝内科・内分泌 内科
さとう眼科	千代田町 4 丁目 18	27-4445 (27-4528)	-	眼
神谷医院	花園 5 丁目 1 - 2	23-3395 (23-3395)	-	小
千歳循環器クリニック	豊里 2 丁目 8 - 1	27-6676 (27-6686)	-	内・循
医療法人社団 鎌田眼科	信濃 2 丁目 1 しなのビル 1 階	26-7771 (26-7778)	-	眼
千歳アイクリニック	住吉 4 丁目 4 - 14-11	26-6728	-	眼
医療法人メディズム 千歳インター消化器・内科	本町 4 丁目 2 - 2	23-5541 (23-5545)	-	内・消化器内科
医療法人社団仁尚会 千歳駅北クリニック	末広 4 丁目 8 - 1 0	27-8000 (27-8010)	-	内・消化器内科・ 外
医療法人社団 古泉循環器内科クリニック	千歳市千代田町 3 丁目 5 セントラルビル 4 階	40-0022	-	循環器内科・代謝 内科・呼吸器内 科・人工透析内科

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	病床	診療科目
千歳しなの内科	信濃 2 丁目 1 しなのビル 2 階	40-7140	-	内・消化器内科・ 内視鏡内科
千歳まつもと眼科	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千 歳ステーションプラザ 5 階	25-9595	-	眼
医療法人北海道家庭医療学セン ター 向陽台ファミリークリニック	柏陽 4 丁目 3-5	48-5151	-	内、小
しののめクリニック	東雲町 2 丁目 14-2	22-6511	-	内
北陽ファミリークリニック	北陽 6 丁目 1-7	29-3388	-	内・小
医療法人社団 ちとせおひさまこどもクリニック	北陽 8 丁目 12-5	40-1232	-	小
医療法人ミライエ 緑町診療所	緑町 1 丁目 3-30 めでるちと せ	29-3383	-	内・外
医療法人社団高橋整形外科クリ ニック 高橋整形外科リハビリステーショ ンクリニック	長都駅前 3 丁目 1-31	27-1971	-	整形
医療法人社団創成 千歳駅前乳腺クリニック	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千歳ステーションプラザ 4 階	29-7301	-	乳外
ペウレ耳鼻咽喉科	千代田町 7 丁目 1789 番地 3 千歳ステーションプラザ 5 階	40-1187		耳
ほりえ眼科	信濃 4 丁目 4 番 1 号	070-8973-1250		眼

2 恵庭市(20床以上の入院設備を備える医療施設)

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	病床	診療科目
特定医療法人修道会 本田病院	恵庭市下島松619-1	36-7111	184	精・神内・心内
医療法人盟侑会 島松病院	〃 西島松570	36-5181	172	内・精・神
医療法人北晨会 恵み野病院	〃 恵み野西2丁目3-5	36-7555	199	内・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小・外・整・形・脳・呼外・心外・皮・泌・放・麻・糖尿病内科・リハ
医療法人社団我汝会 えにわ病院	〃 黄金中央2丁目1-1	33-2333	150	内・循環器内科・整・リハ・麻
医療法人社団 恵庭南病院	〃 住吉2丁目4-14	32-3850	150	内・呼吸器内科、消化器内科・糖尿病・代謝内科・内分泌内科・外・リハ
医療法人社団 尾形病院	〃 島松仲町1丁目4-11	37-3737	44	内・消・外
恵庭第一病院	〃 福住町1丁目6-6	34-1155	199	内・神内・呼吸器内科・消化器内科・循環器外科・小・外・整・脳・泌・肛門外科・人工透析内科・リハ

3 北広島市(20床以上の入院設備を備える医療施設)

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	病床	診療科目
社会医療法人即仁会 北広島病院	北広島市栄町1丁目5	011-373-5811	90	内・呼・循・消・整・脳
医療法人社団西の里 恵仁会病院	〃 西の里506-13	011-375-3225	156	内・リハ・歯
医療法人社団哲栄会 順天病院	〃 大曲695	011-376-3451	60	内・リハ

医療法人社団翔仁会 輪厚三愛病院	〃 輪厚704-16	011-377-3911	146	呼・消・循・整・皮・ リハ・歯
医療法人社団銀杏会 北広島希望ヶ丘病院	〃 大曲804	011-377-3301	92	内・循・リハ

4 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）指定医療機関

圏域	医 療 機 関 名		所 在 地	電話番号	備 考
全道	札幌医科大学附属病院		札幌市中央区南 1 西16	011-611-2111	基幹災害拠点病院 DMAT
札幌	北海道大学医学部付属病院		〃 中央区北14西 5	011-711-1161	地域災害拠点病院 DMAT
	市立札幌病院		〃 中央区北11西13	011-726-2211	地域災害拠点病院 DMAT
	国立病院機構 北海道医療センター		〃 西区山の手5条7丁目1-1	011-811-9111	地域災害拠点病院 DMAT
	医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	DH	〃 手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111	地域災害拠点病院 DMAT
東胆振	医療法人王子総合病院		苫小牧市若草町 3 丁目 4 - 8	0144-32-8111	地域災害拠点病院 DMAT
	苫小牧市立病院		〃 清水町 1 丁目 5 - 20	0144-33-3131	地域災害拠点病院 DMAT

DH：ドクターヘリ基地病院

○ 防災備蓄品保有状況一覧

備蓄品の整備計画は、千歳市災害応急対策用品整備計画（別掲）に定めるものとする。

種類	備 蓄 品 目
災害応急対策用品	食糧品
	長期保存非常食
	お粥（白粥、梅粥）
	粉ミルク、アレルギー用粉ミルク
	液体ミルク
	生活日用品
	紙おむつ（幼児用）
	紙おむつ（大人用）
	生理用品
	哺乳ビン
	避難所用品
	簡易トイレ
	簡易トイレ用凝固処理袋
	簡易トイレ用テント
	非常災害用毛布（真空加工）
	非常食料用食器類（ラップ・フィルム等含む）
	コンパクトタオル
	発電ラジオ（避難所用）
	非常用ローソク等
	カセットコンロ
	カセットコンロ用替えボンベ
	大型ガスコンロ
	炊事用具セット
	移動式ストーブ
	灯油用ポリタンク
	防水シート
	発電機（投光機付）
	ガソリン用携行缶（10ℓ用、20ℓ用）
	コードリール（30m、50m）
	ハイブリット式非常用発電機
	ガスボンベ式
	LED式バルーン投光器又はLED 屋内作業灯
	電源タップ
	USB充電器
	パーテーション
	段ボールベッド
	簡易ベッド
	感染症対策衛生用品
	避難所初期対応セット

種類	備 蓄 品 目
災害応急対策資機材	ハロゲン投光機（スタンド付）
	発電機（投光器付、投光器なし）
	ガソリン携行缶
	防塵マスク
	防塵メガネ
	災害救助用工具
	携帯拡声器
	折りたたみ式リヤカー
	四つ折り担架
	避難誘導用指示棒
	爪付油圧ジャッキ
	トラックロープ
	コードリール（屋外用）
	応急救護用品
	チェーンソー
	防災用ライト
	土のう袋
	掛けや
	つるはし
	斧
	剣先スコップ
	角スコップ
	くわ
	大鎌
	縄
	一輪車
	鉄杭
	防水シート

○ 千歳市防災行政無線（同報系）一覧

1 本部及び遠隔制御局設備の状況

区 分	設 置 箇 所	通 信 事 項	呼出符号又は呼出 名称
本部設備	市役所本庁舎2階 災害連絡室	防災行政事務に関する事項	ぼうさいちとせ
	市消防署		
遠隔制御 局設備	千歳地区農協同報 無線利用組合 (道央農業協同組合内)	・農業に関する災害の防止及び農産物の生 産、流通に関する事項 ・組合員への一般業務用通信に関する事項	ちとせちくのうき ようむせんくみあ い

2 屋外拡声子局（放送塔設備）の状況

整理 番号	設 置 場 所	所 在 地	整理 番号	設 置 場 所	所 在 地
1	しゅくばい児童館	弥生2丁目7-4	21	勇 舞 2 号 公 園	勇舞1丁目12-3
2	祝 梅 2 号 公 園	旭ヶ丘4丁目3	22	勇舞7丁目緩衝地帯	勇舞7丁目5
3	日 の 出 小 学 校	日の出2丁目3-20	23	ス ブ ラ ン 公 園	長都駅前4丁目1
4	アンカレッジパーク付近	青葉丘2198-27	24	みどり台2号公園	みどり台南2丁目5
5	すみよし1号公園	住吉5丁目10	25	みどり台4号公園	みどり台北2丁目3
6	ハ ル ニ レ 公 園	青葉4丁目7	26	朝 日 町 東 公 園	朝日町8丁目1206-186
7	東 郊 2 号 公 園	東郊2丁目10	27	千歳市役所（親局）	東雲町2丁目34
8	ね し こ し 公 園	清流1丁目1	28	清水町スポーツ広場	清水町6丁目24-2
9	み つ ば ち 公 園	幸福3丁目3-1	29	緑 の 広 場	千代田町4丁目
10	稲穂やすらぎ公園	稲穂3丁目6	30	栄 町 公 園	栄町2丁目25-38
11	高台団地2号棟横	高台3丁目1-2	31	北 栄 小 学 校	北栄1丁目10-2
12	桜ヶ丘公園	高台5丁目2	32	北 栄 緑 地	北栄2丁目11
13	青 空 公 園 (ふれあいセンター)	あずさ1丁目1	33	し ん と み 公 園	新富3丁目14
14	防 災 の 森	北信濃583-1	34	新 富 西 町 内 会 館	新富1丁目23
15	北 信 濃 1 号 公 園	北陽5丁目8	35	し な の 第 2 公 園	信濃4丁目18
16	北 陽 公 園	北陽1丁目10-1	36	北 斗 2 号 公 園	北斗2丁目13
17	とみおか4号公園	富丘4丁目27	37	北斗やすらぎ公園	北斗6丁目4
18	ひばりが丘1号公園	北光4丁目9	38	か ぜ の こ 公 園	自由ヶ丘3丁目17
19	北光7丁目道路用地	北光7丁目6-1	39	桜 木 小 学 校	自由ヶ丘7丁目1-1
20	長 都 調 整 地	長都駅前1丁目16	40	ふ な っ こ 公 園	桜木1丁目7

整理 番号	設 置 場 所	所 在 地	整理 番号	設 置 場 所	所 在 地
41	春 日 公 園	春日町1丁目5	51	若 草 公 園	若草5丁目4
42	指 宿 公 園	大和4丁目3	52	里美ターザン緑地	里美3丁目1
43	林 東 公 園 駐 車 場	大和2丁目8	53	太 陽 公 園	柏陽1丁目1
44	空 知 総 合 振 興 局 札幌建設管理部千歳 出 張 所	桂木6丁目1-28	54	タ ヌ キ 公 園	柏陽3丁目16
45	新 星 公 園	新星2丁目4	55	シ カ 公 園	文京3丁目25
46	マ マ チ 川 緑 地	本町4丁目7	56	支 笏 湖 支 所 横	支笏湖温泉
47	ママチ川（促進橋横）	真々地4丁目10	57	モラップキャンプ場	モラップ
48	青 葉 公 園 （サッカー場横）	泉沢868	58	美 笛 ボ ー ト 乗 場	美笛
49	若 草 ゴ リ ラ 公 園	若草1丁目4	59	幌 美 内 休 憩 所	幌美内
50	向 陽 台 支 所	若草4丁目13-1			

3 戸別受信設備の状況

屋外拡声子局エリア外の居住世帯や町内会、公共施設、不特定多数利用施設等1,965台（R6.10.1現在）

○ 千歳市防災行政無線（移動系）一覧

移動系無線（MC A無線）の設置状況

設置場所	無線機種別	設置台数
災害対策本部 (危機管理課)	固定型	1 台
	携帯型	13台
	車載型	1 台
農村整備課	携帯型	3 台
	車載型	1 台
観光課	固定型	1 台
	携帯型	2 台
	車載型	2 台
道路管理課	固定型	1 台
	携帯型	10台
	車載型	2 台
千歳市民病院	固定型	1 台
	携帯型	3 台
千歳市消防	固定型	2 台
	携帯型	3 台
水道局	固定型	1 台
	携帯型	12台
教育委員会	固定型	1 台
	携帯型	3 台
福祉課	固定型	1 台
向陽台支所	固定型	1 台
東部支所	固定型	1 台
支笏湖支所	固定型	1 台
防災学習交流施設 (そなえーる)	固定型	1 台
千歳市町内会連合会	携帯型	1 台
車両センター	固定型	1 台
指定避難所 及び 福祉避難所	固定型	51台 (1 台/1 施設)

輸 送 関 係

○ 緊急通行車両の標章、証明書

1 標章



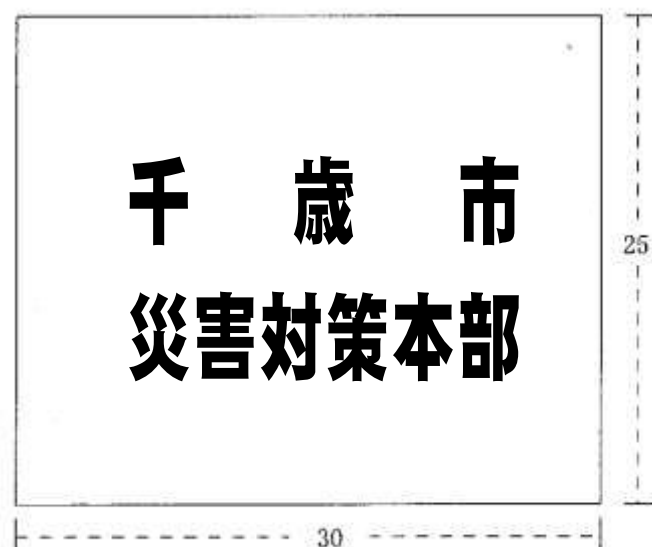
- (備考) 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○ 災害対策用車両の標旗



注 標旗は、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるいとまがない場合に使用

(備考) 1 文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○ 市内におけるヘリポート一覧

1 常設ヘリポート

番号	施 設 名	所 在 地	施 設 管 理 者	電話番号	座 標	備 考
1	航空自衛隊千歳飛行場	平和(東側滑走路)	千歳基地司令	23—3101	千歳基地司令の指示による	防衛部防衛班長
2	航空自衛隊千歳飛行場	平和(西側滑走路)	千歳基地司令	23—3101	千歳基地司令の指示による	防衛部防衛班長
3	陸上自衛隊東千歳駐屯地	祝梅	東 千 歳 駐 屯 地 業務隊長	23—5131	駐屯地業務隊長の指示による	
4	陸上自衛隊北千歳駐屯地	北信濃	北 千 歳 駐 屯 地 業務隊長	23—2106	駐屯地業務隊長の指示による	
5	新千歳空港	美々	空港長	23—4101	北緯42・46・31 東経141・41・33	総務課長

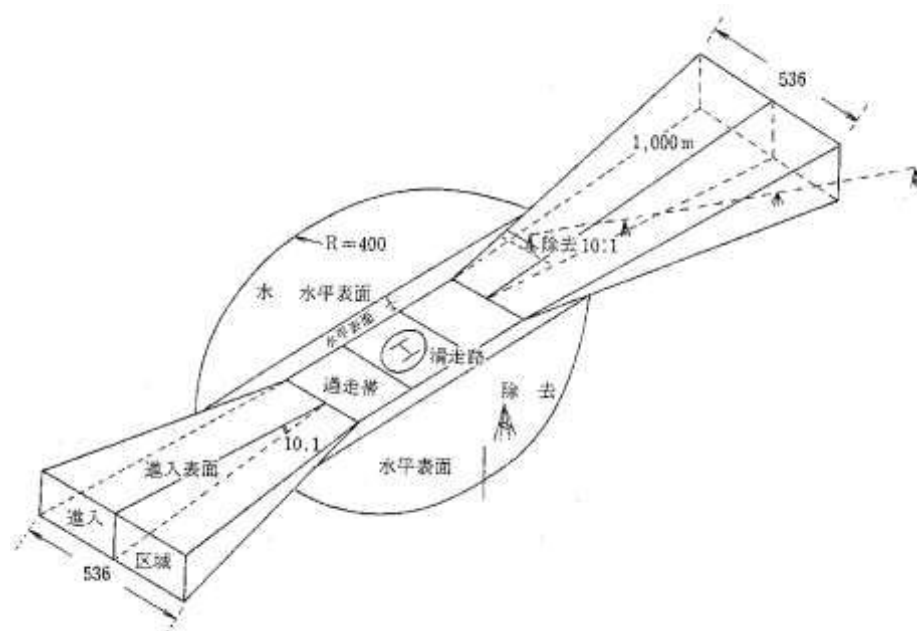
2 臨時ヘリポート

番号	施 設 名	所 在 地	施 設 管 理 者	電話番号	座 標	備 考
1	桜木小学校グラウンド	自由ヶ丘7丁目1—1	学校長	22—3301	北緯42・50・04 東経141・36・48	116m×140m
2	千歳第二小学校グラウンド	清流1丁目4—1	学校長	23—2062	北緯42・50・43 東経141・40・02	132m×45m
3	支笏湖小学校グラウンド	支笏湖温泉2	学校長	25—2729	北緯42・46・22 東経141・24・29	80m×50m
4	駒里小中学校グラウンド	駒里945	学校長	23—3237	北緯42・48・45 東経141・44・38	204m×47m
5	埋蔵文化財センター広場	長都42	埋蔵文化財センター	24—4210	北緯42・53・13 東経141・38・27	62m×94m
6	東小学校グラウンド	東丘824—30	学校長	21—3200	北緯42・54・54 東経141・48・08	136m×70m
7	泉沢小学校グラウンド	柏陽2丁目9	学校長	28—5830	北緯42・46・50 東経141・35・47	150m×150m

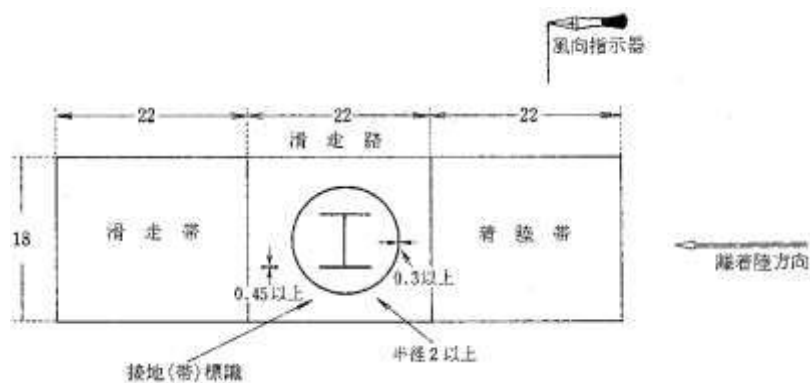
8	北海道千歳高等支援学校グラウンド	真々地2丁目3-1	学校長	23-6681	北緯42・48・48 東経141・38・41	136m×80m
9	青葉中学校グラウンド	豊里4丁目1-1	学校長	23-4147	北緯42・50・02 東経141・40・10	120m×84m
10	北斗中学校グラウンド	北斗5丁目1-1	学校長	22-4151	北緯42・49・59 東経141・37・32	120m×146m
11	北海道千歳北陽高等学校グラウンド	北陽2丁目10-53	学校長	24-2818	北緯42・50・54 東経141・38・20	200m×150m
12	北海道千歳高等学校グラウンド	北栄1丁目4-1	学校長	23-9146	北緯42・49・44 東経141・38・34	100m×100m
13	青空公園(スケート場)	あずさ1丁目1	千歳市スポーツ協会	24-2100	北緯42・50・33 東経141・39・02	100m×150m
14	青葉公園 (多目的広場)	真町	千歳市スポーツ協会	24-2100	北緯42・49・09 東経141・38・15	70m×35m
15	若草公園(野球場)	若草5丁目4	千歳市スポーツ協会	24-2100	北緯42・47・29 東経141・35・48	100m×100m
16	泉郷多目的広場	泉郷	スポーツ振興課長	24-0855	北緯42・54・22 東経141・43・16	80m×50m
17	モラップキャンプ場	モラップ	休暇村支笏湖	25-2201	北緯42・44・44 東経141・24・31	59m×45m
18	美苗湖畔(キャンプ場)	美苗	管理事務所	25-2752	北緯42・43・56 東経141・15・46	100m×60m
19	チェーン着脱場(美苗)	美苗	札幌開発建設部千歳道路事務所	23-2191	北緯42・43・02 東経141・12・58	70m×30m
20	千歳市防災学習交流施設(防災訓練広場)	あずさ4丁目22-1	施設長	26-9991	北緯42・51・00 東経141・38・53	200m×100m
21	北光公園	北光4丁目6-1	都市整備課公園管理係	24-0697	北緯42・50・38 東経141・38・18	

施設管理者については、変更される場合がある。

○ ヘリポート障害物除去基準



○ ヘリポート・標識施設の設置基準

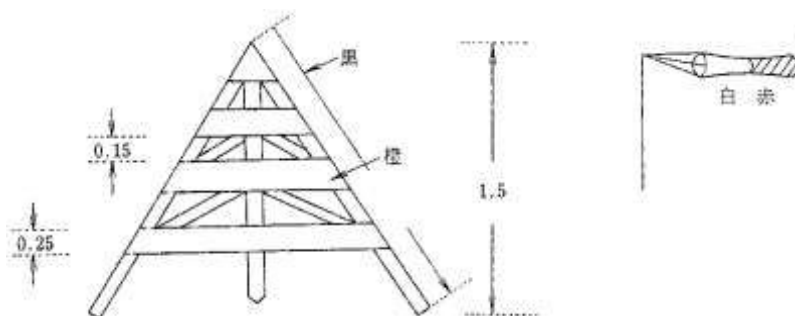


注 1 単位：メートル

2 接地（帯）標識：白とする。（Hの方向は進入方向を示すように標示する。）

3 風向指示器：着陸帯に近く進入区域外に設置する。ただし、進入区域及び着陸から70m以上離隔し、かつ、風のじょう乱の少ない場所に設置する。吹流しは繊維製品で一色又は数色とし、背景と反対色であること。

4 積雪地離着陸区域標識：接地（帯）標識の中心から50mの距離に正方形を構成するように4箇設置する。



○ 航空機、ヘリコプターによる災害情報の通報及び受信要領

自衛隊航空機による災害時における災害情報の通報及び受信に関しては、次により行うように努めること。

1 通信筒の投下

搭乗隊員は、災害状況を示す文書又は写真等を封入した通信筒を投下する。

この場合、その投下目標として、別図様式に描かれた地点を定める。

2 自衛隊員の直接報告

搭乗隊員は、市長の要請があった場合で状況の許すときは、着陸して職員等に通報することができる。

3 職員等の待機

職員等は、ヘリコプター等の爆音を聴取したときは、直ちに待機する。

4 受信の合図

通信筒を受領した者は、直ちにヘリコプター等に対して通信筒を振り、受信した旨合図する。

5 ヘリコプター着陸要請の合図

職員等は、ヘリコプターに対し、情報の受信その他連絡のため着陸を要請するときは、通信筒投下地点に国旗を置く。

6 着陸可否の合図

搭乗隊員は、職員等からの着陸要請の合図を認めたときは、着陸可否の要旨を記載した文書を通信筒に封入して合図する。

7 職員等の搭乗調査

職員等は、必要に応じ、自衛隊の同意を得て、ヘリコプターに搭乗して災害の状況を調査することができる。

別図様式 略

○ 緊急輸送道路（指定）一覧

緊急輸送道路	路 線	主要な防災拠点又はその他の防災拠点
第1次 緊急輸送道路	道央自動車道	
	道東自動車道	
	国道36号	札幌開発建設部千歳道路事務所 東京航空局新千歳空港事務所 航空自衛隊千歳基地 新千歳空港 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市環境センター
	国道453号	
	国道337号（道央圏連絡道路）	
	国道234号	
	09-12東13号道路	千歳警察署
	東大通	陸上自衛隊東千歳駐屯地
	川南通	千歳市消防本部、千歳保健所 千歳市役所、千歳市水道局
	9線通・市道33号大通	陸上自衛隊北千歳駐屯地
	道道千歳インター線	千歳IC
	道道新千歳空港インター線・道道泉沢新千歳空港線	新千歳空港IC
	祝梅大通	
第2次 緊急輸送道路	国道337号	千歳駅前広場 道の駅サーモンパーク千歳
	国道276号	原子力災害時の俱知安町民受入ルート
	道道支笏湖公園線	札幌建設管理部千歳出張所
	道道早来千歳線	河川防災ステーション
	09-01南4号道路	千歳市青葉公園（広域避難所）
	29号通	千歳市青空公園（広域避難所）
	美々西通	公立千歳科学技術大学
第3次 緊急輸送道路	道道島松千歳線	千歳市防災学習交流施設、市立千歳市民病院
	市場通	千歳市公設卸売市場
	日の出大通	千歳川河川事務所
	09-13南1号道路	北海道ガス(株)千歳支店
	駒里祝梅線	柏台演習場
	09-10南4号道路・09-10東3号道路・09-10南1号道路	千歳市車両センター
	09-18南3号道路・市道街路28長都駅前通・09-30東2号道路	長都駅前広場

水 防 関 係

○ 水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧

1 水位観測所一覧

観測所名	河 川 名	位 置	水防団 待機水 位 (m)	氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	氾濫開 始相当 水位 (m)	所 管
ふ化場	千歳川	千歳市蘭越番外地	30.60	30.70				札 幌 開 発 建 設 部
西越	〃	千歳市幸福 1 丁目 849番地	7.90	8.20	8.40	8.70	9.30	〃
支笏湖	〃	千歳市支笏湖						〃
春日	〃	千歳市大和 2 丁目	14.51	14.67	14.71	15.23		札 幌 建 設 管 理 部
嶮淵	嶮淵川	千歳市泉郷800番地	8.80	9.20	9.70	10.20	10.20	札 幌 開 発 建 設 部
真々地	ママチ川	千歳市真々地 1 丁目	14.45	14.80	15.30	15.99		札 幌 建 設 管 理 部
長都	長都川	千歳市上長都東 5 線 南28号	9.41	9.57	9.88	10.43		〃

2 雨量観測所一覧

観 測 所 名	河 川 名	雨 量 観 測 所 位 置	所 管
滝笛（道路）	美笛川	千歳市滝笛	札幌開発建設部 （道路）
支笏	千歳川	千歳市水明郷石狩森林管理署恵庭事業所国有林	札幌開発建設部
西越	〃	千歳市根志越849番地	〃
支笏湖	〃	千歳市支笏湖	〃
ふ化場	〃	千歳市蘭越	〃
春日	〃	千歳市大和2丁目地先河川敷	札幌建設管理部
支笏湖畔（気象）	その他	千歳市支笏湖温泉番外地	札幌管区气象台
支寒内（道路）	〃	千歳市支寒内国有林	札幌開発建設部 （道路）
支笏湖（道路）	〃	千歳市支笏湖温泉	〃
美々（道路）	美々川	千歳市平和1388地先	〃
千歳（気象）	その他	千歳市美々 新千歳航空測候所	札幌管区气象台

3 危機管理型水位計一覧

名称	河川名	位置	所管
千歳川KP32.8右岸	千歳川	長沼町	札幌開発建設部
千歳川KP38.0左岸	千歳川	千歳市都	〃
千歳川KP41.2右岸	千歳川	千歳市根志越	〃
千歳川KP42.0左岸	千歳川	千歳市東郊1丁目	〃
千歳川KP42.4左岸	千歳川	千歳市住吉1丁目	〃
嶮淵川KP6.0左岸	嶮淵川	千歳市泉郷	〃
嶮淵川KPKP6.2右岸	嶮淵川	千歳市泉郷	〃
ママチ川	ママチ川	千歳市朝日町	札幌建設管理部
嶮淵川	嶮淵川	千歳市協和	〃
祝梅川	祝梅川	千歳市祝梅	〃

○ 水門等設置状況一覧

1 (排・取)水門等

(1) 札幌建設管理部

令和3年度現在

番号	管理者	電話番号	②			②			③			④		
			河川名	樋門・樋管名	地 先 名	河川名	樋門・樋管名	地 先 名	河川名	樋門・樋管名	地 先 名	河川名	樋門・樋管名	地 先 名
1	千歳市建設部	24-3131	ママチ川	No.1排水樋門	真々地1丁目389番地先									
2	札幌建設管理部	23-4191	〃	分水堰樋門	真々地1丁目1番地先									
3	千歳市建設部	24-3131	嶮淵川	岡田地先排水樋管	泉郷197番7地先	嶮淵川	泉郷第3橋第1樋函工	泉郷408番1地先	嶮淵川	泉郷第3橋第2樋管工	泉郷408番5地先	嶮淵川	白井地先排水樋管	泉郷486番地先
4	千歳市建設部	24-3131	〃	廣世地先排水樋管	泉郷140番38地先	〃	福田地先排水樋管	泉郷43番6地先	嶮淵川	第3号排水樋管	泉郷1559番1地先			
5	千歳市建設部	24-3131	〃	高山地先樋管	泉郷149番1地先	〃	第1号排水樋管	泉郷150番8地先	〃	第2号排水樋管	泉郷2008番1地先			
6	千歳市建設部	24-3131	〃	第5号排水樋管	協和217番2地先	〃	第6号排水樋管	協和335番2地先	〃	第7号樋管工	協和334番9地先			
7	千歳市建設部	24-3131	〃	第4号排水樋管	泉郷203番地先	〃	第8号樋管工	協和341番2地先	〃	第9号樋管工	協和341番5地先			
8	千歳市建設部	24-3131	〃	第10号樋管工	協和281番3地先	〃	第11号樋管工	協和122番3地先						
9	千歳市建設部	24-3131	〃	第12号排水樋管工	協和673番2地先	〃	第13号樋管工	協和750番1地先	嶮淵川	第14号樋管工	協和741番3地先			
10	千歳市建設部	24-3131	〃	第15号樋管工	協和428番5地先	〃	第16号樋管工	協和431番2地先						

11	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第17号樋管工	協和1137番 6 地先									
12	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第19排水ひ管	協和1173番 6 地先	嶮淵川	第22排水ひ管	協和634番 1 地先						
13	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第18排水ひ管	協和814番 4 地先	〃	第20排水ひ管	協和635番 2 地先						
14	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第23排水ひ管	協和112番 4 地先	〃	第24排水ひ管	協和115番 4 地先						
15	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第25排水ひ管	協和630番 2 地先									
16	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第28排水ひ管	協和651番 2 地先	嶮淵川	第29排水ひ管	協和651番 1 地先						
17	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	小泉地先樋管	協和123番4 地先	〃	第26排水ひ管	協和631番 8 地先	嶮淵川	第27排水ひ 管	協和631番 1 地先			
18	千 歳 市 建 設 部	24－3131	長都川	田中排水樋管 工	長都87番 8 地先									
19	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	佐々木排水樋 管	長都38番 4 地先	長都川	又場排水樋門	長都833番 2 地先						
20	札幌建設 管 理 部	23—4191	〃	長都川左岸樋 門	長都東6線南 25号地先	〃	長都川右岸樋 門	長都東6線南2 5号地先						
21	千 歳 市 建 設 部	24－3131	ユカン ボシ川	4 号排水樋管	長都100番 2 地先									
22	千 歳 市 建 設 部	24－3131	〃	第一号排水樋 管	市道南24号 地先									

(2) 札幌開発建設部千歳川河川事務所

令和3年度現在

番 号	管 理 者	電 話 番 号	名 称	河 川 名	場 所	断 面 形 状 m	ゲート数
1	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	漁 太 東 4 線 樋 門	千 歳 川	釜加108—1 地先	2 × 2 × 51	1
2	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	カ リ シ バ 排 水 樋 門	〃	〃 241—18地先	2 × 2 × 47	2
3	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	漁 太 南 2 0 号 樋 門	〃	〃 97—4 地先	2.9 × 5.2 × 39	2
4	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	漁 太 南 2 2 号 樋 門	〃	〃 310—3 地先	2 × 2 × 33	1
5	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	福 屋 樋 門	〃	長都468—1 地先	1.2 × 1.2 × 35	1
6	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	第 4 支 線 樋 門	〃	〃 1813—1 地先	2.5 × 2 × 25	1
7	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	第 5 支 線 樋 門	〃	〃 2504地先	2 × 2 × 27	1
8	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	末 広 樋 門	〃	根志越138地先	1.5 × 1.5 × 17	1
9	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	根 志 越 樋 門	〃	〃 19—1 地先	1.2 × 1.2 × 18	1
10	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	国 境 樋 門	嶮 淵 川	泉郷2176地先	1.2 × 1.2 × 22	1
11	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	松 原 樋 門	〃	〃 577—4 地先	1.2 × 1.2 × 16.0	1
12	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	登 坂 樋 門	〃	〃 287—6 地先	1.2 × 1.2 × 17.0	1
13	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	旧 千 歳 川 樋 門	祝 梅 川	根志越182地先	1.2 × 1.2 × 30	1
14	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	中 央 幹 線 樋 門	〃	〃 49地先	2 × 1.5 × 21	1
15	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	ウ メ ボ シ 樋 門	〃	〃 1441—1地先	1.5 × 2 × 15	1
16	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	祝 梅 川 樋 門	〃	〃 1171—14地先	1.2 × 1.2 × 16	1
17	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	小 笠 樋 門	〃	根志越1462番地先	φ 0.6 × 17.86	1
18	千 歳 川 河 川 事 務 所	2 4 — 1 1 1 4	柳 樋 門	〃	祝梅488番1 地先	φ 0.6 × 16.06	1

19	千歳川河川事務所	24—1114	張山沢樋門	〃	祝梅508番地先	$\phi 0.6 \times 15.56$	1
20	千歳川河川事務所	24—1114	野呂樋門	〃	祝梅513番地先	$\phi 0.6 \times 15.66$	1
21	千歳川河川事務所	24—1114	No. 2 小笠地先排水樋管	〃	祝梅496番地先	$\phi 0.6 \times 13.40$	1

令和3年度現在

(3) 千歳市

番 号	操 作 員	電 話 番 号	名 称	河 川 名	場 所	断 面 形 状 m	ゲート数
1	農村整備課 千歳市環境整備事業 協 同 組 合	24-0629 29-2751 (中央長都排水機場)	中 央 長 都 排 水 樋 門	千 歳 川	根志越2591	2.3×2	1
2	〃	24-0629 22-5208 (南18号排水機場)	南 1 8 号 排 水 樋 門	〃	釜加83—13	1.5×1.5	2
3	〃	24-0629 22-5357 (南21号排水機場)	南 2 1 号 排 水 樋 門	〃	釜加1120	2.0×2.0	1
4	〃	24-0629	逆 サ イ ホ ン 吞 口 樋 門	第1号幹線明 渠排水路	根志越2658	φ1.8	2
5	〃	〃	逆 サ イ ホ ン 吐 口 樋 門	中央排水路	〃 2615	〃	2

2 排水ポンプ場

番号	管理者	操 作 員	名 称	河 川 名	場 所	ポンプ能力・台数
1	千 歳 市	農村整備課 千歳市環境整備事業協同組合	中 央 長 都 排 水 機 場	千 歳 川	根志越2538—4	1.75m ³ /s × 3 台 0.44m ³ /s × 1 台
2	千 歳 市 恵 庭 市	〃	南 1 8 号 排 水 機 場	〃	釜加564—23	4.26m ³ /s × 2 台
3	〃	〃	南 2 1 号 排 水 機 場	〃	〃 83—13	2.5m ³ /s × 2 台 0.75m ³ /s × 1 台
4	千 歳 市	〃	都 排 水 機 場	〃	都1814—23	2.167m ³ /s × 2 台 0.717m ³ /s × 2 台
5	千 歳 市 長 沼 町	長 沼 町	大 学 排 水 機 場	〃	長沼町馬追原野1412—18	9.73m ³ /s × 2 台 3.77m ³ /s × 2 台
6	千 歳 市	農村整備課 千歳市環境整備事業協同組合	長 都 排 水 機 場	長 都 川	長都216—10	0.6m ³ /s × 2 台
7	〃	〃	ユ カ ン ボ シ 排 水 機 場	ユカンボシ川	〃 37—13	0.20m ³ /s × 2 台
8	千 歳 市 恵 庭 市	恵 庭 市	漁 太 排 水 機 場	千 歳 川	恵庭市漁太126—4	4.33m ³ /s × 3 台

○ 重要水防箇所一覧

【重要水防箇所について】

『重要水防箇所』とは洪水時に危険が予測され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、河川の堤防から河川にかかる橋など（以下8項目）について重要度A、B、要注意などの評価を与えています。

重要水防箇所評定基準（案）

種別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤防脆弱性指標$t^* \geq 0.01$となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生するおそれのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所及び堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防脆弱性指標$t^* \geq 0.01$となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生するおそれのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	

基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 $G/W \leq 1$、それ以外の場所は局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状履歴がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所及び堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある変状が集中している箇所。 $G/W \leq 1$、それ以上の場所は局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等による本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
重点区間	水防活動上の必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間 【各市町村の危険箇所の上下流数百メートル】		

1 札幌開発建設部（直轄管理区間）

令和5年度現在

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越1	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	30.60～32.20	1.60	31.40	9.62	11.06	10.68		千歳川	千歳市	
越2	千歳川	左岸	越水・溢水		A	漁太上流	32.20～32.40	0.20	32.40	9.63	11.06	10.72		千歳川	千歳市	
越3	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	32.40～35.59	3.19	34.00	9.65	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
越4	千歳川	左岸	越水・溢水		B	漁太上流	35.80～36.00	0.20	36.00	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
越5	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳	36.00～36.12	0.12	36.00	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
越6	千歳川	左岸	越水・溢水	○	B	千歳	36.20～39.40	3.20	37.80	9.70	11.06	10.91		千歳川	千歳市	
越7	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
越8	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	40.80～41.00	0.20	41.00	9.74	11.06	12.06		千歳川	千歳市	
越9	千歳川	左岸	越水・溢水		B	千歳上流	41.20～42.23	1.03	41.80	9.86	11.06	-		千歳川	千歳市	
越10	千歳川	左岸	越水・溢水	○	B	千歳上流	42.40～42.60	0.20	42.60	9.99	11.06	-		千歳川	千歳市	
越11	千歳川	左岸	越水・溢水		B	-	42.60～42.68	0.08	42.60	9.99	11.06	-		千歳川	千歳市	
越12	千歳川	左岸	越水・溢水		B	-	42.80～42.93	0.13	42.80	10.03	11.06	-		千歳川	千歳市	
越13	千歳川	左岸	越水・溢水		B	-	43.00～43.20	0.20	43.20	10.64	11.64	-		千歳川	千歳市	
越14	千歳川	右岸	越水・溢水		B	長都上流	34.80～35.59	0.79	35.20	9.67	11.06	11.86		千歳川	千歳市	
越15	千歳川	右岸	越水・溢水	○	B	長都上流	35.80～36.12	0.32	36.00	9.68	11.06	10.91		千歳川	千歳市	

越16	千歳川	右岸	越水・溢水		B	長都上流	36.20～39.40	3.20	37.80	9.70	11.06	11.13		千歳川	千歳市	
越17	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	39.40～40.60	1.20	40.00	9.73	11.06	11.09		千歳川	千歳市	
越18	千歳川	右岸	越水・溢水	○	B	祝梅	40.80～41.60	0.80	41.20	9.77	11.06	11.04		千歳川	千歳市	
越19	千歳川	右岸	越水・溢水	○	A	祝梅	41.60～42.20	0.60	42.00	9.89	11.06	-		千歳川	千歳市	
越20	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	42.20～42.23	0.03	42.20	9.93	11.06	-		千歳川	千歳市	
越21	千歳川	右岸	越水・溢水		B	祝梅	42.40～42.60	0.20	42.60	9.99	11.06	-		千歳川	千歳市	
越22	千歳川	右岸	越水・溢水		B	-	42.60～42.68	0.08	42.60	9.99	11.06	-		千歳川	千歳市	
越23	千歳川	右岸	越水・溢水		B	-	42.80～42.93	0.13	42.80	10.03	11.06	-		千歳川	千歳市	
越24	千歳川	右岸	越水・溢水		B	-	43.00～43.20	0.20	43.20	10.64	11.64	-		千歳川	千歳市	
堤1	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	33.40～34.00	0.60	33.80	9.65	11.06	10.94		千歳川	千歳市	
堤2	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	34.60～35.40	0.80	35.00	9.66	11.06	11.80		千歳川	千歳市	
堤3	千歳川	左岸	堤体漏水		B	漁太上流	35.60～36.00	0.40	35.80	9.67	11.06	10.79		千歳川	千歳市	
堤4	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳	36.00～37.80	1.80	37.00	9.69	11.06	10.95		千歳川	千歳市	
堤5	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳	39.00～39.40	0.40	39.20	9.72	11.06	11.05		千歳川	千歳市	
堤6	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳上流	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
堤7	千歳川	左岸	堤体漏水		B	千歳上流	41.20～41.60	0.40	41.40	9.80	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
堤8	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	34.80～35.00	0.20	35.00	9.66	11.06	11.24	S 37	千歳川	千歳市	
堤9	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	38.00～38.40	0.40	38.20	9.70	11.06	11.05		千歳川	千歳市	

提10	千歳川	右岸	堤体漏水		B	長都上流	38.60～39.00	0.40	38.80	9.71	11.06	10.78		千歳川	千歳市	
提11	千歳川	右岸	堤体漏水		B	祝梅	39.40～40.62	1.22	40.00	9.73	11.06	11.09		千歳川	千歳市	
提12	千歳川	右岸	堤体漏水	○	B	祝梅	40.80～41.80	1.00	41.40	9.80	11.06	11.45	S 37	千歳川	千歳市	
基1	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	漁太上流	30.60～31.40	0.80	31.00	9.61	11.06	10.74		千歳川	千歳市	
基2	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳	36.40～36.60	0.20	36.60	9.68	11.06	11.01		千歳川	千歳市	
基3	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳上流	39.60～40.62	1.02	40.20	9.73	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
基4	千歳川	左岸	基礎地盤漏水		B	千歳上流	41.20～41.60	0.40	41.40	9.80	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
基5	千歳川	右岸	基礎地盤漏水		B	長都上流	34.80 ～35.20	0.40	35.00	9.66	11.06	11.24		千歳川	千歳市	
衝1	千歳川	左岸	水衝・洗掘		B	千歳上流	41.20～41.40	0.20	41.40	9.77	11.06	11.14		千歳川	千歳市	
衝2	千歳川	左岸	水衝・洗掘	○	B	千歳上流	42.20～42.40	0.20	42.40	9.96	11.06	—		千歳川	千歳市	
工1	千歳川	—	工作物		B	長都大橋	35.59	—	35.60	9.67	11.06	13.78		千歳川	千歳市	
工2	千歳川	—	工作物		B	根志越橋 (下流側)	40.62	—	40.60	9.73	11.06	10.75		千歳川	千歳市	
工3	千歳川	—	工作物		B	根志越橋 (上流側)	40.63	—	40.60	9.73	11.06	10.75		千歳川	千歳市	
工4	千歳川	—	工作物		A	サモン橋	42.23	—	42.20	9.93	11.06	11.48		千歳川	千歳市	
工5	千歳川	—	工作物		B	インディアン 水車橋	42.68	—	42.60	9.99	11.06	—		千歳川	千歳市	
工6	千歳川	—	工作物		B	日の出橋	42.93	—	43.00	10.33	11.33	—		千歳川	千歳市	
工7	千歳川	—	工作物		B	新橋	44.49	—	44.40	12.48	13.48	—		千歳川	千歳市	

工8	千歳川	—	工作物		B	千歳橋	44.57	—	44.40	12.48	13.48	—		千歳川	千歳市	
旧1	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	千歳上流	40.00～40.40	0.40	40.20	9.73	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
旧2	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	千歳上流	41.20～41.40	0.20	41.40	9.80	11.06	11.25	S37	千歳川	千歳市	
旧3	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	千歳上流	41.60～42.00	0.40	41.80	9.86	11.06	—		千歳川	千歳市	
旧4	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	34.80～35.20	0.40	35.00	9.66	11.06	11.24		千歳川	千歳市	
旧5	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	37.60～37.80	0.20	37.80	9.70	11.06	11.13		千歳川	千歳市	
旧6	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	長都上流	38.40～38.80	0.40	38.60	9.71	11.06	10.96		千歳川	千歳市	
旧7	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	祝梅	39.80～40.60	0.80	40.20	9.73	11.06	10.79		千歳川	千歳市	
旧8	千歳川	右岸	旧川跡	○	要注意	祝梅	41.60～42.23	0.63	42.00	9.89	11.06	—		千歳川	千歳市	
重1	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳築堤	37.90～38.10	0.20	38.00	9.70	11.06	10.62		千歳川	千歳市	
重2	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳上流 築堤	41.90～42.10	0.21	42.00	9.89	11.06	11.08		千歳川	千歳市	
重3	千歳川	左岸	重点区間	○		千歳上流 築堤	42.30～42.50	0.21	42.40	9.96	11.06	—		千歳川	千歳市	
重4	千歳川	右岸	重点区間	○		長都上流 築堤	35.90～36.10	0.20	36.00	9.68	11.06	10.91		千歳川	千歳市	
重5	千歳川	右岸	重点区間	○		祝梅築堤	41.10～41.30	0.21	41.20	9.77	11.06	11.04		千歳川	千歳市	
重6	千歳川	右岸	重点区間	○		千歳市街 築堤	41.70～41.90	0.17	41.80	9.86	11.06	—		千歳川	千歳市	
越1	嶮淵川	左岸	越水・溢水	○	B	嶮淵川 左岸築堤	5.78～6.60	0.82	6.20	9.98	11.06	10.85	S56	千歳川	千歳市	
越2	嶮淵川	右岸	越水・溢水	○	B	嶮淵川	6.01～6.60	0.59	6.40	10.00	11.06	11.42		千歳川	千歳市	

						右岸築堤										
衝1	嶮淵川	左岸	水衝・洗掘		B	嶮淵川 左岸築堤	7.22	—	7.20	10.25	11.06	14.04		千歳川	千歳市	H29河川 カルテ
工1	嶮淵川	—	工作物		B	長沼用水 路橋	6.88	—	6.80	10.12	11.06	11.67		千歳川	千歳市	
破1	嶮淵川	左岸	破堤跡	○	要注意	嶮淵川 左岸築堤	6.00	—	6.00	9.96	11.06	10.63	S56	千歳川	千歳市	S56.8溢 水破堤
重1	嶮淵川	左岸	重点区間	○		嶮淵川左 岸築堤	5.90～6.10	0.20	6.00	9.96	11.06	10.63	S56	千歳川	千歳市	
重2	嶮淵川	右岸	重点区間	○		嶮淵川右 岸築堤	6.10～6.30	0.22	6.20	9.98	11.06	10.63		千歳川	千歳市	

令和 5 年度現在

2 札幌開発建設部（直轄工事区間（2条8号区間））

N o .	河川名	左右岸	種 別	重要度	築堤名	距離標	延 長	位 置	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 堤高	既往 災害	事務所	市町 村名	備考
越1	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	B	祝梅川左 岸築堤	0.33～0.80	0.54	0.60	9.73	11.06	10.73		千歳川	千 歳 市	
越2	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	A	祝梅川左 岸築堤	0.80～1.20	0.45	1.00	9.75	11.06	10.61		千歳川	千 歳 市	
越3	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	B	祝梅川左 岸築堤	1.20～2.80	1.82	2.00	9.78	11.06	10.97		千歳川	千 歳 市	
越4	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	B	祝梅川左 岸築堤	3.00～3.40	0.40	3.20	9.83	11.06	11.20		千歳川	千 歳 市	
越5	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	A	祝梅川左 岸築堤	3.40～3.60	0.20	3.60	9.86	11.06	9.82		千歳川	千 歳 市	
越6	祝梅川	左 岸	越水・溢 水	B	祝梅川左 岸築堤	3.60～3.80	0.20	3.80	10.07	11.06	—		千歳川	千 歳 市	
越7	祝梅川	右 岸	越水・溢 水	B	祝梅川右 岸築堤	0.14～2.00	2.00	1.00	9.75	11.06	11.03		千歳川	千 歳 市	
越8	祝梅川	右 岸	越水・溢 水	A	祝梅川右 岸築堤	2.00～2.40	0.43	2.20	9.79	11.06	10.66		千歳川	千 歳 市	
越9	祝梅川	右 岸	越水・溢 水	B	祝梅川右 岸築堤	2.40～2.80	0.43	2.60	9.80	11.06	10.70		千歳川	千 歳 市	
越10	祝梅川	右 岸	越水・溢 水	A	祝梅川右 岸築堤	3.00～3.40	0.40	3.20	9.82	11.06	9.72		千歳川	千 歳 市	
越11	祝梅川	右 岸	越水・溢 水	A	祝梅川右 岸築堤	3.60～3.80	0.20	3.80	9.82	11.06	10.44		千歳川	千 歳 市	
提1	祝梅川	左 岸	堤体漏水	B	祝梅川左 岸築堤	0.33～3.40	3.07	1.80	9.77	11.06	11.08		千歳川	千 歳 市	

堤2	祝梅川	右 岸	堤体漏水	B	祝梅川右岸築堤	0.20～3.40	3.20	1.80	9.77	11.06	10.88		千歳川	千歳市	
基1	祝梅川	右 岸	基礎地盤漏水	B	祝梅川右岸築堤	0.20～2.99	3.00	1.60	9.77	11.06	10.87		千歳川	千歳市	
衝1	祝梅川	左 岸	水衝・洗掘	B	祝梅川左岸築堤	0.75～1.00	0.28	0.80	9.74	11.06	10.98		千歳川	千歳市	H29河川カルテ
衝2	祝梅川	右 岸	水衝・洗掘	B	祝梅川右岸築堤	0.75～1.00	0.27	0.80	9.74	11.06	10.99		千歳川	千歳市	H29河川カルテ
工1	祝梅川	—	工作物	B	新祝梅橋	0.47		0.40	9.72	11.06	11.07		千歳川	千歳市	
工2	祝梅川	—	工作物	B	祝梅橋	1.52		1.60	9.77	11.06	10.99		千歳川	千歳市	
工3	祝梅川	—	工作物	B	第2祝梅橋	2.94		2.80	9.81	11.06	10.94		千歳川	千歳市	
旧1	祝梅川	左 岸	旧川跡	要注意	祝梅川左岸築堤	0.49～0.80	0.31	0.60	9.73	11.06	10.73		千歳川	千歳市	河川カルテ
旧2	祝梅川	左 岸	旧川跡	要注意	祝梅川左岸築堤	1.40～1.60	0.20	1.60	9.77	11.06	10.99		千歳川	千歳市	
旧3	祝梅川	右 岸	旧川跡	要注意	祝梅川右岸築堤	0.42～0.48	0.06	0.40	9.72	11.06	11.34		千歳川	千歳市	
旧4	祝梅川	右 岸	旧川跡	要注意	祝梅川右岸築堤	0.60～0.80	0.20	0.80	9.74	11.06	10.99		千歳川	千歳市	河川カルテ

3 札幌開発建設部（直轄工事区間（指定区間））

令和5年度現在

№.	河川名	左右岸	種 別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越1	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	0.00～0.60	0.60	0.40	9.68	11.06	10.19		千歳川	千歳市	
越2	長都川	左岸	越水・溢水		B	長都川左岸	0.60～1.20	0.60	1.00	9.68	11.06	11.38		千歳川	千歳市	
越3	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	1.20～1.40	0.20	1.40	9.68	11.06	10.47		千歳川	千歳市	
越4	長都川	左岸	越水・溢水		B	長都川左岸	1.40～1.60	0.20	1.60	9.68	11.06	10.81		千歳川	千歳市	
越5	長都川	左岸	越水・溢水		A	長都川左岸	1.60～3.60	2.00	2.60	9.68	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
越6	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	0.00～0.27	0.27	0.20	9.68	11.06	10.18		千歳川	千歳市	
越7	長都川	右岸	越水・溢水		B	長都川右岸	0.27～0.40	0.13	0.40	9.68	11.06	10.82		千歳川	千歳市	
越8	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	0.40～0.60	0.20	0.60	9.68	11.06	9.98		千歳川	千歳市	
越9	長都川	右岸	越水・溢水		B	長都川右岸	0.60～1.40	0.80	1.00	9.68	11.06	11.40		千歳川	千歳市	
越10	長都川	右岸	越水・溢水		A	長都川右岸	1.40～3.60	2.20	2.60	9.68	11.06	10.65		千歳川	千歳市	
堤1	長都川	左岸	堤体漏水		B	長都川左岸	0.00～3.60	3.60	1.80	9.68	11.06	10.67		千歳川	千歳市	
堤2	長都川	右岸	堤体漏水		B	長都川右岸	0.00～2.67	2.67	1.40	9.68	11.06	10.87		千歳川	千歳市	
堤3	長都川	右岸	堤体漏水		B	長都川右岸	2.90～3.60	0.70	3.20	9.68	11.06	10.71		千歳川	千歳市	
工1	長都川		工作物		B	第四長都橋	0.96		1.00	9.68	11.06	11.38		千歳川	千歳市	
工2	長都川		工作物		A	第三長都橋	1.53		1.60	9.68	11.06	10.81		千歳川	千歳市	
工3	長都川		工作物		B	第二長都橋	2.08		2.00	9.68	11.06	10.74		千歳川	千歳市	
工4	長都川		工作物		A	第一長都橋	2.67		2.60	9.68	11.06	10.93		千歳川	千歳市	
工5	長都川		工作物		A	上田橋	2.90		3.00	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工6	長都川		工作物		A	第六長都橋	3.03		3.00	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
越1	ユカンボシ川	左岸	越水・溢水		A	ユカンボシ左岸	0.00～0.40	0.40	0.20	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	

越2	ユカンボシ川	左岸	越水・溢水		B	ユカンボシ川左岸	0.40～1.20	0.80	0.80	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
越3	ユカンボシ川	右岸	越水・溢水		B	ユカンボシ川右岸	0.00～1.20	1.20	0.60	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
堤1	ユカンボシ川	左岸	堤体漏水		B	ユカンボシ川左岸	0.00～1.20	1.20	0.60	9.68	11.06	10.69		千歳川	千歳市	
堤2	ユカンボシ川	右岸	堤体漏水		B	ユカンボシ川右岸	0.19～1.20	1.01	0.60	9.68	11.06	10.80		千歳川	千歳市	
工1	ユカンボシ川	—	工作物		B	南二四号ユカンボシ橋	0.20		0.20	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工2	ユカンボシ川	—	工作物		A	第二ユカンボシ橋	0.40		0.40	9.68	11.06	10.64		千歳川	千歳市	
工3	ユカンボシ川	—	工作物		A	三号橋	1.18		1.20	9.68	11.06	11.25		千歳川	千歳市	
工4	ユカンボシ川	—	工作物		B	ユカンボシ橋	1.26		1.20	9.68	11.06	11.25		千歳川	千歳市	

令和元年度現在

4 空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所（知事管理区間）

水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起 点 位 置 (km)			終 点 位 置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無	備考
				地区名	位 置 名 称	距離	地区名	位 置 名 称	距離				
石狩川	ユカンボシ川	千歳市	左岸	長 都	(道) 第2ユカンボシ橋	0.28	長 都	(市) 三号橋	1.04	0.76	B	有	樋門
石狩川	ユカンボシ川	千歳市	右岸	長 都	(道) 第2ユカンボシ橋	0.28	長 都	(市) 三号橋	1.04	0.76	B	有	樋門
石狩川	マ マ チ 川	千歳市	左岸	青 葉	(市) 無名橋	0.24	朝日町	(市) ママチ橋から0.04km上流	0.90	0.66	B	無	
石狩川	マ マ チ 川	千歳市	右岸	青 葉	(市) 無名橋	0.24	朝日町	(市) ママチ橋から0.04km上流	0.90	0.66	B	無	
石狩川	千 歳 川	千歳市	左岸	春日町	(国) 千歳橋	0.00	春日町	(市) 青葉公園橋	0.85	0.85	B	有	樋門
石狩川	千 歳 川	千歳市	左岸	春日町	(市) 青葉公園橋	0.85	大 和	(市) おはよう橋	1.60	0.75	B	有	樋門
石狩川	千 歳 川	千歳市	左岸	大 和	(市) おはよう橋	1.60	桂 木	(高) 千歳川橋から0.15km上流の市道	2.68	1.08	B	有	樋門
石狩川	千 歳 川	千歳市	右岸	本 町	(国) 千歳橋	0.00	本 町	ママチ川との合流点	0.20	0.20	B	有	
石狩川	嶮 淵 川	千歳市	左岸	泉 郷	(市) 泉郷第3橋	0.49	泉 郷	(農) 宮本橋	1.64	1.15	B	有	
石狩川	嶮 淵 川	千歳市	左岸	協 和	(農) 第4農道橋	3.47	協 和	(農) 第4農道橋から1.53km上流	5.00	1.53	B	有	樋門
石狩川	嶮 淵 川	千歳市	右岸	協 和	(農) 第5農道橋	6.28	協 和	(農) 第6農道橋	7.18	0.90	B	有	樋門

石狩川	長 都 川	千 歳 市	左岸	長 都	(市) 第四長都橋から 0.18km下流	0.80	長 都	第三長都橋	1.55	0.75	B	有	樋門
石狩川	長 都 川	千 歳 市	右岸	長 都	(市) 第三長都橋	1.55	長 都	(市) 第一長都橋	2.69	1.14	B	有	樋門
石狩川	祝 梅 川	千 歳 市	右岸	寿	(市) 第二祝梅橋	2.91	寿	(市) 第二祝梅橋から 1.04km上流の市道	3.95	1.04	B	有	樋門

○ 北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域（千歳出張所管内）

（単位：k m）

級種	水系名	河川名	管理区間延長
1	石狩川	千歳川	55.5
		嶮淵川	6.5
		長都川	3.8
		ユカンボシ川	5.0
		祝梅川	4.0
		ママチ川	10.5
		新ママチ川	0.5
		内別川	0.5
2	安平川	美々川	4.2

○ 避難情報の発令判断基準（氾濫）

1 避難情報の発令対象区域

種類	河川名	対象地域	
洪水予報 河川	千歳川	千歳川右岸 (安平町側)	住吉、東郊、豊里、寿、根志越、祝梅、中央、泉郷、青葉、東雲町、本町、真町
		千歳川左岸 (恵庭市側)	清流、幸福、根志越、都、長都、釜加、稲穂、花園、末広、清水町、錦町、春日町、大和、桂木、新星、蘭越
水位周知 河川	ママチ川 新ママチ川	真々地、本町、東雲町、朝日町、青葉	
	嶮淵川	中央、泉郷、根志越、協和、幌加、東丘	
	長都川	都、長都、みどり台北、みどり台南、釜加、上長都	

2 避難情報の発令判断基準

(1) 千歳川（洪水予報河川）

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である8.4mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.7mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1 指定河川洪水予報により、西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.7mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 西越水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.7mに到達していないものの、西越水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5水位）である9.3mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う

	前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 西越水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5）である9.3mに達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合） ※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

【千歳川水位観測所】※水位単位m

観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
春日	千歳市大和2丁目地先河川敷（おはよう橋地点）	14.51	14.67	14.71	15.23	未設定
西越	千歳市幸福1丁目849番地（根志越橋下流約30m）	7.90	8.20	8.40	8.70	9.30
ふ化場	千歳市蘭越番外（さけます資源管理センター千歳支所）	30.60	30.70	未設定	未設定	未設定

（2）嶮淵川・長都川・ママチ川・新ママチ川（水位周知河川）

区 分	基 準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2 水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大雨警報基準に到達する場合）

	③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大雨危険警報に達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予測されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である9.3mに到達した場合 2 洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、同一居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

【水位観測所】※水位単位m

観測所名 (河川名)	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位
嶮淵 (嶮淵川)	千歳市泉郷800番地 (泉郷橋下流約30m)	8.80	9.20	9.70	10.20	10.20
長都 (長都川)	千歳市上長都東5線南28号地先河川敷 (南28号長都橋地点)	9.41	9.57	9.88	10.43	未設定
真々地 (ママチ川)	千歳市真々地1丁目地先河川敷 (清流橋地点)	14.45	14.80	15.30	15.99	未設定

3 避難情報の解除

《洪水予報河川・水位周知河川》

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

4 水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

協力が必要な事項	主な内容
河川に関する情報の提供	☐ 千歳川等の水位 ☐ 河川管理施設の操作状況 ☐ CCTVの映像 ☐ ヘリ巡視の映像等
河川等の点検	☐ 重要水防区域の合同点検
訓練等	☐ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
水防資器材の貸与	☐ 応急復旧資器材 ☐ 備蓄資器材等
災害対策本部への派遣	☐ 職員の派遣（リエゾンの派遣）

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】

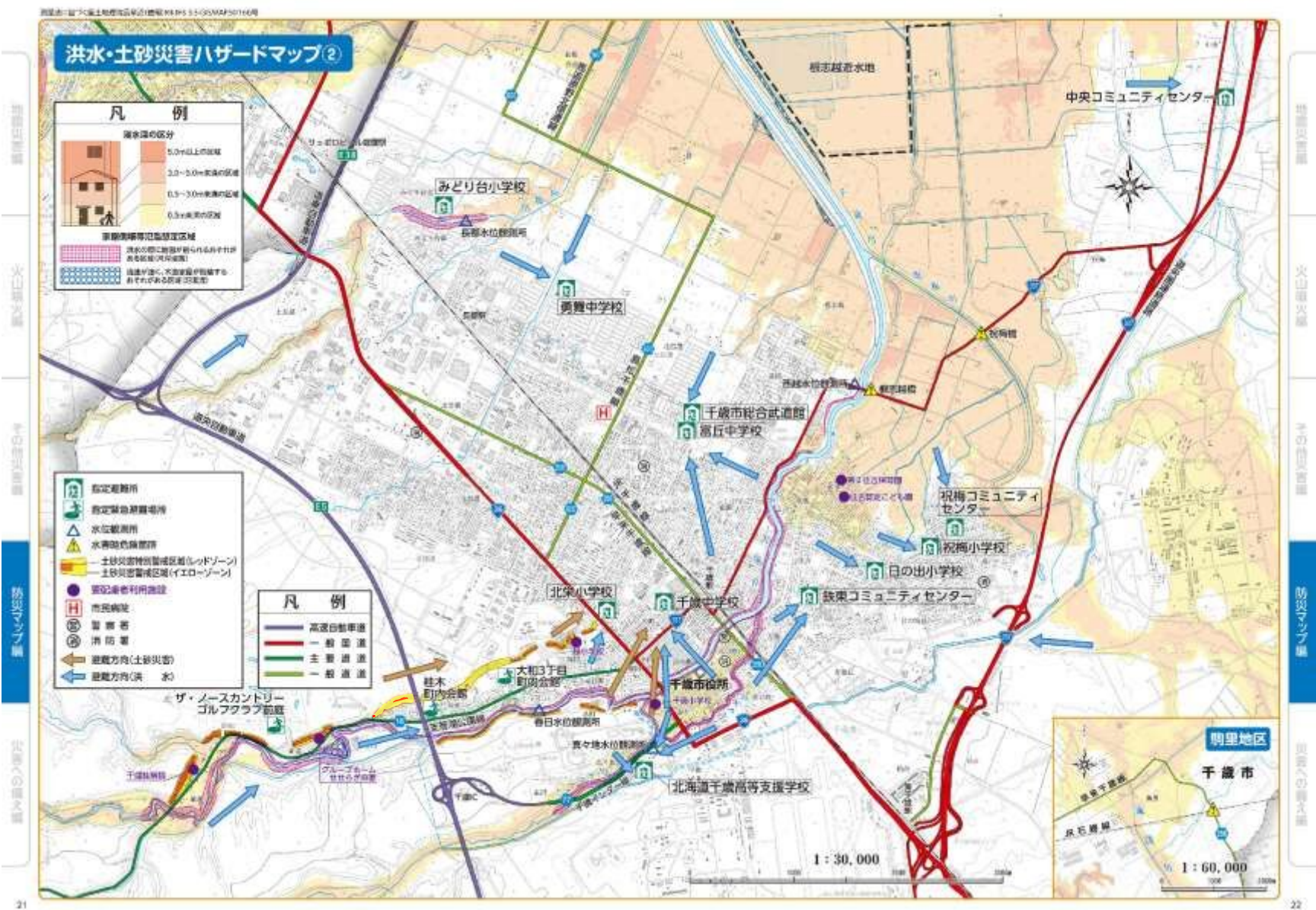
令和5年2月現在

	施設名	所在地	施設の種類	想定水深	避難確保計画の有無
1	第2住吉保育園	豊里2丁目7番7号	認可保育所	0.5m～3.0m 未満	策定済
2	住吉認定こども園	豊里3丁目9番5号	幼保連携型 認定こども園	0.5m～3.0m 未満	策定済
3	千歳市立千歳小学校	本町3丁目4番1号	小学校	0.5m～3.0m 未満	策定済

※ 無床診療所（6施設）及び想定最大規模の浸水想定水深0.5m未満（2施設）を除く。

[千歳防災]





測量法：国土地院測図法(標高)MPS 5.5(GSD)250166

洪水・土砂災害ハザードマップ③



土砂災害警戒区域等

○ 土石流に起因する警戒区域等一覧

1 土石流に起因する警戒区域等（Ⅰ）

令和6年3月現在

河 川 名	溪流名 (危険箇所番号)	所在地	土石流氾濫 区域面積 (㎡)	計画流出 土砂量 (m³)	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
千 歳 川 支 笏 湖	湖畔沢 (Ⅰ02-0220)	支笏湖温泉	184,190	16,780	無	○	○
千 歳 川 支笏湖	五十二号沢川 (Ⅰ02-0230)	支笏湖温泉	51,360	16,500	保育所1 診療所1	○	○
千 歳 川 支笏湖	シリセツナイ川 (Ⅰ02-0240)	支笏湖温泉	18,890	69,250	無	○	
千 歳 川 美 笛 川	コスイチの沢 (Ⅰ02-0250)	幌美内	26,980	3,600	無	○	○
千 歳 川 支 笏 湖	丸駒沢川 (Ⅰ02-0260)	幌美内	5,470	35,840	無	○	
千 歳 川 支 笏 湖	モラップーの沢 (Ⅰ02-0280)	モラップ	15,100	21,130	無	○	
千 歳 川 支 笏 湖	モラップーの沢 (Ⅰ02-0290)	モラップ	14,340	37,610	無	○	○

2 土石流に起因する警戒区域等（Ⅱ）

令和6年3月現在

河 川 名	溪流名 (危険箇所番号)	所在地	土石流氾濫 区域面積 (㎡)	計画流出 土砂量 (m³)	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
嶮 淵 川	マイヅルオイワ ケーの沢 (Ⅱ02-0310)	幌加	12,930	7,640	無	○	○
嶮 淵 川	幌加の沢 (Ⅱ02-0320)	幌加	21,480	17,670	無	○	○
嶮 淵 川	嶮淵川の沢 (Ⅱ02-0330)	協和	16,210	3,150	無	○	○
嶮 淵 川	ゴルフ場の沢 (Ⅱ02-0340)	泉郷	16,860	25,350	無	○	
嶮 淵 川	区界の沢 (Ⅱ02-0350)	泉郷	32,260	36,020	無	○	

3 土石流に起因する警戒区域等（Ⅲ）

令和6年3月現在

河川名	溪流名 (危険箇所番号)	所在地	土石流氾濫 区域面積 (㎡)	計画流出 土砂量 (m³)	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
千歳川	泉沢の沢 (準02-012)	泉沢		3,590	無	○	
嶮淵川	第2農道橋の沢 (準02-013)	泉郷		8,200	無	○	
嶮淵川	第3農道橋の沢 (準02-014)	幌加		21,120	無	○	
嶮淵川	マイヅルオイワ ケの沢 (準02-015)	中央		8,070	無	○	○
嶮淵川	桐田の沢 (準02-016)	協和		3,560	無	○	○

○ 急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等一覧

1 急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅰ）

令和6年3月現在

箇所名 (危険箇所番号)	所在地	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長	傾斜度	崖高	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
		(m)	(度)	(m)			
千歳支笏湖温泉 (Ⅰ-0-271-271)	支笏湖温泉	78	33	22		○	○
千歳蘭越1 (Ⅰ-0-272-272)	蘭越	110	37	32		○	○
千歳蘭越2 (Ⅰ-0-273-273)	蘭越	310	31	36	※ 病院1	○	○
千歳蘭越3 (Ⅰ-0-274-274)	蘭越	190	36	34		○	○
千歳北信濃1 (Ⅰ-0-275-275)	北信濃	410	33	16		○	○
千歳北信濃2 (Ⅰ-0-276-276)	北信濃	150	33	24		○	
千歳北信濃3 (Ⅰ-0-277-277)	北信濃	295	30	18		○	
千歳大和3丁目1 (Ⅰ-0-278-278)	大和3丁目	290	30	14		○	
千歳大和4丁目1 (Ⅰ-0-279-279)	大和4丁目	240	40	18	※ 学校1	○	○
千歳泉郷1 (Ⅰ-0-280-280)	泉郷	110	50	22		○	○
千歳真町1 (Ⅰ-0-281-281)	真町	230	43	14		○	○
千歳真町2 (Ⅰ-0-282-282)	真町	67	36	10		○	○

2 急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅱ）

令和6年3月現在

箇所名 (危険箇所番号)	所在地	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長	傾斜度	崖高	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
		(m)	(度)	(m)			
千歳蘭越4 (Ⅱ-0-203-203)	蘭越	150	33	34		○	○

千歳蘭越 5 (Ⅱ-0-204-204)	蘭越	142	35	34	※ グループ ホーム 1	○	○
千歳泉沢 1 (Ⅱ-0-205-205)	泉沢	147	35	28		○	○
千歳協和 (Ⅱ-0-206-206)	協和	10	45	8		○	○

3 急傾斜地崩壊に起因する警戒区域等（Ⅲ）

令和 6 年 3 月現在

箇 所 名 (危険箇所番号)	所 在 地	準ずる斜面 の延長	傾 斜 度	崖 高	要配慮者 利用施設	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
		(m)	(度)	(m)			
千歳蘭越 6 (Ⅲ-0-158-158)	蘭越	110	35	34		○	○
千歳蘭越 7 (Ⅲ-0-159-159)	蘭越	120	33	34		○	○
千歳蘭越 8 (Ⅲ-0-160-160)	蘭越	235	36	30		○	○
千歳泉郷 2 (Ⅲ-0-161-161)	泉郷	100	50	18		○	○
千歳大和 3 丁目 2 (Ⅲ-0-162-162)	大和 3 丁目	330	30	16		○	○
千歳大和 4 丁目 2 (Ⅲ-0-163-163)	大和 4 丁目	135	31	14		○	○
千歳大和 4 丁目 3 (Ⅲ-0-164-164)	大和 4 丁目	100	30	14		○	○
千歳泉沢 2 (Ⅲ-0-165-165)	泉沢	780	45	30		○	○
千歳真町 3 (Ⅲ-0-166-166)	真町	370	31	30		○	○
千歳真町 4 (Ⅲ-0-167-167)	真町	200	36	12		○	○
千歳泉郷 3 (Ⅲ-0-168-168)	泉郷	130	37	30		○	○

○ 避難情報の発令判断基準（土砂災害）

1 避難情報の発令対象区域

土砂災害警報や土砂災害危険警報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等まで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険個所及びその他の場所）を避難対象とする。

対象区域は別添「土砂災害警戒区域等一覧」のとおり

（1）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」

①土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

（2）土砂災害警戒区域の指定の基準

① 急傾斜地崩壊に起因する指定の基準

ア 急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上）の土地の区域

イ 急傾斜地の上端からの水平距離が10m以内又は同下端からの水平距離が急傾斜地の高さに相当する距離の2倍（50mを超える場合は50m）以内の土地の区域

② 土石流溪流に起因する指定の基準

ア 流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より下流の部分

イ 上記に隣接する区域で、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が2度以上の区域

（3）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

2 避難情報の発令

（1）避難情報の発令の基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令判断基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に 発令する)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・ 危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	- レベル3 土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕】となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に土砂災害警報に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル4】 避難指示	- 土砂災害危険警報が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に相当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する	土砂災害危険警報発表において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の場所で発見された場合を含む）

	難指示を発令する。 なお、避難場所等へ避難することがかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示する。	
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 レベル 5 土砂災害特別警報（が発表された場合） 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害が発生した場合	1 土砂災害危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 2 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む）

3 避難情報の解除

避難情報の解除は土砂災害危険警報（警戒レベル 4）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】

令和 5 年 2 月現在

	施設名	所在地	施設の種類	溪流名 危険箇所名	避難確保 計画の 有 無
1	支笏湖保育所	千歳市支笏湖温泉	認可外保育園	五十二号沢川	策定済
2	支笏湖診療所	千歳市支笏湖温泉 3	診療所	五十二号沢川	策定済
3	千歳桂病院	千歳市蘭越97番地の 2	有床病院	千歳蘭越 2	策定済
4	千歳市立緑小学校	千歳市緑町 4 丁目 4 番 1 号	小学校	千歳大和 4 丁目 1	策定済
5	グループホーム せせらぎの家	千歳市新星 2 丁目 2 番 3 号	社会福祉施設	千歳蘭越 5	策定済

土砂災害ハザードマップ（五十二号沢川、シリセツナイ川、湖畔沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意!

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流が濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（コスイチの沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.obitose.lg.jp/>)

土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。

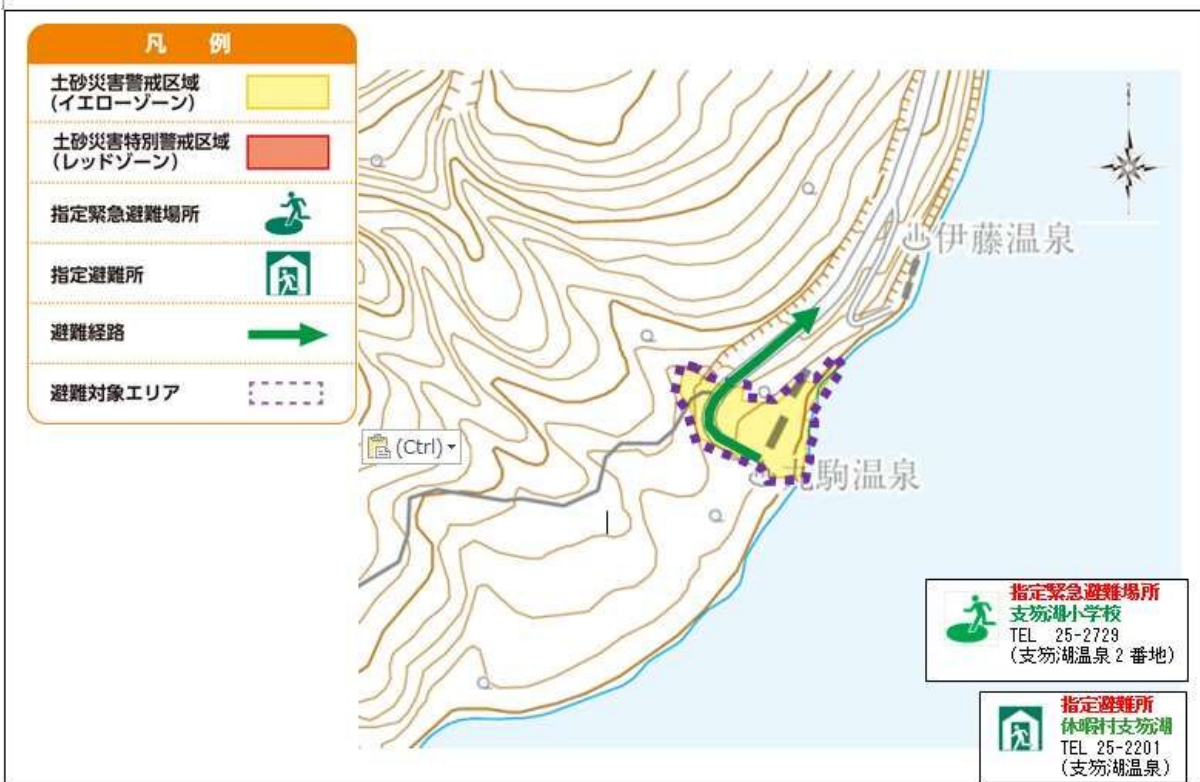


急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（丸駒沢川）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路

千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

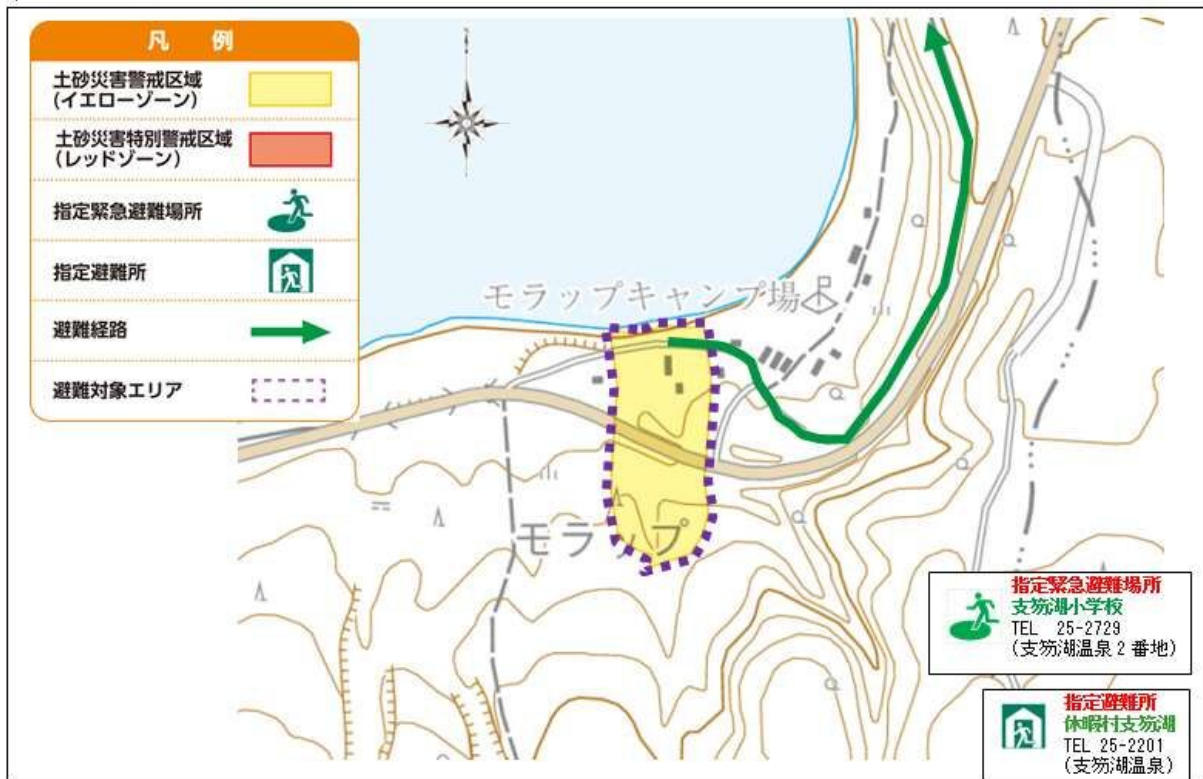
防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

土砂災害ハザードマップ（モラップの沢（280））



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流が
濁り流木が混ざ
っている。

情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（モラップの沢（290））



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ <http://www.city.ohitose.lg.jp/>



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
（高齢者等避難・避難指示）

（住民等）

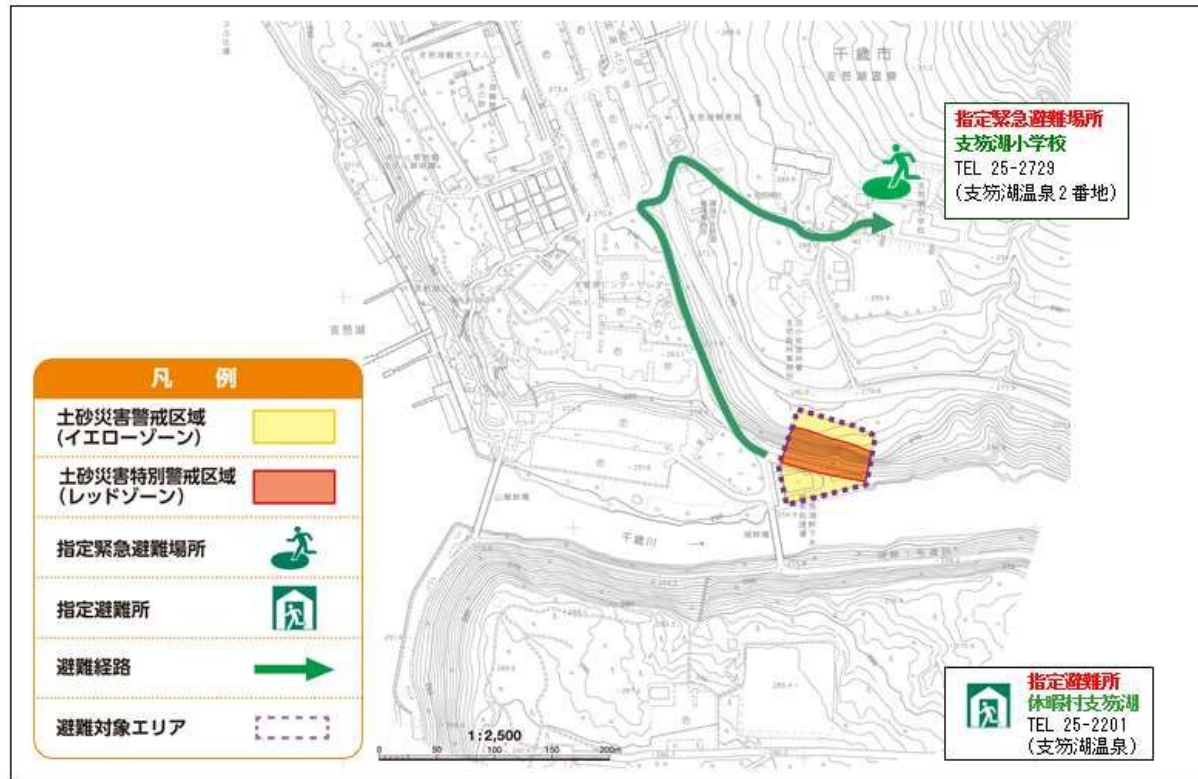


避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）



土砂災害ハザードマップ（千歳市支笏湖温泉地区）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

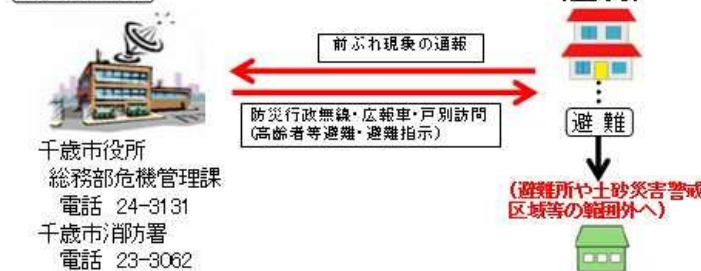


こんな前ぶれ現象に注意！

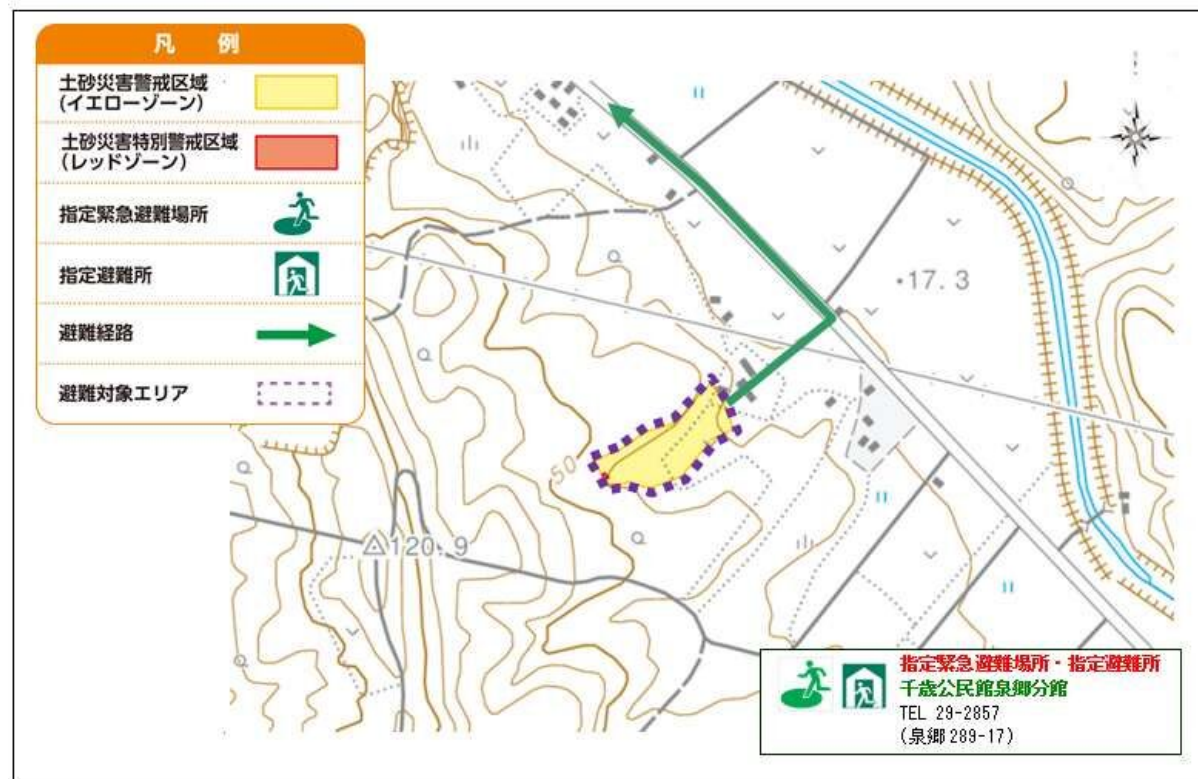
こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（マイヅルオイワケーの沢）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流が濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

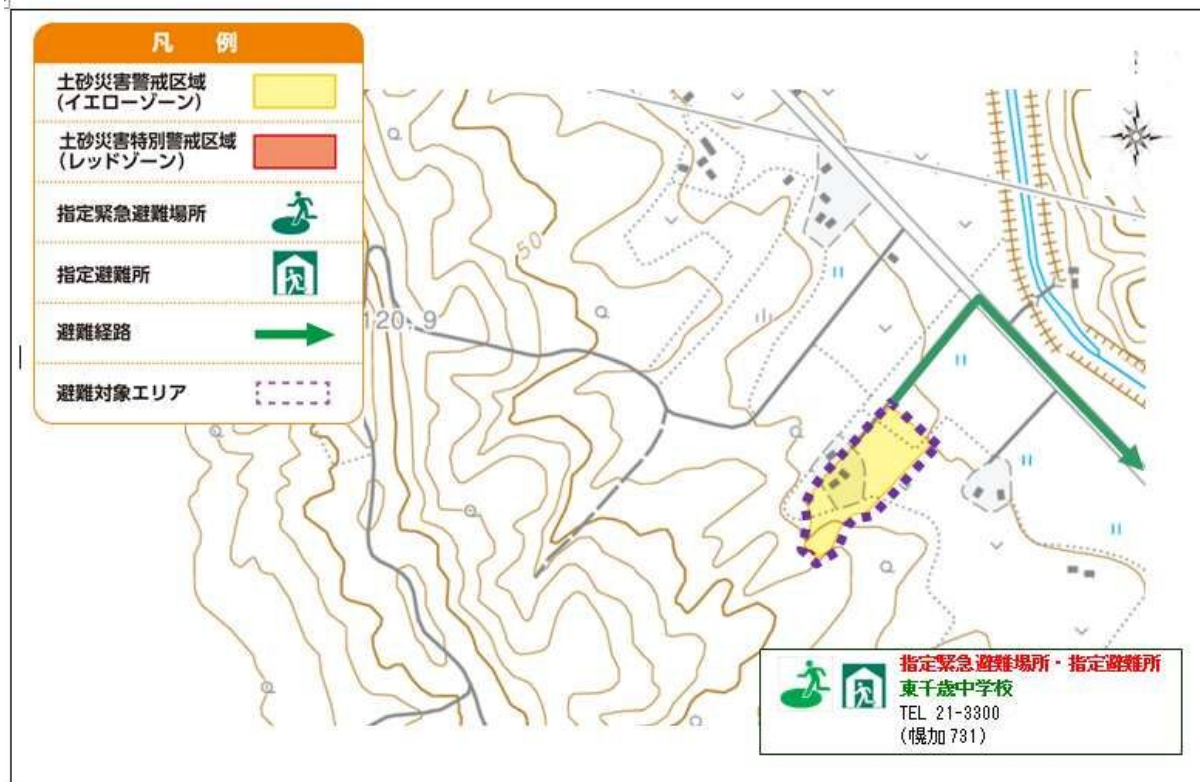
防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

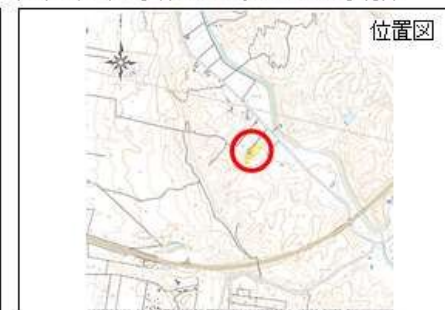
(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

土砂災害ハザードマップ (マイヅルオイワケの沢)



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意ください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意!

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流が濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（嶮淵川の沢）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ（<http://www.city.chitose.lg.jp/>）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（ゴルフ場の沢）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

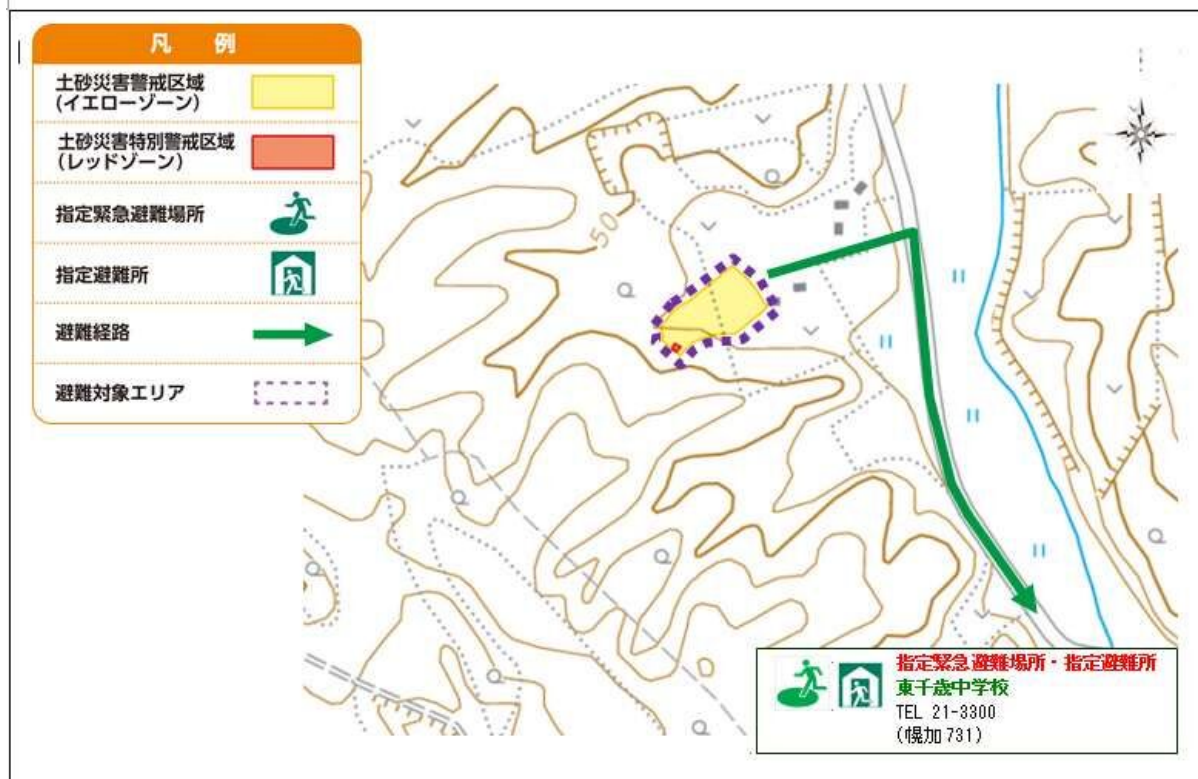
(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（幌加の沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。

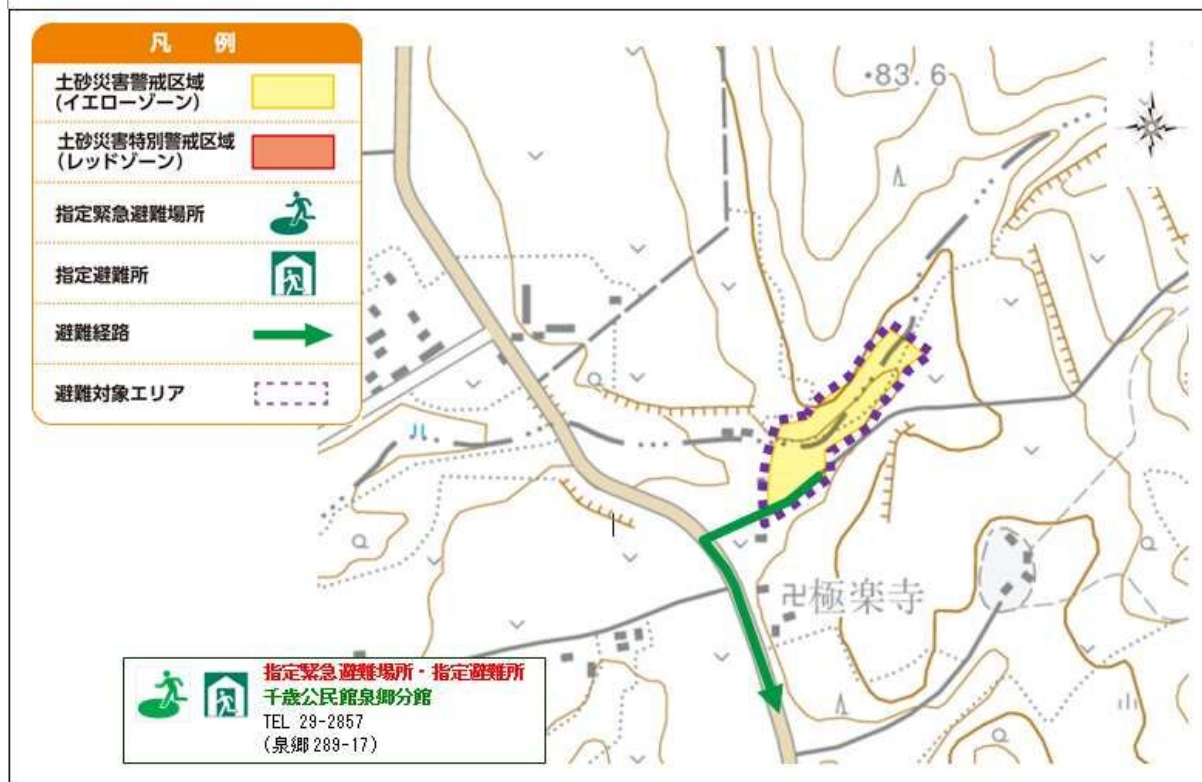


急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（区界の沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

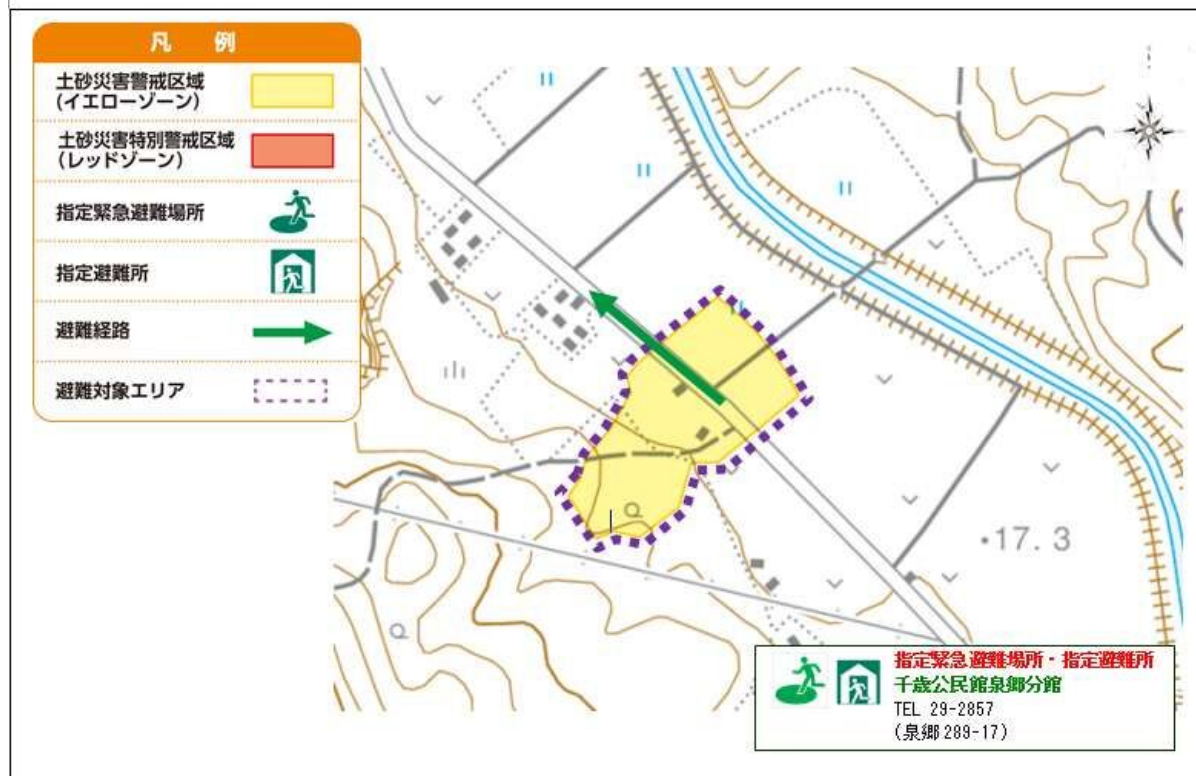
(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（第2農道橋の沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山鳴りがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（第3農道橋の沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流が濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)



避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（千歳協和）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出てくる。

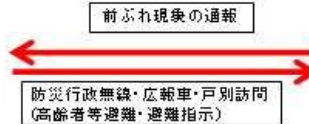


がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062



（住民等）

避難

（避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ）



土砂災害ハザードマップ (桐田の沢)

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意!

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（千歳市泉郷）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

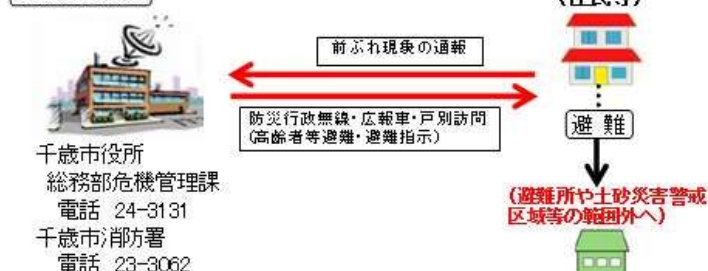


こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ (千歳泉郷3)



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意!

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出てる。

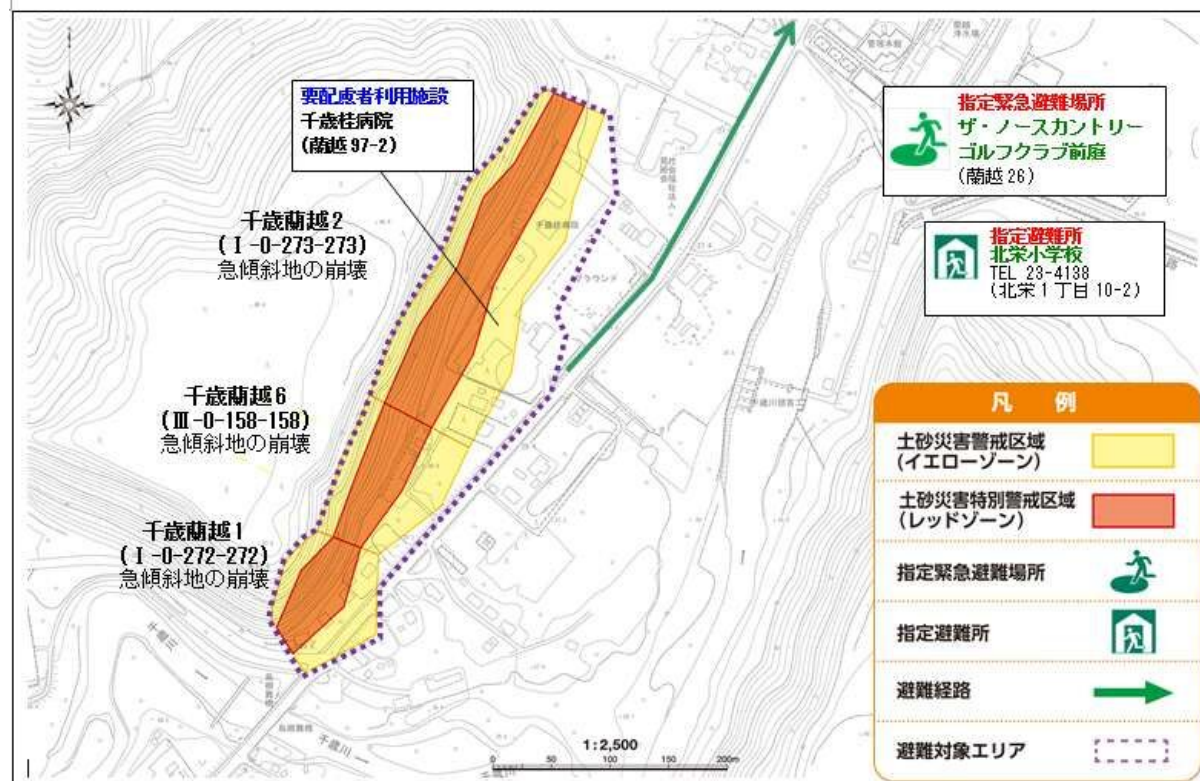


がけから小石がばらばらと落ちてくる。

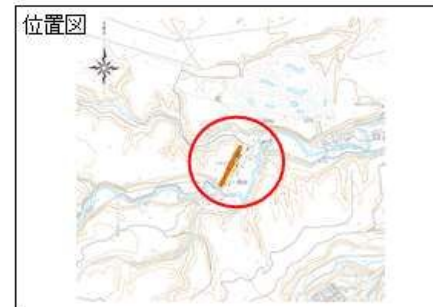
情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳市蘭越）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
※土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

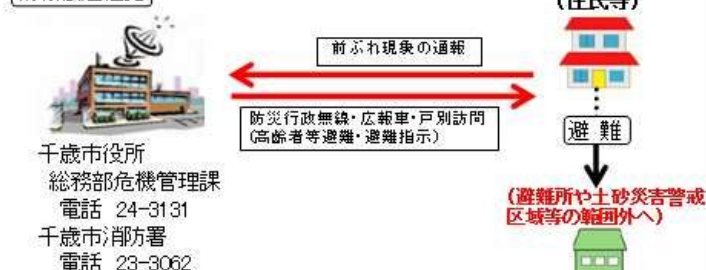


こんな前ぶれ現象に注意!

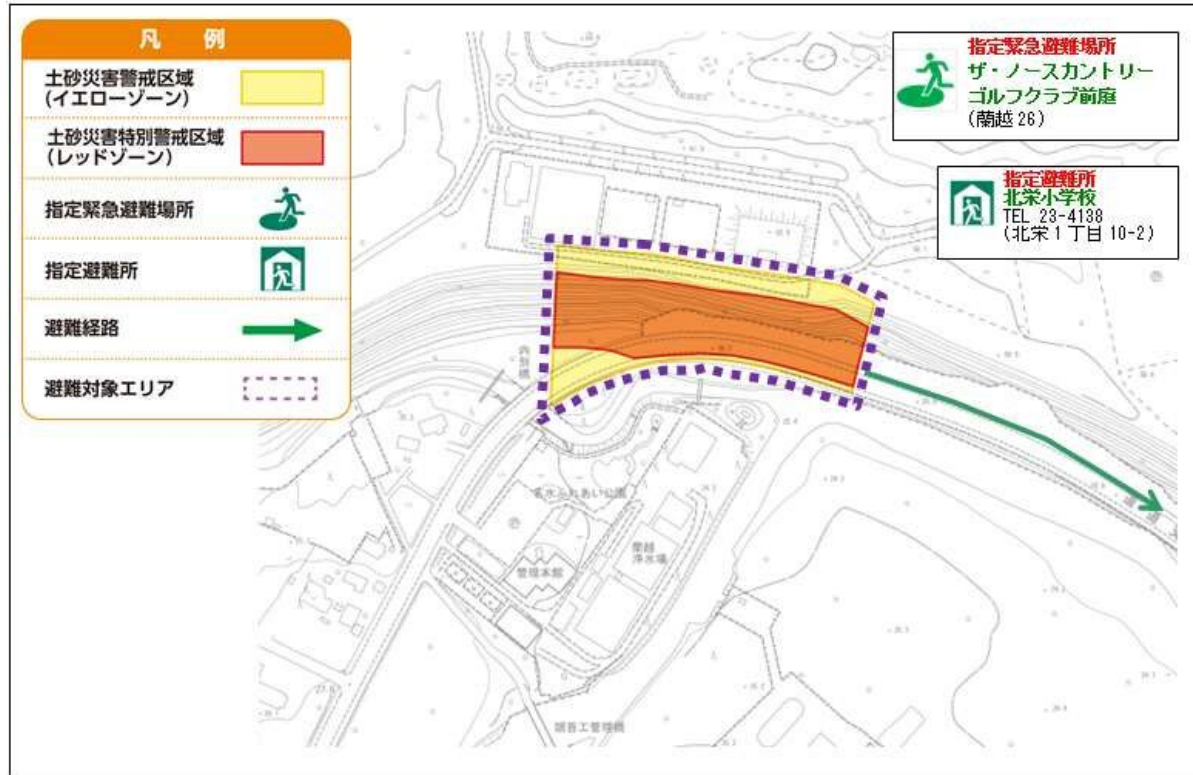
こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越3）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越4）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



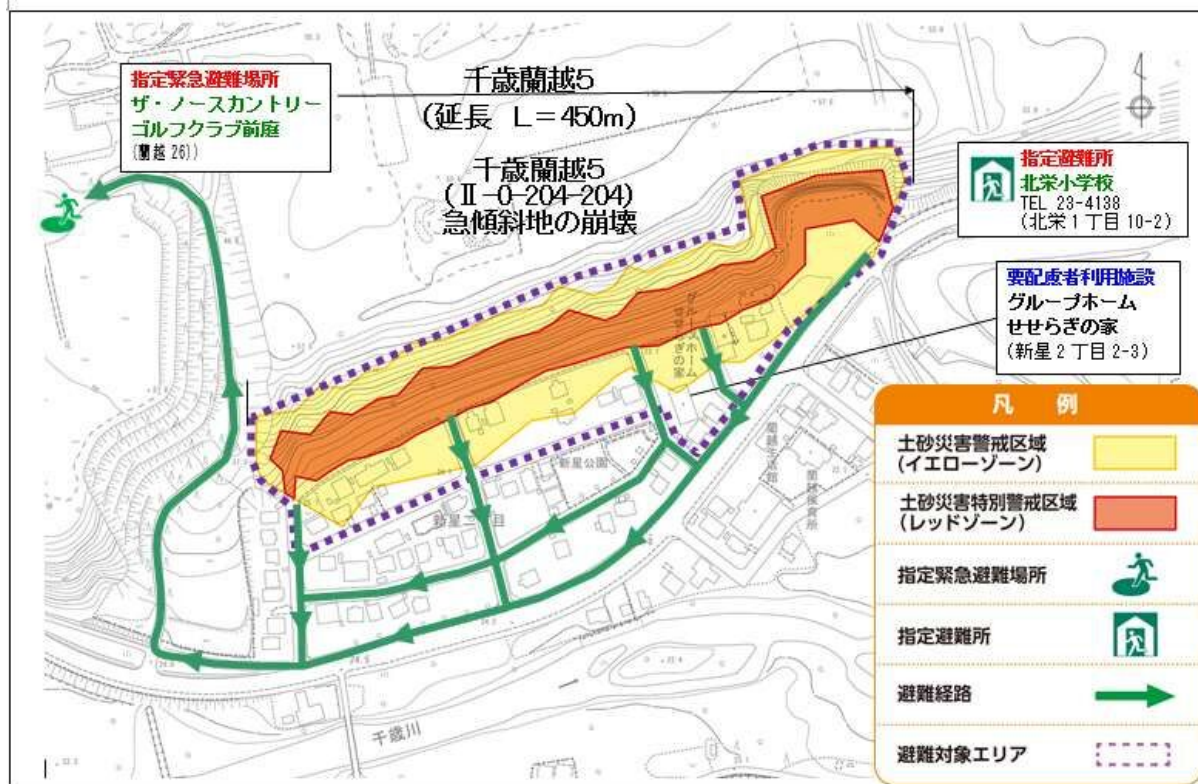
土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市新星）

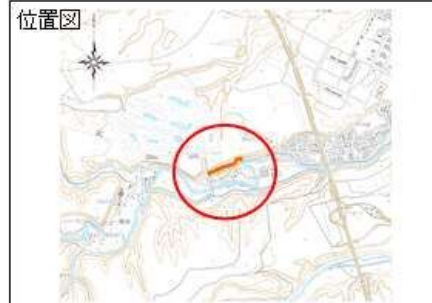


問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

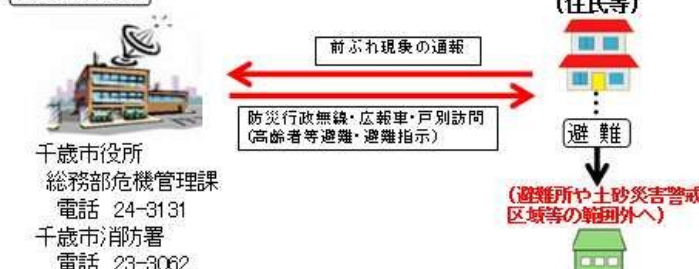


こんな前ぶれ現象に注意！

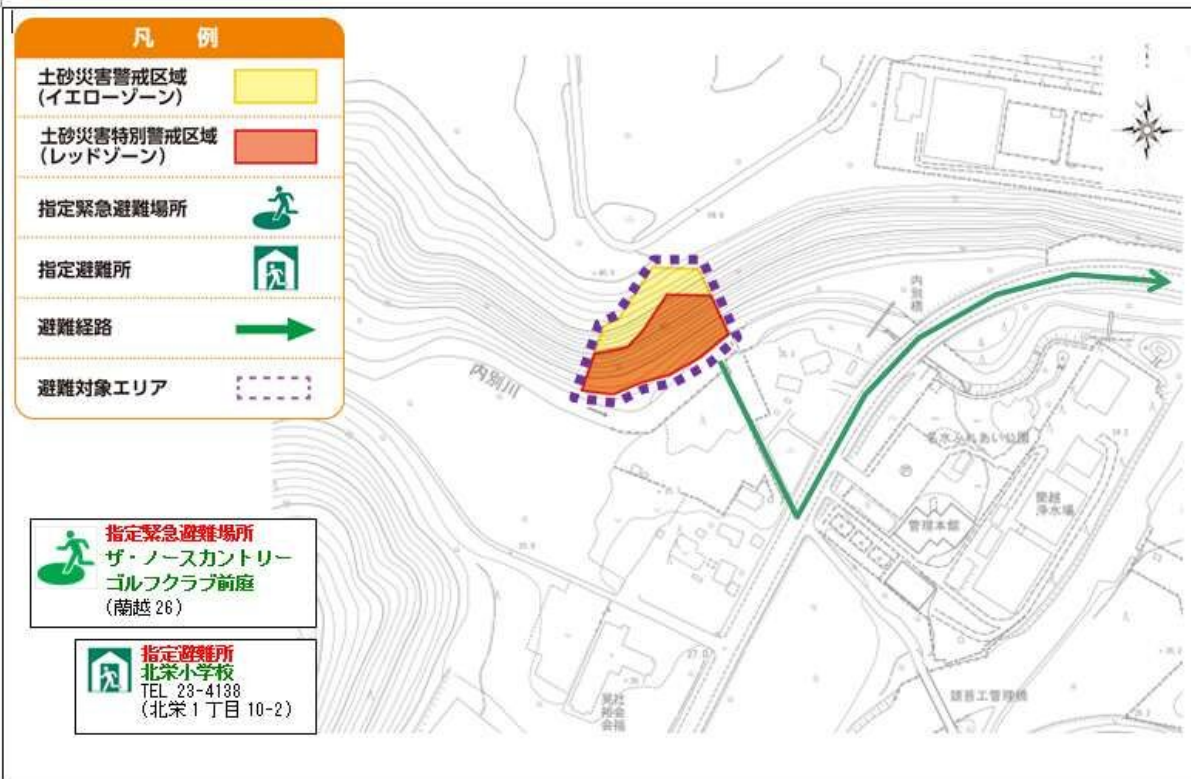
こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



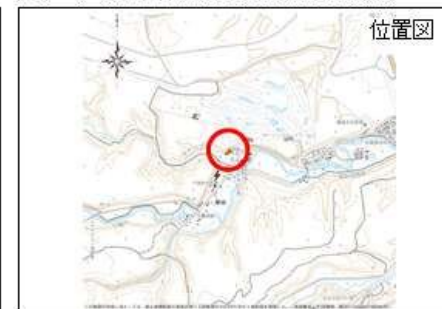
土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越7）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.ohitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

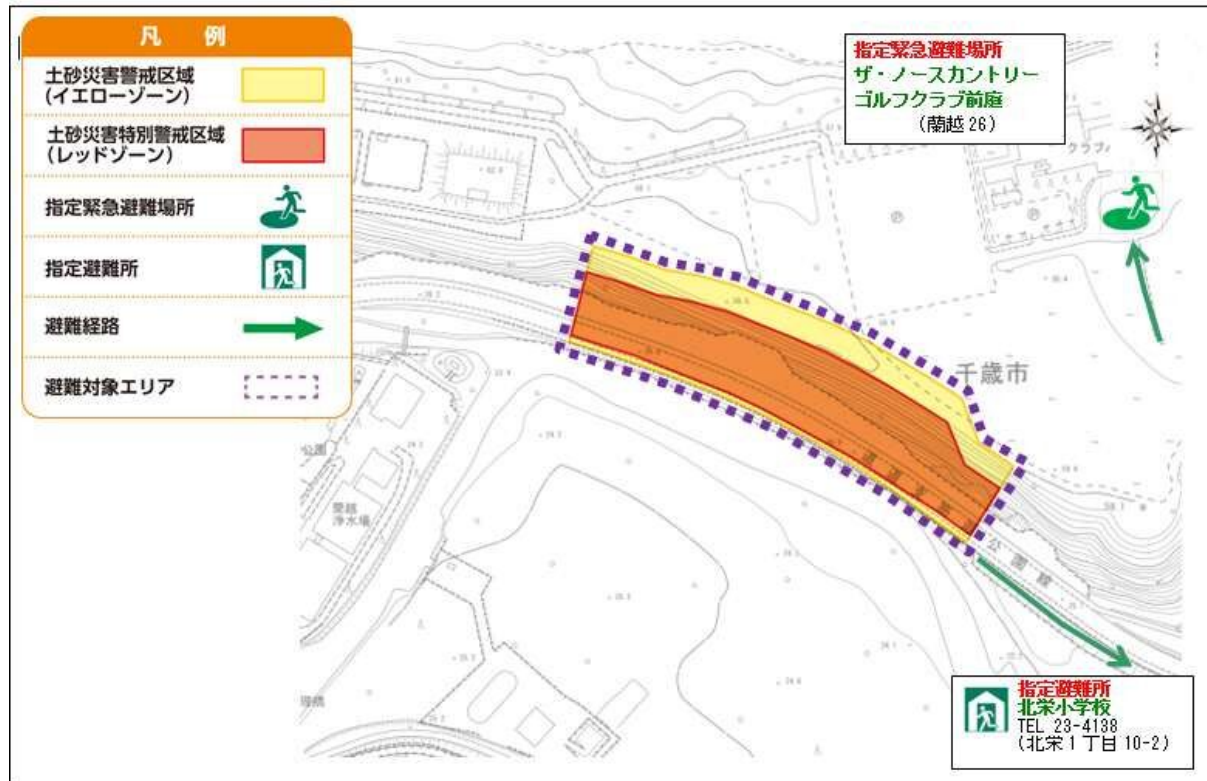
こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路

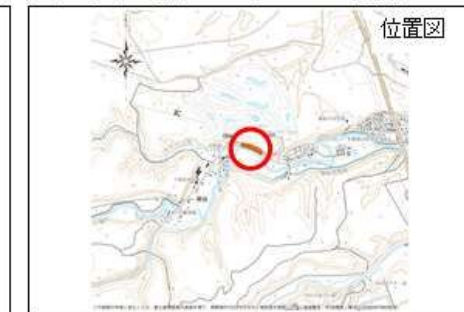


土砂災害ハザードマップ（千歳蘭越8）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)

土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



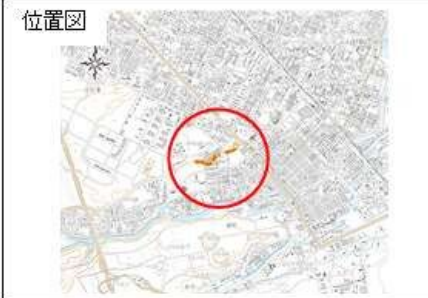
情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳市大和4丁目1 大和4丁目3）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。

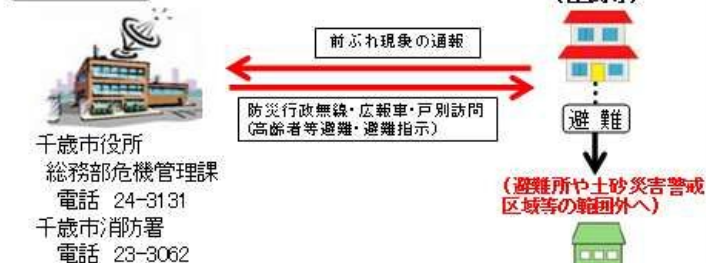


こんな前ぶれ現象に注意！

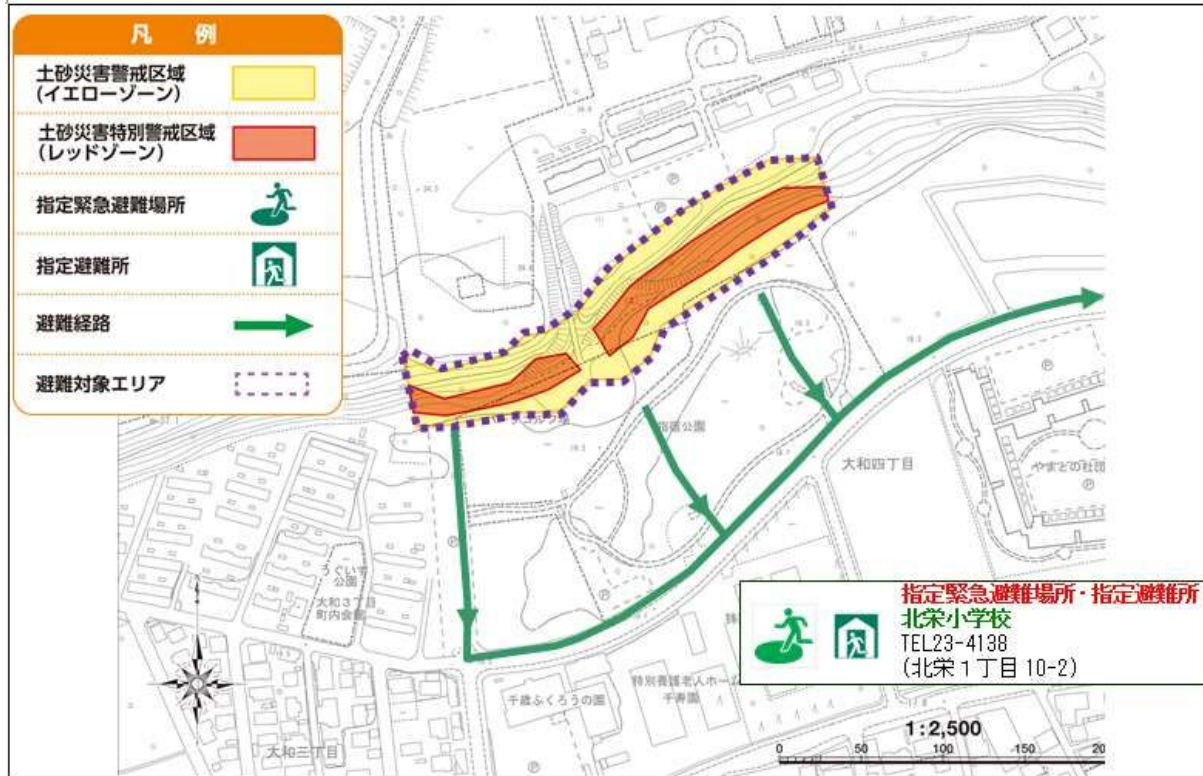
こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳市大和4丁目2）

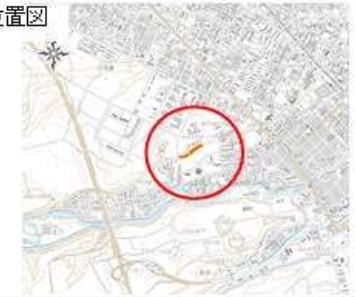


問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える



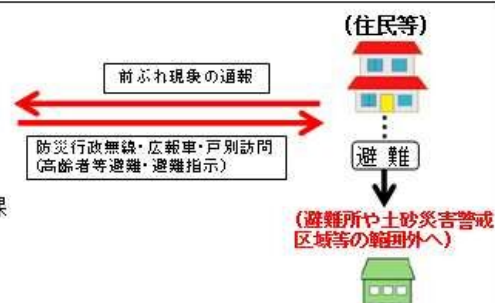
がけから水が湧き出てくる。



がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路

千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062



土砂災害ハザードマップ（千歳市桂木・大和）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳市桂木5）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

※土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出てくる。

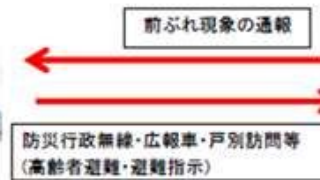


がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062



(住民等)

避難

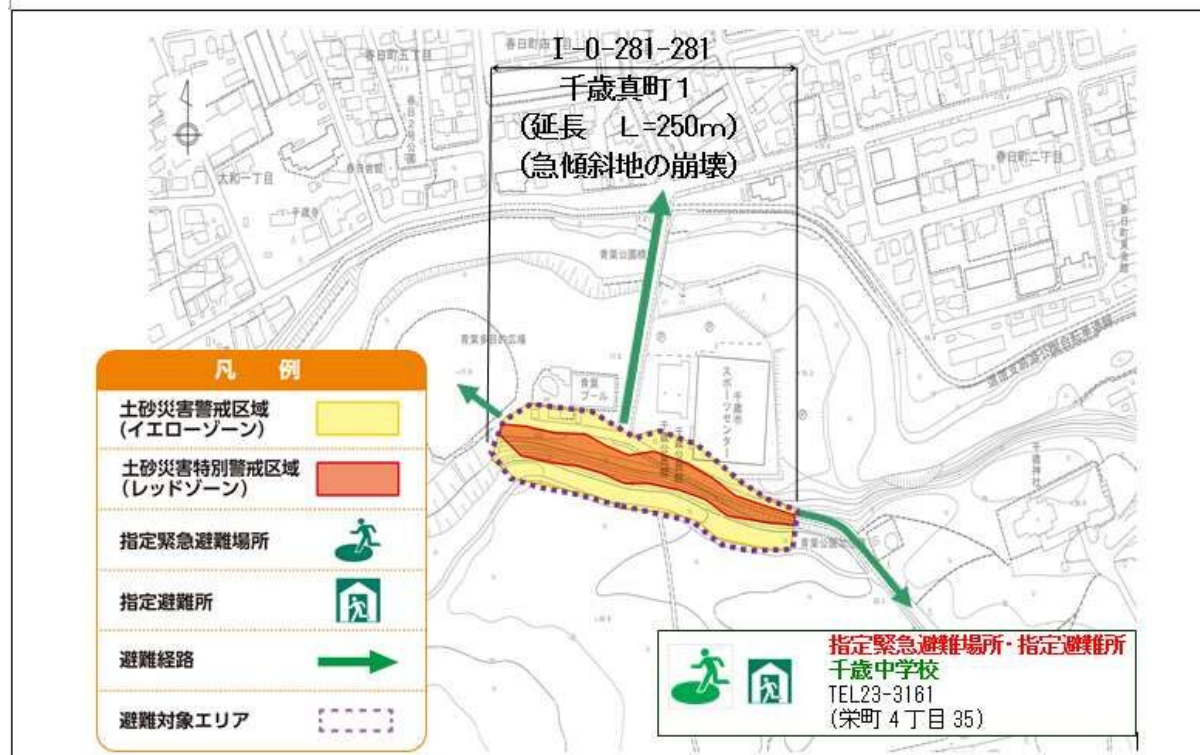
(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳市真町1）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>)

位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



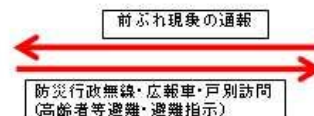
こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路

千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062



(住民等)



土砂災害ハザードマップ（千歳市真町2）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ（<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>）



位置図



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。

また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報
防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)



避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



土砂災害ハザードマップ（千歳真町3）



問い合わせ先
千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131
ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…
○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。



土砂災害ハザードマップ（千歳真町4）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ（<http://www.city.chitose.lg.jp/>）

土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出てくる。



がけから小石がばらばらと落ちてくる。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

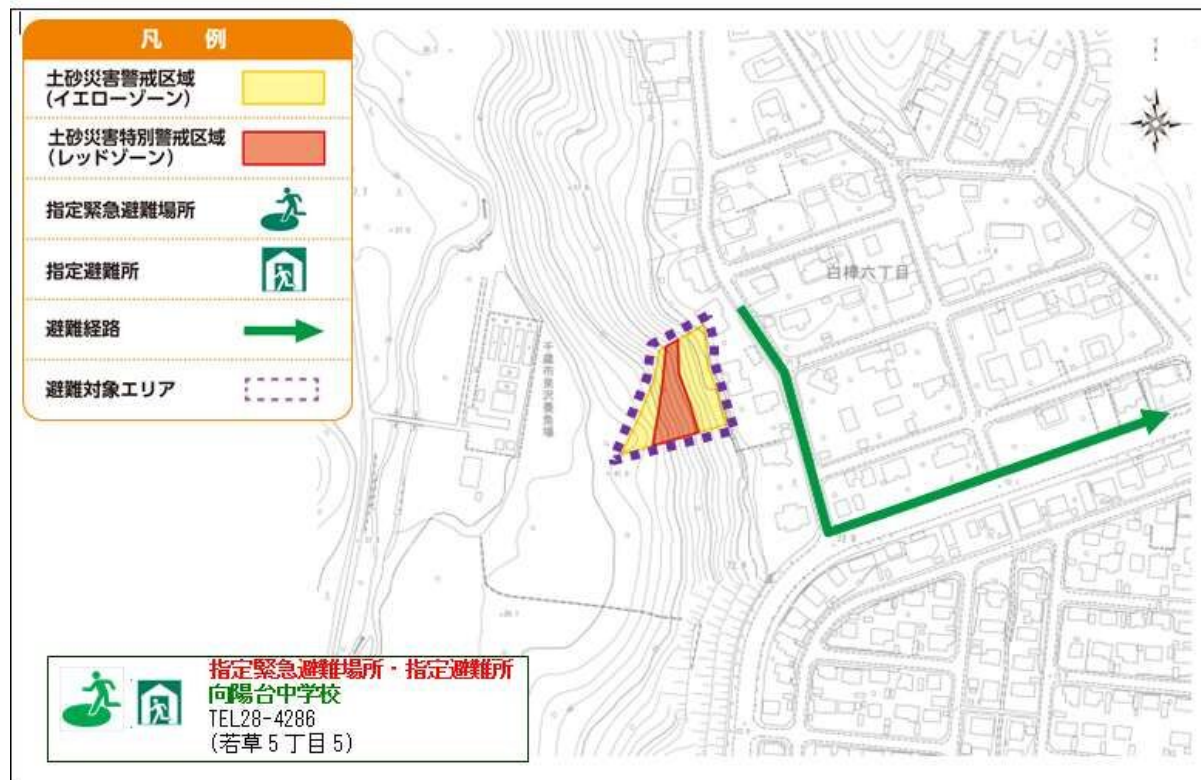


土砂災害ハザードマップ（千歳泉沢1）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



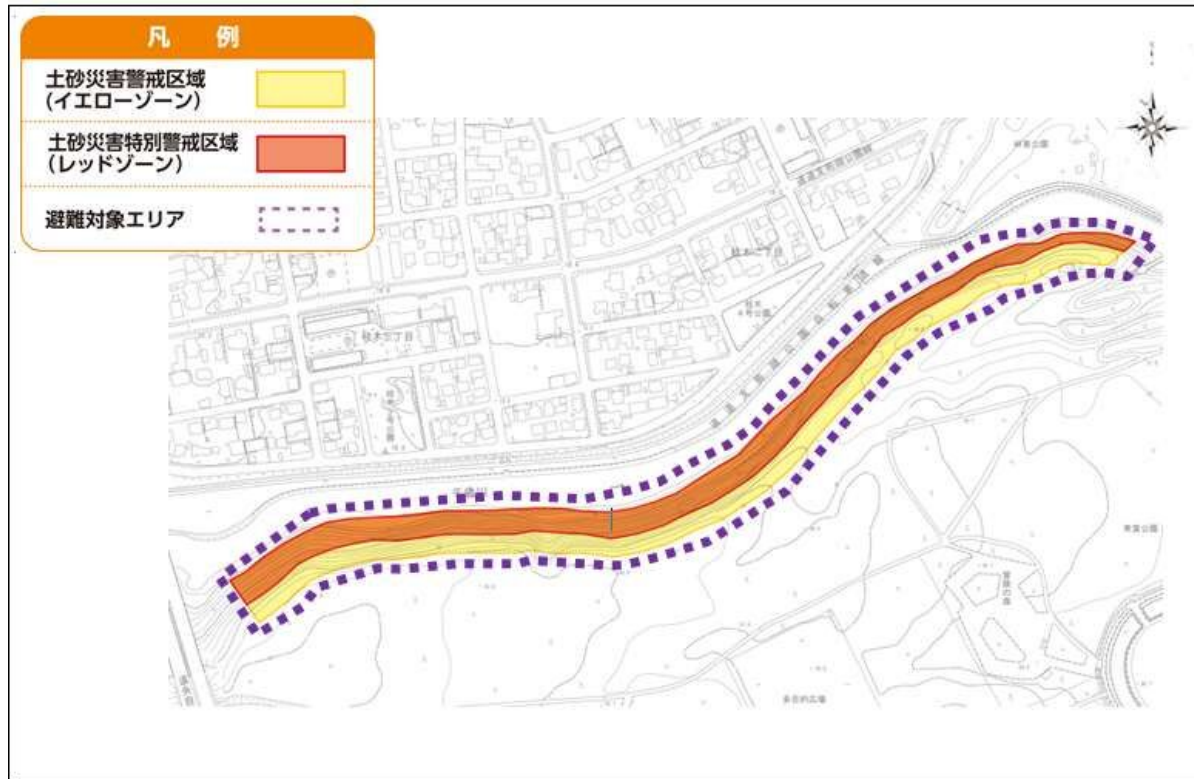
情報伝達経路



土砂災害ハザードマップ（千歳泉沢2）

問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ（<http://www.city.chitose.lg.jp/>）

土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意してください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)



避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)



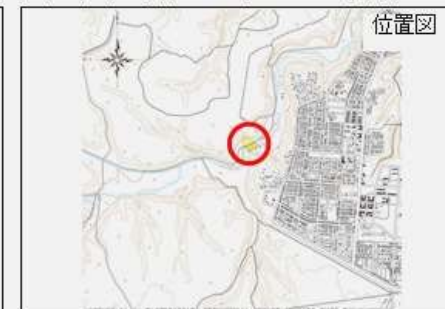
土砂災害ハザードマップ（泉沢の沢）



問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 電話 24-3131

ホームページ (<http://www.city.chitose.lg.jp/>)



土砂災害警戒区域等とは…

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

●土砂災害警戒区域等では、大雨などが降った時には警戒避難が必要となりますので注意ください。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害が発生する可能性がありますので自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

非常持ち出し品

避難生活に最低限必要な物をリュックサックなどの非常持出袋に入れて、すぐに持ち出せる場所に備えておきましょう。



こんな前ぶれ現象に注意！

こんな前ぶれ現象を見つけたら、直ちに市役所、消防署などに連絡しましょう。



山崩れがする。



急に川の流れが濁り流木が混ざっている。

情報伝達経路



千歳市役所
総務部危機管理課
電話 24-3131
千歳市消防署
電話 23-3062

前ぶれ現象の通報

防災行政無線・広報車・戸別訪問
(高齢者等避難・避難指示)

(住民等)

避難

(避難所や土砂災害警戒区域等の範囲外へ)

様 式

○ 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

* 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時
月 日 時 分				
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因
気象等の状況	雨 河 川 水 量 潮 位 波 高 風 そ の 速 他			
ライフライン関係の状況	道 鉄 電 路 水 道 (飲料水) 道 話 電 の 気 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難高齢者等				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣の状況					
	(5) その他の措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他の	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在	
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名		
	職・氏名						職・氏名		
	発信日時			月 日 時 分			受信日時		
項 目				件数等	被害金額(千円)	項 目			
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	道 工 事	河 川	箇所		
	うち災害関連死者	人				海 岸	箇所		
	行方不明	人				砂防設備	箇所		
	重 傷	人				地すべり	箇所		
	軽 傷	人				急傾斜地	箇所		
	計	人			道 路	箇所			
② 住家被害	全 壊	棟		木 被 害	橋 梁	箇所			
		人							
	半 壊	棟			小 計	箇所			
		人			市町村工事	河 川	箇所		
	一部破損	棟			道 路	箇所			
		人			橋 梁	箇所			
	床上浸水	棟			小 計	箇所			
		人			港 湾	箇所			
	床下浸水	棟			漁 港	箇所			
		人			下 水 道	箇所			
計	棟		公 園	箇所					
	人		崖くずれ	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	水 産 被 害	計	箇所			
		その他	棟						
	半壊	公共建物	棟		漁 船	沈没流出	隻		
		その他	棟		破 損	隻			
	計	公共建物	棟		計	隻			
		その他	棟						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林 地	箇所		
			浸冠水	ha		治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha		林 道	箇所		
			浸冠水	ha		林 産 物	箇所		
	農作物	田	ha	そ の 他		箇所			
		畑	ha	小 計		箇所			
	農業用施設	箇所		一般民有林		林 地	箇所		
		共同利用施設	箇所			治山施設	箇所		
		営農施設	箇所			林 道	箇所		
		畜産被害	箇所			林 産 物	箇所		
その他		箇所	そ の 他		箇所				
計			小 計	箇所					
計			計	箇所					

項 目			件数等	被害金額(円)	項 目			件数等	被害金額(円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	葬 送	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所							
	計	箇所							
⑨ 紅 麹	商 業	件			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—	
	工 業	件				鉄道施設	箇所		
	そ の 他	件				被害船舶(艘数)	隻		
	計	件				空 港	箇所		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				水 道	戸	—	
	中 学 校	箇所				電 話	箇所	—	
	高 校	箇所				電 気	戸	—	
	その他文教施設	箇所				ガ ス	戸	—	
	計	箇所			ブロック塀等	箇所	—		
	計	箇所			都市施設	箇所			
	公共施設被害市町村数	箇所			被害総額				
	り災世帯数	世帯		火災	建 物	件			
	り災者数	人		発生	危 険 物	件			
	消防職員出動延人数	人			そ の 他	件			
	消防団員出動延人数	人							
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別業で報告）									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき敬い注意									
○応急対策の状況									
・避難の勧告・指示の状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

総合振興局又は振興局				平成 年 月 日 時現在												
項 目			件数等	被害金額(円)			項 目			件数等	被害金額(円)					
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土工	河 川	箇所									
	うち災害関連死者	人					海 岸	箇所								
	行方不明	人						砂防設備	箇所							
	重 傷	人							地すべり	箇所						
	軽 傷	人								急傾斜地	箇所					
	計	人									道 路	箇所				
② 住家被害	全 壊	棟		木 橋 梁		橋 梁						箇所				
		戸														
		人														
	半 壊	棟				市町村工事被害	小 計	箇所								
		戸						河 川	箇所							
		人							道 路	箇所						
	一部破損	棟			橋 梁		箇所									
		戸					小 計	箇所								
		人						港 湾	箇所							
	床上浸水	棟			漁 港				箇所							
		戸					下 水 道		箇所							
		人							公 園	箇所						
床下浸水	棟		崖くずれ	箇所												
	戸			計			箇所									
	人						⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻						
計	棟		破 損		隻											
	戸			計	隻											
	③ 非住家被害	全壊			公共建物	棟		産 被 害	漁港施設	箇所						
その他			棟													
半壊		公共建物	棟	共同利用施設	箇所											
		その他	棟													
計		公共建物	棟		その他施設	箇所										
		その他	棟													
④ 農業被害	農地	田	ha			⑦ 林 業 被 害	道 有 林	林 地	箇所							
		畑・敷	ha						治山施設	箇所						
		冠水	ha	林 道						箇所						
		畑	ha							林 産 物	箇所					
	農 作 物	田	ha		そ の 他			箇所								
	畑	ha	小 計					箇所								
	農業用施設	箇所					一 般 民 有 林	林 地	箇所							
		共同利用施設		箇所					治山施設	箇所						
		営農施設		箇所	林 道					箇所						
		畜産被害	箇所	林 産 物						箇所						
		その他	箇所					そ の 他		箇所						
									小 計	箇所						
計		計	箇所													

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬	鉄道不通	箇所	—	
計	箇所				鉄道施設	箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件		そ の 他	被害船舶(漁船等)	隻			
	工 業	件			空 港	箇所			
	そ の 他	件			水 道	戸	—		
	計	件			電 話	回線	—		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				電 気	戸	—	
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸	—	
	高 校	箇所				ブロック塀等	箇所	—	
	その他文教施設	箇所				都市施設	箇所		
	計	箇所							
公共施設被害市町村数					団体		被災総額		
り災世帯数				世帯		火災	建 物	件	
り災者数				人			危 険 物	件	
消防職員出動延人数				人		発生	そ の 他	件	
消防団員出動延人数				人		消防団員出動延人数			
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被 害 区 分		判 定 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(1)(2)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （１）公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 （２）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （３）土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （４）被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 （１）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 （２）埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 （３）被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （１）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （２）倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （３）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港整備法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第 3 1 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する公園に設けられたもの。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （１）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （２）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 （１）被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
空 港	空港法第4条第1項第6号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、令和 7 年 4 月消防応第 44 号、令和 7 年 12 月消防応第 78 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業

務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と

密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ

き救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建 物 の 概 要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台	
			消 防 団	台	
			消防防災ヘリコプター	機	
			海上保安庁	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人		
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故・災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷者			人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通の件数は、10件単位で、例えばは約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第4号様式(その2) 別紙

都道府県名 ()

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

余 白

○ 災害応急対策（災害救助法）関連の各様式

様式1

災害救助費概算額調
(災害名)

北海道〔千歳市〕

種目別区分			員数	単価	金額	備考
Ⅰ 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延入			
		福祉避難所	延入			
		ホテル・旅館など	延入			
		計	延入			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延入			
(4)		飲料水の供給費				
(5)	被服履具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延入			
		助産	延入			
		計	延入			
(7)		被災者の救出費	人			
(8)	住宅の応急修理費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童教科書	人			
		小学校児童文房具等	人			
		中学校生徒教科書	人			
		中学校生徒文房具等	人			
		高等学校等生徒教科書	人			
		高等学校等生徒文房具等	人			
(11)	埋葬費	大	人			
		小	人			
		計	人			
(12)		死体の捜索費	体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)		障害物の除去費	世帯			
(15)		輸送費				
(16)		賃金職員等雇上費				
2 実費弁償費			人			
3 扶助金			件			
4 損失補償			件			
5 法第19条の補償						
Ⅱ 救助事務に要した経費						
1 都道府県事務費						
2 市町村事務費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)						
(合計)						

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

			北海道〔千歳市〕
			備考
概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日) A		円
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円
	差引過△不足額 A - B = C		円
	当該年度要積立額 D		円
	当該年度積立予定額 E		円
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円
	同条第2号の方法		円
	同条第3号の方法		円
	計		円
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日) F		円
	災害救助基金最少額 G		円
	差引過△不足額 (F - G) H		円
	要積立額 I		円
	積立額 J		円
	支出額 K		円
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円
		その他	円
	生業資金返還額	基金繰入額	円
その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式4-1②（建設型応急住宅）

応 急 仮 設 住 宅 台 帳（その2）
（建設型応急住宅）

市町村名	整理 番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工 戸数	完成 戸数	集会所施設		着工日	完成 予定日	着工 公表日	リース 購入 の別	概算額			民有地等借地料 (年額(円))	自治体名		北海道(千歳市)		
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話 室					税込総額(円) (リースの場合は 解体費用等含む)	うち、集会所施設 (税込み、円) (設置費用、リースは 解体費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)		完成日	入居日	入居状況		
																					世帯数	入居 人数	解消日
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																						
合計																							

- (注) 1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6 「集会所施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「－」を記入すること。
7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会所施設の費用も合算して記入すること。
9 「うち、集会所施設」欄は、団地別に建設した集会所施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会所施設を差し引いた金額を戸数で除して出た金額を記入すること。
11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の健の受渡しを開始した日を記入すること。
13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

様式6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間	市町村名	
		実支出額	備考
	月 日～ 月 日	円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎となつた世帯構成人員	給与月日	市町村名			実支出額	備考
					物資給与の品名				
					〇〇	〇〇	...		
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

編料資

[千歳防災]

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

埋葬台帳

[illegible]

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

編料資

〔千歳防災〕

様式17

障害物除去の状況

			市町村名		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要
			月 日～ 月 日	円	
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式18①

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					市町村名		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円	円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式18②

賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局	担当者名			電話番号						
従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
計												

(実費弁償)

様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師	人	人			円	円	円	円		円	
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師											
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士											
・土木技術者 ・建築技術者											
・大工 ・左官又はとび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

様式24①

救助事務費の状況

自治体名

費 目	実 支 出 額	備 考
職 員 手 当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限り、災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

様式24②

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
具体的な内容		金額	備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内 訳	避難所の設置・運営	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間	様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費				
内 訳	避難所の設置・運営		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費				
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費				
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費				
内 訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合 計				

様式24③

救助事務費(時間外(休日, 夜間含)勤務手当、旅費明細書)

勤務の内容								自治体名	北海道〔千歳市〕	
氏名	勤務年月日	勤務の内容	勤務場所 (搬送先の名称)	時間外勤務				金額(円)	旅費(円)	証拠書 No.
				開始時間	終業時間	勤務時間(h)				
合計										

様式24⑤

救助事務費(救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社に勤務する者))

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等				※医療に計上
・医薬品、治療材料				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当				※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当				内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等				※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費				内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費				※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費				内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

様式24⑥

救助事務費(救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者))

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品, 治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 応急救助の資金雇上

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)資金職員雇上費			0	
・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
合計			0	※資金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 応急救助の資金雇上」の合計額は、「様式18② 資金職員雇上台帳」として計上すること。

様式24⑦

救助事務費(DMAT(DPAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:							
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外 勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月 日		～						
月 日		～						
月 日		～						
月 日		～						
月 日		～						
月 日		～						
合計								

様式24⑧

救助事務費明細書(その他費用)

費目		自治体名		
業務内容	購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額(円)	証拠書 No.
合計				

○ 自衛隊派遣・撤収要請依頼様式

＜様式１＞ 災害派遣要請依頼書

千 第 号
年 月 日

北海道知事 様

千歳市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

つぎのとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

- 1 災害状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 その他参考となるべき事項

<様式2> 災害派遣撤収要請依頼書

千 第 号
年 月 日

北海道知事 様

千歳市長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

災害の復旧もおおむね終了しましたので、つぎのとおり、撤収要請を依頼します。

- 1 撤収要請依頼日時
年 月 日 時
- 2 撤収日時
年 月 日 時
- 3 撤収場所
- 4 撤収作業内容

○ 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行様式

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領（抄）

（緊急運行の要請）

第4条 緊急運行の要請は、総務部防災消防課防災航空室に対し、電話により行くとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の手續等については、別に定めるところによるものとする。

様式第1号(第4条関係)

(第 幸段)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の 状況・ 派遣 理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 派 遣 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域		希 望 す る 活 動 内 容							
気象の状況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特 記 事 項	(照明、⑩マーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする 資 機 材		現地での資機材確保状況							
		特 記 事 項							
傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況							
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現 地 最 高 責 任 者 無 線 連 絡 方 法	(機関名)	(職・氏名)							
	(周波数) Hz								
その他参考となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考

条 例 等

○ 千歳市防災会議条例

(昭和38年4月1日)
条 例 第 1 号

改正 昭和41年12月16日条例第40号	昭和48年9月27日条例第29号
平成8年4月1日条例第19号	平成9年7月14日条例第21号
平成12年1月20日条例第13号	平成14年9月20日条例第27号
平成24年10月12日条例第15号	平成29年3月24日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、千歳市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千歳市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
- (3) 北海道の知事部局の職員
- (4) 北海道警察の警察官
- (5) 市長部局の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者

6 委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和41年12月16日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年9月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年7月14日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命されている委員(以下「現任委員」という。)の任期の中途において、この条例による改正後の千歳市防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第6項の規定を適用して新たに任命する委員の任期は、改正後の条例第3条第7項の規定にかかわらず、現任委員の残任期間とする。

附 則 (平成12年1月20日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○ 千歳市防災会議運営要綱

(平成17年3月4日)
(千歳市防災会議)

(趣旨)

第1条 千歳市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び千歳市防災会議条例（昭和38年条例第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員（以下「委員」という。）である千歳市副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(委員の代理者)

第4条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出るものとする。

3 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(議事)

第5条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(軽易な事項の改正等)

第6条 会長は防災会議所掌の事務のうち、軽易な事項については、防災会議に諮ることなく行うことができる。ただし、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(防災会議の庶務)

第7条 防災会議の庶務は、千歳市防災担当課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

○ 千歳市災害対策本部条例

(昭和38年6月19日)
条 例 第 26 号

改正 平成8年4月1日条例第20号

平成14年9月20日条例第27号

平成24年10月12日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、千歳市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成24年10月12日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 災害救助法（抄）

（昭和22年10月18日）
（法律第118号）

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前条の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出

- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（事務の区分）

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

○ 災害救助法施行令（抄）

（昭和22年10月30日）
（政 令 第 225 号）

最終改正 令和3年5月10日政令第153号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施）

- 第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととするときは、災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村等の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村等の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村等の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
 - 3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村等の長に関する規定として災害発生市町村等の長に適用があるものとする。

別表第一(第一条関係)

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第二(第一条関係)

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第三(第一条関係)

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第四(第一条関係)

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）

平成12年5月8日
（法律第57号）

最終改正 令和4年6月17日法律第69号

（定義）

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、市町村長は、[第二項](#)又は[前項](#)の規定により報告を受けたときは、[第一項](#)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項に規定する公示によってその効力を生ずる。

7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、前項に規定する解除について準用する。

（特定開発行為の制限）

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

○ 水防法（抄）

（ 昭和24年 6 月 4 日
法 律 第 193 号 ）

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 法律第68号

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項の規

定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設

が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、[第二項](#)又は[前項](#)の規定により報告を受けたときは、[第一項](#)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項及び第四項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

○河川法

(昭和39年 7 月10日)
法 律 第 167 号)

最終改正 令和 4 年 6 月17日法律第68号

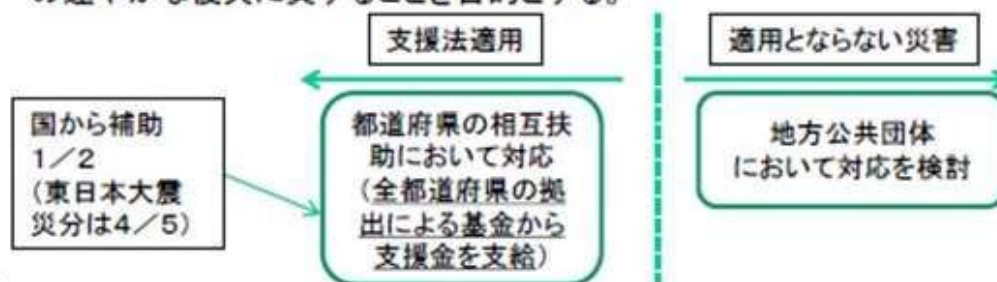
(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十二條の二 河川管理者は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第二条第六項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第二条第二項に規定する水防管理団体をいう。第三十七条の二において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (被害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (被害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ①～③の都道府県(※)が2以上ある場合に、
- 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)

全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

(※) ①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す

災 害 記 録 等

○ 千歳市の風水害発生記録

年 月 日	災 害 の 種 類	災 害 の 概 要
昭和25年 8 月 27 日 ～28 日 (1950)	洪 水	大雨で千歳川氾濫
昭和29年11月 5 日 (1954)	大 火	幸町 2 丁目で火災発生。17棟延焼
昭和30年 7 月 22 日 (1955)	豪 雨	千歳、追分地方に局地的豪雨、ケヌフチ、ママチ川が氾濫。被害額 7,407千円
昭和30年 9 月 11 日 (1955)	大 火	幸町 1 丁目から出火、隣接市町村消防の応援を仰いだが開基以来の大火となる。170世帯焼失、被害額139,250千円
昭和34年 4 月 23 日 (1959)	豪 雨	豪雨、胆振地方を襲い河川が氾濫、道路が決壊。被害額2,332千円
昭和34年 9 月 5 日 ～ 6 日 (1959)	豪 雨	道央に200mmを超える局地的豪雨、美笛川の氾濫により道路決壊、橋梁流失。損害3,666千円
昭和36年 5 月 1 日 (1961)	大 火	幸町 5 丁目に大火発生、千代田町 6 丁目に飛火延焼。30棟全焼
昭和37年 7 月 24 日 ～25 日 (1962)	豪 雨	道南地方を中心に梅雨末期の大雨。下釜加、長都地区に住家浸水189戸、その他農作物の被害が発生。被害額79,711千円
昭和37年 8 月 3 日 (1962)	台 風	台風第 9 号、第10号が連続して当地方を襲い、200mmを超える豪雨をもたらし、家屋浸水、道路、農作物被害が発生。被害額78,000千円
昭和38年 5 月 24 日 (1963)	強 風	強風により農作物に被害。被害額24,286千円
昭和39年 6 月 3 日 ～ 4 日 (1964)	豪 雨	豪雨により釜加地区に住家浸水及び農作物被害。被害額66,800千円
昭和39年 9 月 (1964)	冷 害	冷害により農作物に被害。被害額317,000千円
昭和40年 2 月 15 日 (1965)	雪 害	40cmの降雪により美笛地区260世帯孤立
昭和40年 9 月 11 日 ～18 日 (1965)	台 風	台風第23号、第24号により住家の浸水133棟、農地の被害311ha。美笛地区では崖崩れにより死者 2 名、建物の全壊 6 棟
昭和41年 8 月 17 日 ～21 日 (1966)	豪 雨	集中豪雨により釜加、美笛、泉郷地区を中心に住家浸水495棟、農地被害306ha、被害額47,845千円

昭和44年 2 月 5 日 (1969)	雪 害	豪雪のため駒里地区養鶏舎が22棟倒壊、ニワトリ15,000羽が死亡したほか他の地域にも被害。被害額51,468千円
昭和45年 3 月16日 (1970)	雪 崩	豪雪のため美笛～モラップ間（砥石山付近）に雪崩が発生、1名死亡、2名救助
昭和50年 8 月23日 (1975)	台 風	台風6号により、ケヌフチ川、祝梅川決壊。被害額395,000千円
昭和56年 8 月 3 日 ～ 6 日 (1981)	大 雨	8月3日から6日にかけての前線と台風第12号により千歳で327mm（支笏湖で315mm）の降雨量を記録。災害対策本部設置。ケヌフチ川の決壊、祝梅川及び千歳川無築堤部分からの溢水その他により、床上浸水62世帯、床下浸水63世帯。釜加、根志越、中央及び祝梅の一部に避難命令が出され、延117世帯、470名が避難。また農地の浸冠水のほか道路、河川、橋梁等公共施設に被害があり、被害総額は約3,191,000千円
昭和56年 8 月21日 ～24日 (1981)	大 雨	8月21日から24日にかけての台風第15号と前線により千歳で169mm（支笏湖で254mm）の降雨量と瞬間最大風速33.8メートルを記録。床上浸水31世帯、床下浸水162世帯のほか一部破損住家被害143世帯、非住家の全壊・半壊31棟に達した。また、農地の浸冠水のほか、道路、河川、橋梁、街路樹に被害を与え、被害額は約1,139,000千円
昭和60年 9 月 1 日 (1985)	台 風	台風第13号により床上1棟、床下12棟、落橋等被害額は約27,220千円
昭和62年 7 月 1 日 (1987)	火 災	落雷により2空団オイルタンク火災 被害額は約127,659千円
昭和62年 8 月26日 (1987)	大 雨	千歳で降雨量254.5mmを記録 床下28棟、農地の浸冠水、道路、河川、農業用施設ほか被害を与え、被害額は約290,720千円
昭和62年 9 月 1 日 (1987)	台 風	台風第12号の大風によりポロピナイ公衆便所半壊、風により街路樹等の倒木等367本ほか被害を与え、被害額は約6,194千円
平成元年 9 月 3 日 (1989)	大 雨	農地の浸冠水、ポロピナイキャンプ場南20号川6ヶ所に被害を与え、被害額は約90,323千円
平成2年 4 月23日 (1990)	大 雨	千歳で降雨量121.0mmを記録。床上浸水1棟、床下浸水2棟、農地の浸冠水、道路、河川、農作物に被害を与え、被害額は約132,268千円
平成2年 9 月28日 (1990)	大 雨	湖畔第1道路の法面崩壊ほか、道路計3ヶ所に被害を与え、被害総額約27,412千円
平成5年 9 月 (1993)	冷 害	冷夏、日照不足により水稻、豆類等の農作物に被害。被害総額約780,000千円（平成5年10月5日現在）
平成13年 9 月11日 ～12日 (2001)	台 風	台風第15号により災害対策本部設置。農業被害により、被害総額約170,000千円
平成15年 9 月13日 ～14日 (2003)	台 風	台風第14号通過に伴い、美笛キャンプ場に被害を与え、風による倒木のため1名死亡、2名負傷

平成16年9月8日 (2004)	台 風	台風第18号により災害対策本部設置。暴風被害で支笏湖地区が一時孤立するなど、多くの倒木、農業被害が発生した。
平成20年2月24日 (2008)	暴 風 雪	暴風雪による吹き溜まりのため、200台を超える車両が、一昼夜、郊外の道路上で立ち往生。人命救助のため暴風雪では初めてとなる災害対策本部を設置し対応。自衛隊の災害派遣を要請し対応にあたった。人的被害なし
平成25年8月20日、24日～27日 (2013)	暴 風 雨	ダウンバースト及びガストフロントによると考えられる突風や降雹により、倒木、農業被害が発生。被害額約277,535千円
平成26年9月10日～11日 (2014)	大 雨	北海道で初めて発表された「大雨特別警報」により災害対策本部を設置し、大和、桂木、蘭越、新星地区及び支笏湖地区に対し避難勧告を発令した。支笏湖畔では、11日の日降水量で観測史上1位となる276.5mmを観測したほか、24時間降水量や48時間降水量等複数の観測値で観測史上1位を記録した。概算被害額は国道と道道を除く千歳市内で約120,000千円に上った。
平成30年9月4日～5日 (2018)	台 風	台風21号により多くの倒木や農業被害が発生し、支笏湖地域では、国道や道道の通行止めや停電等が発生した。 (翌9月6日に北海道胆振東部地震が発生した。)
令和7年9月13日～14日(2025)	大雨・暴風雨	大雨警報(土砂災害・洪水)が発表され、市内での倒木や支笏湖地区(国道276号:支笏トンネル～美笛トンネルの間)で道路への土砂流入・冠水により、車両(大型車2・普通車2)4両が立ち往生となるなど国道・道道が通行止めとなった。また、東部において約70戸が停電となった。
令和7年9月20日～21日 (2025)	大雨・暴風雨	大雨警報(土砂災害・洪水)の発表に伴い、20日1900に自主避難用の避難所として北栄小学校(対象:蘭越・新星・桂木・大和・北斗の一部の土砂災害警戒区域の住民)及び千歳公民館泉郷分館(対象:泉郷・協和・幌加・東丘の土砂災害警戒区域の住民)を開設。土砂災害警戒情報(レベル4)発表に伴い20日2250緊急避難場所として桂木町内会館・大和3丁目町内会館を開設。 避難者は、北栄小学校(体育館:22世帯42名・車中泊18名)、桂木町内会館(会館内:7世帯9名・車中泊3名)の計82名で、20日23時15分から21日5時30分にわたり避難した。

(注) 噴火災害、航空機墜落事故災害の記録を除く。

○ 地震災害発生記録

1 北海道の地震災害史

年 月 日 (西 暦)	震 源 (震 央)	位 置	規模	被 害 状 況
慶長16年10月28日 (1611)	三 陸 沖	E 143.8 N382	8.1	大津波、死者多し
寛永12年1月22日 (1635)	松 前			松前地方大いに震い、火災発生
寛永17年6月13日 (1640)	駒 ケ 岳		6.5	噴火湾津波死者700名余、駒ヶ岳噴火
寛文3年7月14日 (1663)	有 珠 山	140.8 42.6	6.5	噴火し、死者数名、震動が円部、津軽におよぶ。
寛保1年7月19日 (1741)	渡 島 半 島	139.4 42.6	6.5	大島噴火、灰降り、松前昼暗きこと死のごとし、根部田一熊石、津波襲来 死者1,467名、流失家屋729棟、家屋破損33棟、船舶流失破損1,521隻
宝暦13年12月16日 (1763)	陸 奥 東 方 沖	142.0 40.8	7.4	20時頃大地震あり、いままでにない大津波を伴う。
明和3年1月28日 (1766)	津 軽	140.6 40.8	6.9	津軽死者1,300人
寛永9年4月 (1780)	ウルップ島沖	151.2 45.3	7.0	大津波
寛政4年4月24日 (1792)	積 丹 半 島 沖	140.3 43.6	6.9	16時頃地震あり、津波を伴い忍路、美国水死1名、船流失など被害あり
天保4年10月26日 (1833)	越 後 羽 前 沖	139.2 38.7	7.4	16時頃松前に強震あり、約30分後津波襲来、高さ120cmに達す、家屋破損103、死者42名、函館湾内2kmばかり潮が満ち道路にあがる。
天保5年1月1日 (1834)	石 狩	141.4 43.3	6.4	10時すぎ地面亀裂生じ、民家倒壊す。余震月末まで続く。
天保10年3月18日 (1839)	釧 路 沖	144.9 42.7	7.0	14時頃釧路、厚岸地方強震、国泰寺被害あり、津波も襲来す。
天保14年3月26日 (1843)	釧 路 沖	144.8 41.8	8.4	9時頃国後、根室、厚岸、釧路地方大地震の津波のため水死46名、家破壊75棟、船舶破壊61隻

安政3年7月23日 (1856)	尻屋崎東方沖	142.3 41.2	7.7	函館13時頃大地震あり、15時に津波襲来、平水より2m以上高く一進一退、16時頃には4m近くになり、市街低地一帯浸水津波の被害区域渡島、胆振、日高、厚岸におよび浦河では500石積以上の船2隻転覆
文久3年8月8日 (1863)	留 萌 沖		5.9	津波襲来す。山崩れ、人家橋梁破損、死傷者あり
明治1年8月15日 (1868)	ペルー・チリ		5.9	函館で津波
明治7年2月8日 (1874)	留 萌 沖	141.6 43.6	6.4	津波あり
明治10年5月1日 (1877)	ペルー・チリ			津波あり、30cm上昇
明治14年10月25日 (1881)	根 室 北 東 沖	147.3 43.3	7.0	クナシリ島、根室地方で小被害
明治18年11月25日 (1885)	不 明			函館で浸水260戸、破損船舶23隻
明治26年6月4日 (1893)	根 室 東 方 沖	149.0 43.1	6.6	エトロフ島岩石崩落、小津波
明治26年6月13日 (1893)	根 室 南 東 沖	146.5 43.0	6.9	根室地方小被害
明治27年3月22日 (1894)	根 室 南 方 沖	146.3 42.4	7.9	根室市街道路60～90cmさける。釧路落石、納沙布、3燈台ランプレンズ破損す。
明治29年6月15日 (1896)	三 陸 沖	144.2 39.6	7.6	十勝、日高から函館まで津波被害
明治29年11月18日 (1896)	根 室 北 東 沖	146.0 43.5	7.6	根室地方で軽い被害
明治32年5月8日 (1899)	根 室 南 東 沖	146.0 43.0	7.2	根室、厚岸地方小被害
明治32年11月10日 (1899)	根 室 東 方 沖	146.0 43.0	6.7	根室地方で軽い被害
明治33年8月29日 (1900)	青森県東方沖	142.0 41.0	7.3	函館地方で軽い被害

明治33年12月25日 (1900)	根 室 南 東 沖	146.0 43.0	7.5	根室地方、渡島半島で軽い被害
明治34年1月14日 (1901)	十 勝 沖	144.0 42.0	7.3	広尾で軽い被害
明治35年5月28日 (1902)	釧 路 沖	144.5 42.5	7.0	釧路地方で小被害
明治37年3月18日 (1904)	根 室 東 方 沖	145.8 42.5	7.1	根室地方で軽い被害あり
明治40年7月6日 (1907)	根 室 東 方 沖	145.5 42.8	7.1	根室、厚岸地方で被害
明治40年12月25日 (1907)	釧 路 沖	144.5 42.5	7.4	障子紙破損、器物転落、商店多少損害あり
明治42年9月17日 (1909)	浦 河 沖	143.0 41.2	6.9	浦河、広尾地方で小被害
明治43年6月16日 (1910)	留 萌 沖			留萌川筋の大和田炭山坑内出水
明治43年7月24日 (1910)	有 珠 山	140.8 42.5	6.5	同山一帯火山活動活発、鳴動降灰あり、住民10,000人以上伊達方面に避難、埋設家屋20戸余
明治43年9月8日 (1910)	留 萌 沖	141.4 44.0	5.9	鬼鹿苦前で家屋破損
大正2年2月20日 (1913)	青 森 県 東 方 沖	142.0 41.5	7.0	帯広浦河等で軽い被害
大正2年8月1日 (1913)	浦 河 沖	142.5 41.8	6.2	浦河地方で軽い被害
大正4年3月18日 (1915)	三 陸 沖	143.1 40.7	7.6	帯広地方で小被害。死者2名
大正5年3月18日 (1916)	十 勝 沖	143.7 41.2	6.6	釧路で小被害
大正7年5月26日 (1918)	留 萌 沖	141.5 44.2	5.6	留萌郡鬼鹿で小被害
大正7年9月8日 (1918)	ウ ル ッ プ 島 沖	151.8 45.7	7.9	大津波ウрупп島で死者24名
大正8年11月8日 (1919)	エ ト ロ フ 島 沖	148.4 44.1	7.8	小津波あり

大正15年9月5日 (1926)	十 勝 沖	143.7 42.0	6.8	帯広地方で小被害
昭和6年2月17日 (1931)	浦 河 北 西 沖	142.6 42.3	6.8	浦河、静内地方で小被害
昭和6年3月9日 (1931)	青 森 県 東 方 沖	142.5 41.2	7.6	12時49分壁はく落、煉瓦煙突倒壊、堀亀裂あり (函館)
昭和6年3月30日 (1931)	十 勝 川 河 口	143.8 42.8	6.6	釧路、白糠、音別方面で被害
昭和7年11月26日 (1932)	新 冠 川 河 口	142.4 42.4	6.8	日高地方一帯で小被害
昭和8年3月3日 (1933)	三 陸 沖	144.7 39.1	8.3	発震時2時31分三陸沖地震により太平洋沿岸に 3～6時に津波襲来、渡島亀田郡漁船流失17隻、 破損21隻、襟裳岬死者13名、負傷56名、建物全 半壊91戸、同流失176戸、船流失163隻、同破損 147隻、その他損害計282,568円。津波最高広野 10.2油駒8.0猿留9.0m
昭和13年5月29日 (1938)	屈 斜 路 湖	144.3 43.6	6.0	1時42分サツテキナイ部落中心に烈震死者1 名、家屋倒壊5棟、半壊2棟、破損36棟、倒木 2,500本、木炭ガマ142基破損
昭和15年8月20日 (1940)	積 丹 半 島 沖	139.5 44.1	7.0	0時08分発震、顕著地震により西半部弱震、西 海岸一帯津波襲来。後志漁船1隻、沈没流失20 隻、宗谷漁船沖合へ流失550隻、全壊114隻、半 壊75隻、留萌建物全壊14棟、半壊43棟、流失26 棟、床上浸水43棟、床下同26棟
昭和22年11月4日 (1947)	留 萌 沖	141.0 43.8	7.0	小津波軽い被害
昭和27年3月4日 (1952)	十 勝 沖	143.9 42.1	8.1	太平洋岸津波被害
昭和27年10月5日 (1952)	カムチャッカ沖	159.0 52.5	8.3	太平洋沿岸に波高1m前後高波襲来。家屋浸水、 漁船流失被害発生
昭和28年7月14日 (1953)	熊 石 附 近	139.9 42.2	5.4	熊石で強震、地すべり等あり
昭和31年3月6日 (1956)	網 走 沖	144.1 44.3	5.8	網走地方で軽い地震

昭和33年11月7日 (1958)	択 捉 島	148.5 44.3	7.8	7時58分3秒釧路強震、根室、帯広、浦河、札幌中震、道東を中心に鉄道、通信及び津波にて港湾施設に若干被害あり
昭和34年1月30日 (1959)	弟 子 屈 附 近	144.4 43.4	6.2	弟子屈町温泉一時止まる。根室本線不通
昭和34年11月8日 (1959)	積 丹 半 島 沖	140.6 43.8	6.2	小樽等で軽い被害
昭和35年5月23日 (1960)	チ リ	W74.5 S 39.5	8.5	発震時4時11分20秒24日2時38分花咲に始まり夕刻にかけて各地に津波襲来。死者8名、行方不明7名、負傷15名、床上浸水2,082棟、床下浸水985棟、全半壊流失各方面被害大、罹災者11,204名、波高最高花咲227、釧路241、霧多布405、浦河299、室蘭120、釧路221、網走62
昭和36年8月12日 (1961)	根 室 南 方 沖	145.6 42.9	7.0	釧路地方で小被害
昭和37年4月23日 (1962)	広 尾 沖	143.9 42.2	7.0	14時58分発震顕著地震、十勝、釧路強震、池田町家屋損壊72棟、重傷1名、道路、橋、水道など被害4,000万円、その他被害大
昭和38年1月28日 (1963)	養 老 牛 附 近	145.0 43.6	5.3	中標津町養老牛で壁等破壊
昭和38年10月13日 (1963)	択 捉 島 沖	150.0 43.8	8.1	釧路で軽い被害、小津波
昭和39年1月20日 (1964)	知 床 半 島	145.2 44.0	4.6	羅臼町で軽い被害
昭和39年5月31日 (1964)	根 室 東 方 沖	147.2 43.3	6.7	土木関係に被害あり、被害額5,000千円
昭和39年6月23日 (1964)	根 室 南 東 沖	146.5 43.0	7.0	土木衛生、商工業、文教施設等に被害あり、被害額2,312千円
昭和42年11月4日 (1967)	屈斜路湖附近	144.4 43.5	5.0	23時30分、釧路、網走支庁管内で建物及び道路等に被害が生じた。負傷者2名、家屋半壊1棟、一部破損8棟、道路亀裂70ヶ所、路肩決壊、亀裂240号線150km、241号線4K区間26ヶ所、盛土地割れ、土砂流失240号線50m、241号線320㎡、崖崩れ240号線2ヶ所、243号線3ヶ所、国鉄路床亀裂等18ヶ所、美幌町水道管破裂

昭和43年 5 月16日 (1968)	十 勝 沖	143.35 40.44	7.9	9時49分頃発震。本道においては札幌4、室蘭、函館、苫小牧5、釧路4の震度を記録、18市町村において災害対策本部設置。死者2名、負傷者133名、家屋の全壊110棟、半壊405棟、損害額約44億円
昭和48年 6 月17日 (1973)	根 室 半 島 沖	146.00 43.00	7.4	負傷者26名、家屋の全壊2棟、一部破損1棟。小津波、波高は根室で約1.5m、浸水275、船舶流失・沈没10隻。また、6月24日のM7.1の余震により負傷者1名、家屋一部破損2棟、小津波
昭和57年 3 月21日 (1982)	浦 河 沖	142.36 42.04	7.1	11時32分頃発震。本道においては浦河5、帯広、苫小牧、札幌4の震度を記録。負傷者167名、家屋の全壊13棟、半壊28棟、一部破損675棟。被害総額約103億円
昭和58年 5 月26日 (1983)	日 本 海 中 部	139.1 40.4	7.7	渡島、桧山、奥尻島に大津波、漁船沈没流失143、死者4名
昭和62年 1 月14日 (1987)	日 高 山 脈 北 部	142.6 42.4	7.0	胆振、十勝、釧路地方で被害、負傷者7、建物半壊15
平成5年 1 月15日 (1993)	釧 路 沖	144.2 42.5	7.8	22時06分、釧路、十勝地方を中心に発生。被害は死者2名、負傷者966名、建物全壊53棟、半壊254棟、一部損壊5,311棟、港湾、道路、ガス、水道等に被害
平成5年 7 月12日 (1993)	北 海 道 南 西 沖	139.4 42.8	7.8	22時17分、奥尻、江差、大成、寿都等檜山、渡島地方で崖崩れ、津波、火災等による被害。死者201名、行方不明29名、負傷者321名、建物全壊594棟、半壊400棟、一部損壊4,854棟、漁船流失破損1,514隻、港湾、道路、ガス等に被害
平成6年10月4日 (1994)	北 海 道 東 方 沖	147.4 43.2	8.2	22時23分、根室、釧路、網走、十勝、日高地方で大きな被害。根室では津波による冠水、釧路では液状化現象が発生。負傷者436名、建物被害7,519棟、その他農業、土木、水産、林業、衛生、商工関係に被害あり。被害総額570億円余
平成15年 9 月26日 (2003)	十 勝 沖	144.47 41.47	8.0	4時50分頃、十勝沖を震源とするマグニチュード8.0の地震が発生し、北海道では最大で震度6弱を記録。広い範囲で停電、断水、津波が発生し、約38万世帯が被害を受け、約38万世帯が避難。北海道を中心に死者1名、行方不明者1名、負傷者847名、建物全壊116棟、半壊368棟、一部破損1,580棟、被害総額約534億7千万円

平成16年11月29日 (2004)	釧路沖	145.3 42.9	7.1	3時32分頃、釧路沖を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生。釧路町、弟子屈町、別海町で震度5強を記録。道東を中心に被害が発生。重傷7名、軽傷（症）45名。建物全壊1棟、一部破損4棟
平成16年12月6日 (2004)	根室半島南東沖	145.21 42.51	6.9	23時15分頃、道東を中心にマグニチュード6.9の地震が発生。厚岸町では震度5強を記録。重傷1名、軽傷（症）11名。被害総額7,300万円
平成16年12月14日 (2004)	留萌支庁南部	141.7 44.1	6.1	14時56分頃、留萌支庁南部においてマグニチュード6.1の地震が発生。苫前町では震度5強を記録。小平町、羽幌町、苫前町で被害が発生。軽傷8名、一部破損165棟
平成17年1月18日 (2005)	釧路沖	145.01 42.52	6.4	23時9分頃、道東を中心にマグニチュード6.4の地震が発生。厚岸町で震度5強を記録。重傷1名。
平成25年2月2日 (2013)	十勝地方南部	143.3 42.6	6.5	23時17分頃、十勝地方南部を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、浦幌町、釧路市、根室市では震度5強を記録。負傷者14名、建物一部損壊1棟の被害が発生した。
平成26年7月8日	胆振地方中東部	141.51 47.2	5.1	23時45分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.1の地震が発生し、安平町で震度5弱を記録。負傷者2名が発生した。
平成28年1月14日 (2016)	浦河沖	142.8 42.0	6.7	12時25分頃、浦河沖でマグニチュード6.7の地震が発生し、函館市、新冠町、浦河町、様似町では震度5弱を記録。負傷者2名の被害が発生した。
平成28年6月16日 (2016)	内浦湾	141.0 41.9	5.3	14時21分頃、内浦湾でマグニチュード5.3の地震が発生し、函館市で震度6弱を記録。負傷者1名、住家一部破3棟の被害が発生した。
平成29年7月1日 (2017)	胆振地方中東部	141.9 42.8	5.1	23時45分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.8の地震が発生し、安平町で震度5弱を記録。負傷者1名の被害が発生した。
平成30年9月6日 (2018)	胆振地方中東部 「平成30年北海道胆振東部地震」	142.00 41.4	6.7	3時7分頃、胆振地方中東部でマグニチュード6.7の地震が発生し、厚真町で北海道での観測史上最大の震度7を記録。死者43名、負傷者782名、住家全壊469棟、住家半壊1,660棟、住家一部破損13,849棟などの被害が発生した。
平成31年2月21日 (2019)	胆振地方中東部	142.00 42.8	5.8	21時22分頃、胆振地方中東部でマグニチュード5.8の地震が発生し、厚真町で震度6弱を記録。負傷者6名、住家一部破損1棟の被害が発生した。

令和 5 年 6 月 11 日 (2023)	浦河沖地震	141.3 42.3	6.2	6 月 11 日 18 時 54 分に苫小牧沖の深さ 136km で M6.2 の地震が発生し、北海道千歳市、厚真町及び浦河町で震度 5 弱を観測したほか、北海道、東北地方、関東地方及び中部地方で震度 4 ～ 1 を観測した。この地震は太平洋プレート内部（二重地震面の下面）で発生した。この地震により、軽傷 1 人の被害が生じた
---------------------------	-------	---------------	-----	--

※北海道で負傷者が発生した地震を記載。（昭和の記録は負傷者が不明なためそのまま記載する）

2 近年の地震災害史

発 震 年 月 日 (西 暦)	震 央 地 名 地 震 名	マ グ ニ チュード	死 者 被災家屋	状 況
平成 6 年 12 月 28 日 (1994)	八戸沖 「三陸はるか 沖地震」	7.5	3	21 時 19 分ころ、マグニチュード 7.5 の地震が発生。八戸で震度 6、むつ、青森、盛岡で震度 5 を記録した。八戸を中心に家屋の倒壊等の被害が大きく、青森県と岩手県で 7 万世帯が停電した。
平成 7 年 1 月 17 日 (1995)	淡路島北部 「平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)」	7.3	6,308 415,659	兵庫県南部を中心に内陸・都市直下型の強い地震が発生し、電気、水道、ガス、交通など生活必需基盤 (ライフライン) が壊滅し、家屋の倒壊、火災等により死者 6,308 名、行方不明 2 名、負傷者 43,177 名、建物全壊 188,068 棟、半壊 227,591 棟の多大な被害が発生した。
平成 12 年 7 月 1 日 (2000)	新島・神津島 近海	6.5	1 209	新島・神津島近海、三宅島周辺で 7 月から 8 月にかけて頻繁に地震が発生。7 月 1 日に新島・神津島近海を震源として発生した地震により土砂崩れが発生し 1 名が死亡。建物は一部破損 41 棟であった。
平成 13 年 3 月 24 日 (2001)	安芸灘 「平成 13 年芸予地震」	6.7	2 42,019	15 時 28 分頃、マグニチュード 6.7 の地震が発生。広島県河内町、大崎町、熊野町では震度 6 弱を記録し、26 日には震度 5 強の余震が発生した。死者 2 名、負傷者 289 名、建物全壊 69 棟、半壊 558 棟、一部破損 41,392 棟。一時的に 43,514 戸が停電、48,284 戸断水した。
平成 16 年 10 月 23 日 (2004)	新潟県中越 「新潟県中越地震」	6.8	68 122,667	被害は新潟県中越地方が多く、活断層による直下型の地震により地すべりや家屋の倒壊による死者 68 名、重傷者 633 名、軽傷者 4,172 名、建物全壊 3,172 棟、半壊 13,810 棟、一部破損 105,682 棟で避難者は最大時で 10 万人となり、被害総額は 330 億円以上

平成17年 3 月20日 (2005)	福岡県西方沖	7.0	1 9,835	10時53分頃、マグニチュード7.0の地震が発生し、福岡市などで震度6弱を記録。この地震によりブロック塀の下敷きになり75歳女性が死亡、重傷者198名、軽傷者1,006名、建物は全壊144棟、半壊353棟、一部破損9,338棟の被害が発生した。
平成19年 7 月16日 (2007)	新潟県上中越沖 「平成19年新潟県中越沖地震」	6.8	15 44,341	10時13分頃、マグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県を中心に被害が発生した。人的被害は死者15名、重傷者356名、軽傷者1,990名。建物は全壊1,331棟、半壊5,709棟、一部破損37,301棟の被害が発生した。
平成20年 6 月14日 (2008)	岩手県内陸南部 「平成20年岩手・宮城内陸地震」	7.2	17 不明6 2,697	8時43分頃、マグニチュード7.2の地震が発生し、岩手県奥州市、宮城県栗原市で震度6強、宮城県大崎市で震度6弱を記録した。人的被害は、死者17名、行方不明6名、負傷者426名。住家被害は、全壊30棟、半壊146棟、一部破損2,521棟。栗原市の荒砥沢ダム上流部では山体崩壊が発生し、ダム湖において津波が発生したが、ダムの堤体を越えることはなく、地震によるダム機能への被害はなかった。
平成20年 7 月24日 (2008)	岩手県沿岸北部	6.8	1 380	0時26分頃、マグニチュード6.8の地震が発生。青森県八戸市、五戸町、階上町、岩手県野田村では震度6弱を記録。被害の状況は、死者1名、重傷者35名、軽傷者176名。住家被害は全壊1棟、一部破損379棟
平成21年 8 月11日 (2009)	駿河湾	6.5	1 8,678	5時7分頃、マグニチュード6.5の地震が発生。死者1名、重傷者19名、軽傷者300名、建物半壊6棟、一部破損8,672棟の被害が出た。
平成23年 3 月11日 (2011)	三陸沖 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(東日本大震災)	9.0	19,575 1,146,371	14時46分頃、マグニチュード9.0の大地震が発生。大津波と原子力発電所の破壊等により、東北から関東にかけて未曾有の被害をもたらした。死者及び行方不明者は約1万9千名、全壊家屋約13万棟、半壊家屋約26万8千棟、一部損壊家屋約73万2千棟となっている。北海道内においては、死者1名、軽傷者3名、住家半壊4棟、一部破損7棟、床上浸水329棟、床下浸水545棟の被害となり、避難指示は22市町、避難勧告は19市町村において出された。 千歳市は、災害対策本部を設置し、消防士、医師及び看護師の被災地派遣、被災者の受入、支援物資等の提供を実施。市内に駐屯する陸・空自衛隊からは約4,000人が被災地へ派遣された。

平成23年 3 月 12 日 (2011)	長野県北部	6.7	3 500	3 時 59 分頃に長野県・新潟県県境付近の深さ約 10 km でマグニチュード 6.7 の地震が発生。長野県栄村で震度 6 強を観測。その後、震度 6 弱を観測する余震が 2 回発生するなど大きな余震が発生した。死者 3 名、負傷者 57 名、住家全壊 73 棟、半壊 427 棟などの被害となった。
平成23年 4 月 7 日 (2011)	宮城県沖	7.2	4	23 時 32 分頃、マグニチュード 7.2 の地震が発生。震度 6 強を宮城県仙台市、栗原市で記録。死者 4 名、負傷者 296 名。 住家被害は平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害に含む。 ※平成 23 年東北地方太平洋沖地震の余震
平成23年 4 月 11 日 (2011)	福島県浜通	7.0	4	17 時 16 分頃、マグニチュード 7.0 の地震が発生。震度 6 弱を福島県いわき市、中島村、古殿町、茨城県鉾田市で記録。死者 4 名、負傷者 10 名。住家被害は平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害に含む。※平成 23 年東北地方太平洋沖地震の余震
平成23年 6 月 30 日 (2011)	長野県中部	5.4	1 6141	8 時 16 分頃、マグニチュード 5.4 の地震が発生。長野県松本市で震度 5 強を記録。被害は、死者 1 名、負傷者 17 名。住家被害は半壊 24 棟、一部損壊 6,117 棟。
平成24年 3 月 14 日 (2012)	千葉県東方沖	6.1	1 1	21 時 5 分頃、マグニチュード 6.1 の地震が発生。震度 5 強を茨城県神栖市、千葉県銚子市で記録。被害は、死者 1 名、負傷者 1 名、住家一部破損 1 棟であった。
平成24年 12 月 7 日 (2012)	三陸沖	7.4	1 1	17 時 18 分頃、マグニチュード 7.4 の地震が発生。震度 5 弱を青森県から栃木県までの広範囲の地域で記録し、死者 1 名、重傷者 2 名、軽傷者 13 名、一部破損 1 棟の被害が発生した。
平成28年 4 月 16 日 (2016)	熊本県熊本地方 「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」	7.3	255 217,496	4 月 14 日 21 時 26 分頃、マグニチュード 6.5 の活断層による直下型地震が発生。4 月 16 日 1 時 25 分頃、本震であるマグニチュード 7.3 の地震が発生し、熊本県益城町では最大震度 7 を 2 回記録した。熊本県熊本地方及び大分県を中心に九州地方の広範囲において、甚大な被害が発生した。また、6 月には九州北部を襲った豪雨により、被害が更に拡大した。

平成30年 6 月18日 (2018)	大阪府北部	6. 1	6 57, 348	7時58分頃、深さ13km、マグニチュード6. 1の地震が発生。大阪北区茶屋町、高槻市等で震度6弱を記録した。死者6名、負傷者462名、家屋全壊21棟、住家半壊454棟、住家一部破損56, 873棟などの被害が発生した。
令和 3 年 2 月13日 (2021)	福島県沖	7. 3	2 36, 299	23時07分、深さ55km、マグニチュード7. 3の地震が発生。宮城県と福島県で震度 6 強を観測したほか、北海道から中国地方にかけて震度 6 弱～1 を観測した。この地震により、宮城県の石巻港で22cmの津波を観測したほか、宮城県と福島県で津波を観測した。この地震により、死者 2 人、負傷者186人、住家全壊123棟、半壊1, 937棟、一部破損34, 239棟などの被害が生じた。
令和 4 年 3 月16日 (2022)	福島県沖	7. 4	4 56, 935	23時36分、深さ57km、マグニチュード7. 4の地震が発生。宮城県及び福島県で震度 6 強を観測したほか、北海道から中国地方にかけて震度 6 弱～1 を観測した。この地震により長周期地震動階級 4 を観測した。この地震により、宮城県の石巻港で31cm、仙台港で0. 2m、福島県の相馬で0. 2m（いずれも暫定値）の津波を観測するなど、青森県から茨城県にかけての太平洋沿岸で津波を観測した。この地震により、死者 4 人、負傷者247人、住家全壊217棟、半壊4, 556棟、一部破損52, 162棟などの被害が生じた
令和 5 年 5 月 5 日 (2023)	能登半島沖	6. 5	1 3, 397	14時42分、深さ12km、マグニチュード6. 5の地震が発生。石川県珠洲市で震度 6 強を観測したほか、東北地方から中国・四国地方にかけて震度 5 強～1 を観測した。この地震により長周期地震動階級 3 を観測した。この地震により、石川県の輪島港（港湾局）で10cm、珠洲市長橋で 4 cmの津波を観測した。また同日21時58分には能登半島沖の深さ14kmでM5. 9の地震が発生。石川県珠洲市で震度 5 強を観測したほか、東北地方から四国地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。この地震により長周期地震動階級 2 を観測した。これらの地震により、死者 1 人、重傷 2 人、軽傷46人、住家全壊40棟、住家半壊311棟及び住家一部破損3, 046棟の被害が生じた

令和6年1月1日 (2024)	石川県能登半島 「令和6年能登半島地震」	7.6	240以上 ※27,924 ※：全壊・半壊	14時10分、深さ16km、マグニチュード7.6の地震が発生。この地震で震度7の非常に激しい揺れを石川県志賀町で観測したほか、震度6強を七尾市や珠洲市、穴水町で、震度6弱を中能登町と能登町、新潟県長岡市で観測。震度1以上を観測する地震は1月1日の地震発生から1か月で1500回を超え、多くの建物に倒壊するなどの被害。ビルも倒壊したほか、断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生。木造家屋に大きなダメージを与える周期1～2秒の揺れが強かったこと。また火災の発生率は東日本大震災を上回った。これらの地震により、死者240名以上、重傷者323名、行方不明3名、住宅全壊8,528、住宅半壊19,396などの被害が生じた。(令和6年4月29日現在)
--------------------	-------------------------	-----	---------------------------------	--

- 1：平成元年以降に死者が発生した地震を記載。（「1 北海道の地震災害史」に記載の地震を除く。）
- 2：表のデータ等については、主に消防庁のホームページより引用。

北海道周辺で発生する地震

地震は、火山の活動による地震（火山性地震）、プレート境界付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に分けられる。

1 火山性地震

火山体またはその周辺で発生する地震で、マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。火山によっては火山活動が活発化すると多く発生する傾向がある。千歳市では樽前山・恵庭岳の火山活動による地震が考えられる。

2 海溝型地震

海溝型地震とは、プレートとプレートの間において、それぞれのプレートの動く方向が違うため、プレート境界に摩擦が生じることにより発生する地震である。

北海道周辺で発生する海溝型地震は、千島海溝や日本海溝（太平洋沖合）において太平洋プレートと北アメリカプレートの境界を震源域とするものと、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生するものがある。

太平洋プレートの境界付近では、1952年の十勝沖地震（M8.2）、青森県東方沖で発生した1968年の十勝沖地震（M7.9）、1973年6月17日根室半島沖地震（M7.4）、平成6年（1994）三陸はるか沖地震（M7.6）、平成15年（2003）の十勝沖地震（M8.0）など発生している。太平洋沖合の海域では、このような巨大地震が、数十年から百年程度の間隔で繰り返していると考えられている。北海道東部の地域では、北西—南東方向の短縮や、沿岸部の沈降といった地殻変動が定常的に見られるが、これは太平洋プレートの沈み込みによるものであり、海溝に沿った地域で歪が蓄積していることが上記のような巨大地震の発生に関係していると考えられている。ただし、この地域では、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」（M8.2）のように、沈み込む太平洋プレート内で巨大地震が発生することもあり、地震の発生間隔だけを頼りに巨大地震の発生を予測することは難しいと言われている。

日本海東縁部において発生する地震は、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と同様のプレート型地震であり、北海道西方沖で1940年に発生した積丹半島沖地震（M7.5）や「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」（M7.8）があり、特に北海道南西沖地震は地震発生後4～5分後に約30mの津波が発生し、死者・行方不明者230名に達する大きな被害が発生した。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。

3 内陸型地震

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。活断層とは、第四紀（約200万年前から現在までの間）に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層のことをいう。断層型地震は、震源で断層の破壊が発生し、断層が成長しながら破壊領域が広がっていくもので、この破壊領域全体を震源域といい、この断層面を震源断層と呼ぶ。内陸型地震として、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（M7.3、阪神・淡路大震災）や、「平成16年（2004年）新潟県中越地震」（M6.8）及び「平成28年（2016年）熊本地震」（M7.3）があげられ、都市部の直下で発生した場合には

甚大な被害が発生するおそれがある。



4 石狩低地東縁断層帯の長期評価(断層帯の位置及び形態)

石狩低地東縁断層帯は、その分布形態から石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部に区分される。

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、夕張郡栗山町、夕張郡長沼町、夕張郡由仁町、千歳市を経て、勇払郡安平町に至る断層帯である。長さは約 6 6 k m と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 1）。

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から勇払郡安平町、苫小牧市、勇払郡厚真町を経て、沙流（さる）郡日高町沖合の海域に至る断層帯である。長さは 5 4 k m 以上と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 3）。

石狩低地東縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は、0.4 m / 千年以上の可能性がある。最新の活動は 1739 年以後、1885 年以前であった可能性があり、平均活動間隔は、1 千－2 千年程度であった可能性がある。

また、石狩低地東縁断層帯南部については、平均的な上下方向のずれの速度は、0.2 m / 千年程度の可能性があるが、最新活動時期を含めた最近の活動履歴については不明である。なお、本断層帯南部の平均活動間隔は 1 万 7 千年程度以上の可能性がある。

断層帯主部は、全体が 1 つの活動区間として活動した場合、マグニチュード 7.9 程度の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に約 2 m もしくはそれ以上高まる段差や撓み（たわ）が生ずる可能性がある。本断層帯主部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表 2 に示すとおりである。

石狩低地東縁断層帯南部は、全体が 1 つの活動区間として活動した場合、マグニチュード 7.7 程度以上の地震が発生する可能性がある。その際、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に 4 m 程度以上の段差や撓（たわ）みが生ずる可能性がある（表 3）。本断層帯南部では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価とは異なる手法により長期確率を求めている。そのため、信頼度は低いですが、将来このような地震が発生する長期確率は表 4 に示すとおりとなる。地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、今後 30 年の間に地震が発生する確率が、0.2 % 以下であり、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する（注 1、2、3）。

また、石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108 km以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。

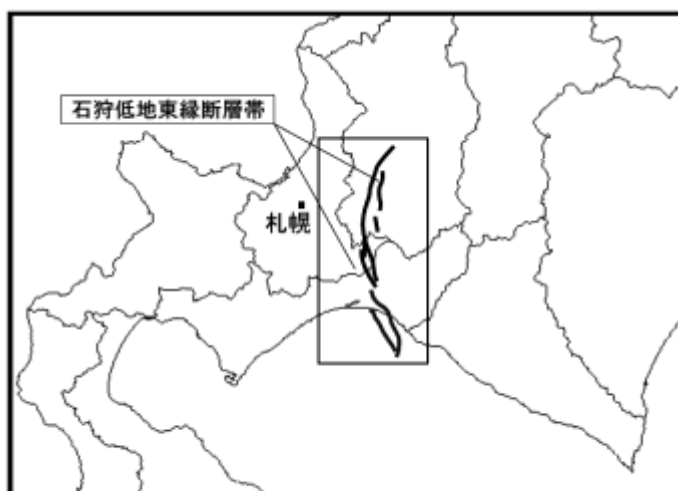


図1 石狩低地東縁断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)



図2 石狩低地東縁断層帯の
活断層位置と主な調査地点

- 1: 北長沼地点
 - 2: 千歳市祝梅地点
 - 3: 峠澤川沿い地点
 - 4: いずみ学園南東地点
 - 5: フモンケ川沿い地点
 - A: 反射法弾性波探査測線 (H91-2)
 - B: 反射法弾性波探査測線 (S195-A)
 - C: 反射法弾性波探査測線 (S195-B)
 - ※: 断層帯の北端と南端
- 活断層の位置は文献2。5に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000
「留萌」「旭川」「札幌」「夕張」
「苫小牧」「浦河」を使用。

表1 石狩低地東縁断層帯主部の特性

項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形態			
(1) 構成する断層	美瑛市－安平町付近の断層、岩見沢断層*、栗沢断層*、泉郷断層*、馬追断層*、嶮淵断層*、岩見沢市東方－由仁町付近の断層など*		文献4による。 構成する断層のうち、*印をつけたものは副次的な断層。
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北端) 北緯 43° 20′ 東経 141° 54′ (南端) 北緯 42° 44′ 東経 141° 48′ 長さ 約66km 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0km 一般走向 N10° E 傾斜 東傾斜 (深さ3km以深では低角度、 約2kmでほぼ水平) 幅 不明	○ ○ ○ ○ ◎ ○ ◎	文献2による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。 上端の深さが0kmであることから推定。 上端の深さは、説明文2. 1. 1(2)を参照。 一般走向は、断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向(図2参照)。 傾斜は、文献2、5に示された地形・地質の特徴による。 地震発生層の下限の深さは20km程度。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	◎	文献2、5に示された地形・地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0. 4m／千年以上(上下成分)	△	説明文2. 1. 2(1)を参照。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動) 1739年以後、1885年以前 活動2 (1つ前の活動) 約2千4百年前以後、8世紀以前 活動3 約5千3百年前以後、 約3千2百年前以前 活動4 概ね2万年前頃 活動5 約2万5千年前頃 活動2より前の活動の間に別の活動があったかどうかは不明。	△ △ ○ ○ △	文献1、5に示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 約2mもしくはそれ以上 (上下成分) 平均活動間隔 1千－2千年程度	△ △	説明文2. 1. 2(3)を参照。 説明文2. 1. 2(4)を参照。
(4) 過去の活動区間	活動区間 全体で1区間	△	断層の位置関係・形状等から推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間	活動区間 断層帯全体で1区間	△	断層の位置関係・形状などから推定。

動区間及び活動時の地震の規模	マグニチュード 7.9程度 ずれの量 約2mもしくはそれ以上 (上下成分)	△ △	ら推定。 断層の長さから推定。 過去の活動から推定。
----------------	---	--------	----------------------------------

表2 石狩低地東縁断層帯主部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備 考
地震後経過率(注8)	0.06 - 0.3		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	c	発生確率及び集積確率は文献3による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 0.001%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 1%		
集積確率(注9)	ほぼ0%		

表3 石狩低地東縁断層帯南部の特性

項 目	特性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形態			
(1) 構成する断層	千歳市から苫小牧市付近の断層		
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北端) 北緯 42° 52' 東経 141° 42' (南端) 北緯 42° 24' 東経 141° 54' 長さ 54km以上 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0km 一般走向 N20° W 傾斜 東傾斜 (深さ3km以深では低角度、 約2.5kmでほぼ水平) 幅 不明	○ △ ○ △ ○ △ ◎	文献2、5による。位置は説明文2.2.1(1)を参照。数値は図2から計測。形状は図2を参照。 長さは活褶曲軸の北端と南端を直線で結んで計測。 上端の深さが0kmであることから推定。 上端の深さは説明文2.2.1(2)を参照。 一般走向は、活褶曲軸の北端と南端を直線で結んだ方向(図2参照)。 傾斜は、文献2、5から推定。 地震発生層の下限の深さは25km程度。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層	○	文献2、5に示された地形・地質の特徴による。

2. 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0. 2m／千年程度(上下成分)	△	説明文2. 2. 2(1)を参照。
(2) 過去の活動時期	不明		
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 4m程度以上	△	断層の長さから推定。
	平均活動間隔 1万7千年程度以上	△	1回のずれ量と平均変位速度から推定。
(4) 過去の活動区間	活動区間 断層全体で1区間	△	断層の位置関係・形状などから推定。
3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層全体で1区間	△	断層の位置関係・形状などから推定。
	マグニチュード 7. 7程度以上	△	断層の長さから推定。
	1回のずれの量 4m程度以上(上下成分)	△	断層の長さから推定。

表4 石狩低地東縁断層帯南部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備 考
今後30年以内の地震発生確率 今後50年以内の地震発生確率 今後100年以内の地震発生確率 今後300年以内の地震発生確率	0. 2%以下 0. 3%以下 0. 6%以下 2%以下	d	発生確率は文献3による。

注1: 石狩低地東縁断層帯南部では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)を適用せず、特殊な更新過程であるポアソン過程(地震の発生時期に規則性を与えないモデル)を適用して地震発生確率を求めた。ポアソン過程を用いたため、地震発生の確率はいつの時点でも同じであり、本来時間と共に変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。なお、グループ分けは、通常の手法を用いた場合の全国の主な活断層のグループ分け(注2参照)と同じしきい値を使用して行った。

注2: 地震調査委員会の活断層評価では、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間の地震発生確率について、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」

今後30年間の地震発生確率(最大値)が0. 1%以上－3%未満の場合:

「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」

なお、2005年4月時点でひととおり評価を終えた98の主要断層帯のうち、最新活動時期が判明しており、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)により地震発生の確率を求めたものについては、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間に地震が発生する確率の割合は以下のとおりとなっている。

30年確率の最大値が0.1%未満 : 約半数

30年確率の最大値が0.1%以上－3%未満 : 約1/4

30年確率の最大値が3%以上 : 約1/4

(いずれも2005年4月時点での算定。確率の評価値に幅がある場合はその最大値を採用。)

注3: 1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率は以下のとおりである。

地震名	活動した活断層	地震発生直前の 30年確率 (%)	地震発生直前の 集積確率 (%)	断層の平均活動 間隔 (千年)
1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」 (兵庫県)	0.02%－8%	0.06%－80%	約1.7－約3.5
1858年飛越地震 (M7.0－7.1)	跡津川断層帯 (岐阜県・富山県)	ほぼ0%－13%	ほぼ0%－ 90%より大	約1.7－約3.6
1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層帯 (長野県)	ほぼ0%－20%	ほぼ0%－ 90%より大	約0.8－約2.5

「長期的な地震発生確率の評価手法について」(地震調査研究推進本部地震調査委員会, 2001)に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1千年の場合は30年確率の最大値は23%程度、1万7千年の場合は2%程度である。

注4: 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎: 高い、○: 中程度、△: 低い

注5: 文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1: 北海道(2001)

文献2: 池田ほか編(2002)

文献3: 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)

文献4: 活断層研究会編(1991)

文献5: 産業技術総合研究所(2007)

注6: 評価時点はすべて2010年1月1日現在。「ほぼ0%」は 10^{-3} %未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い(△)ことに留意されたい。

注7: 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a: (信頼度が)高い b: 中程度 c: やや低い d: 低い

発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。

発生確率等の評価の信頼度

a: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。

b: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。

c: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。

d: 過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。

注8: 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

注9: 前回の地震発生から評価時点までの間に地震が発生しているはずの確率。

(説明)

1. 石狩低地東縁断層帯に関するこれまでの主な調査研究

石狩低地東縁断層帯(以下、本断層帯と記す)は北海道西部の石狩平野とその東側に分布する岩見沢丘陵、栗沢丘陵、馬追丘陵との境界付近に位置する断層帯である。

本断層帯の存在やその特性についての研究としては、以下のものがある。

吾妻(1962)は、石油探査結果から馬追上昇帯と馬追-鶴川(むかわ)構造線の所在を示し、これらに沿って西方へ衝上する断層の存在を示唆した。活断層研究会編(1991)は馬追丘陵西麓の最終間氷期の海成面が西へ傾動することを認めつつも、丘陵の西縁部に発達する逆向き低断層崖に注目して数条の西側隆起の活断層を図示するにとどまった。佃ほか(1993)は、反射法地震探査等の結果から、東側隆起の活断層が馬追丘陵の下に伏在することを明らかにしてこれを石狩低地帯東縁断層と称し、その平均上下変位速度は1.4m/千年以上に達しているとした。本断層帯の詳しい地表形状については、池田ほか(1996a, b)及び池田ほか編(2002)によって明らかになった。池田ほか編(2002)は、これを石狩低地東縁断層帯として図示するとともに、これに沿って認められる顕著な撓曲変形をもたらしている主要断層は地下に伏在し、西側隆起の活断層はこれより副次的に派生したものであることを指摘した。断層の詳しい位置は、澤ほか(2010)、石山ほか(2010)、平川ほか(2010)にも図示されている。

北海道(1999, 2000, 2001)は、活断層研究会編(1980, 1991)及び池田ほか(1996a, b)で示された西側隆起の断層群を対象として反射法弾性波探査、重力調査、ボーリング調査、トレンチ・ピット調査などを行い、その断層構造や平均変位速度、活動履歴などについて明らかにした。その後、産業技術総合研究所(2007)が群列ジオスライサー調査及び群列ボーリング調査を行い、平均変位速度、活動履歴などについて新たな知見を得るとともに、既存の反射法弾性波探査断面の再解析を行い、地下構造に関して検討している。

本断層帯では、伊藤(2000)、栗田・横井(2000)、加藤ほか(2002)等の深部地下構造探査に基づいた地質構造に関する研究が多くなされている。また、島弧衝突研究の観点から、日高山脈付近では、西進する千島弧と東北日本弧の衝突により前者が後者に乗り上げるという大規模な衝上断層構造を成していると考えられている(Kimura, 1996; 伊藤・岩崎, 2002等)。池田ほか編(2002)は、日高山脈の逆断層系は中新世以降、西に向かって徐々に新たな逆断層を形成しながら活動域を移動し、現在の活動の前縁は馬追丘陵より西方に達していると考えている。

2. 石狩低地東縁断層帯の評価結果について

石狩低地東縁断層帯は、石狩平野とその東側の丘陵との境界付近に位置する断層帯であるが、丘陵の前縁に沿うものとそこから離れ、千歳市の東から南方に向かうものに大別される(図1、2)。ここでは、松田(1990)の基準に基づいて、両者はそれぞれ別の起震断層を構成していると考え、前者を石狩低地東縁断層帯主部、後者を石狩低地東縁断層帯南部とし、それぞれについて評価することとした。

2.1 石狩低地東縁断層帯主部

2.1.1 石狩低地東縁断層帯主部の位置・形態

(1) 石狩低地東縁断層帯主部を構成する断層

石狩低地東縁断層帯主部は、北海道美唄(びばい)市から勇払(ゆうふつ)郡安平(あびら)町にかけて延びている(図1、2)。本断層帯主部を構成する断層の位置・形態は、活断層研究会編(1991)、池田ほか(1996a, b)、北海道(2001)、池田ほか編(2002)、中田・今泉編(2002)、澤ほか(2010)、石山ほか(2010)、平川ほか(2010)などに示されている。ここでは、断層の名称は活断層研究会編(1991)にしたがい、位置は池田ほか編(2002)にしたがった。

本断層帯主部は、主断層とその東に位置する副次的な断層からなる。

主断層は、西に緩やかに凸の平面形をなしてほぼ南北に連続する一連の東側隆起の撓曲を伴い、その東側約4km以内には、岩見沢断層、栗沢断層、泉郷(いずみさと)断層、馬追断層、嶮淵(けねふち)断層などの西側隆起の副次的な断層が分布する。これらは、松田(1990)の基準に従って、1つの起震断層に含まれるとみなす。

また、主断層の東には、最大約7km離れて、岩見沢市東方から夕張郡由仁(ゆに)町にかけての丘陵の東縁に、全長が約30kmに及ぶ西側隆起の断層が存在する。この断層は、西傾斜の断層面をもつ逆断層と推定されること、後述のように主断層は低角で東に傾斜していると考えられることから(池田ほか編, 2002; 中田・今泉編, 2002; 澤ほか, 2010; 石山ほか, 2010; 平川ほか, 2010)、ここでは本断層帯主部に含まれる副次的な断層のひとつである可能性があるとした。

(2)断層帯の位置・形状

本断層帯主部の長さ及び一般走向は、図2に示された断層の北端と南端を直線で結んで計測し、それぞれ約6km、N10° Eとした。

本断層帯主部の上端の深さは、東側隆起の撓曲変形が地表に現れていることから0kmとした。ただし、断層面は地表下3km付近までに伏在し、地表に達していないとする指摘がある(池田ほか編, 2002)。また、産業技術総合研究所(2007)では、断層は地下2kmでほぼ水平であることが示されている(図3)。

本断層帯主部の断層面の傾斜は、膨らみを伴った西向きに撓曲変形(池田ほか, 1996a, b; 池田ほか編, 2002; 澤ほか, 2010; 石山ほか, 2010; 平川ほか, 2010)をつくっていることから、東傾斜と考えられる。反射法弾性波探査結果など(佃ほか, 1993; 栗田・横井, 2000)は、断層面は深部においてかなり低角度であることを示唆している。また、産業技術総合研究所(2007)は、本断層帯を横切る反射法弾性波探査記録(石油公団, 1993)の再解析を実施しており、深さ6-10kmでの傾斜角は約10° となるとしている(図3)。このような資料から、本断層帯主部の断層面は、深さ3kmより深部では低角度で東に傾斜していると考えられる。

ただし、産業技術総合研究所(2007)による再解析結果では深さ6-10kmでの推定断層面を挟んだ地層の対比が示されておらず、地下の断層形状の推定の信頼度が低いと考えられることから、傾斜角約10° という値は参考情報とする。

断層面下端の深さは、地震発生層の下限を目安とすると、20km程度である可能性があるが、断層面の幅については、地下深部の傾斜が明らかでないため不明である。

(3)断層の変位の向き(ずれの向き)(注9)

本断層帯主部は、西へ撓み下がる変位地形や地質構造を形成しており(池田ほか, 1996a, b; 池田ほか編, 2002; 北海道, 2001; 産業技術総合研究所, 2007; 澤ほか, 2010; 石山ほか, 2010; 平川ほか, 2010)、隆起側にしばしば膨らみを伴うこと、及び断層面が東に傾斜することを示す反射法弾性波探査結果など(佃ほか, 1993; 栗田・横井, 2000; 産業技術総合研究所, 2007)から、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と考えられる。

2. 1. 2 断層帯の過去の活動

(1)平均変位速度(平均的なずれの速度)(注10)

産業技術総合研究所(2007)は、千歳市祝梅において断層を挟んだ上盤側と下盤側でそれぞれボーリング調査を行い、MIS5e(最終間氷期最盛期)の海進期堆積物の上面(12. 5万年前;注11)の高度に両者の間で54. 9mの上下差があることから、平均変位速度を0. 4m/千年と推定した(図4)。しかし、本断層帯主部は変形帯の幅が広く、広域で見れば上下の変位量はもっと大きいと考えられることから、0. 4m/千年は推定される最小値であり、実際の平均変位速度はさらに大きい可能性がある。

以上より、本断層帯主部の平均上下変位速度については、0. 4 m/千年以上の可能性がある。

なお、北海道(2001)は、地形・地質調査結果及びボーリング資料などに基づいて、T3段丘面を構成し、5万年前頃に堆積したと考えられる本郷層の上下変位が40~75mであることから、平均上下変位速度を0. 8~1. 5 m/千年と推定している。しかし、本郷層は陸成層であり、T3段丘は元々傾斜していたと考えられ、変位基準として適当ではないと判断されることから、ここでは参考値とする。

(2)活動時期

a)地形・地質的に認められた過去の活動

本断層帯主部の活動履歴に関する資料として以下のものがある。

a. 主断層(長沼町北長沼)

主断層北部の夕張郡長沼町北長沼において、産業技術総合研究所(2007)は地表面が変形していることを見だし、同地点において群列ジオスライサー調査を行った結果、1a層と1b層に地表の変形と調和的な撓曲変形構造を見いだした(図5)。その解釈に基づくと、最新の断層活動は1b層(8-15世紀頃)堆積以後にあったと推定される。さらに、1a層は河成堆積物であり、撓曲崖周辺で樽前a火山灰(西暦1739年;注12)を含むことから、最新活動は西暦1739年以降の可能性がある。また、1b層の下位には、1c層が2a層と傾斜不整合の関係で楔状に分布していることから、1回前の活動が2a層(約2千4百年前-9世紀)堆積以降、1c層(8世紀頃)以前にあった可能性がある。

b. 栗沢断層

岩見沢市(旧栗沢町)栗沢の北東、栗沢工業団地南東側で、栗沢断層によりT3段丘面構成層が、それを覆う泥炭層等とともに西側隆起(上下変位量約3. 5m)の撓曲変形をしている露頭が見いだされている(小峰・八幡, 1999; 北海道, 2001)。変形した泥炭層中の木片は約4万7千年前(小峰・八幡, 1999)の14C年代(注13)を示すことから、それ以後に栗沢断層の活動があったと考えられる。

c. 泉郷断層

①いずみ学園南東地点

千歳市泉郷のいずみ学園南東では、泉郷断層沿いにおける農地造成工事で出現した断層露頭を、北海道(2001)が、その前面にピットを掘削して詳しく観察している(図6)。ここでは、新第三紀層(図6のVI層:追分層)を覆う砂層(V-IV層:T2段丘面構成層)、さらにこれを覆う火山灰層・腐植土層(III?I層)と、それらの大部分を変位させる南西側隆起の逆断層(f1, f2a-c)が露出している。これらの地層のうち、IIb層は恵庭a火山灰(約2

万1千 - 1万9千年前(注12)である。

f2c断層は、IIa層までを変位させている。この断層面の直下に位置するIIa層の14C年代(注13)に基づく、この断層は、約6千6百年前以後活動したと推定される。なお、f2c断層はIIa層上面に達して途切れているが、断層付近のIIa層とその上位のI層との境界面は、地すべり面である疑いが示されていることから、断層の活動時期をI層堆積前に必ずしも限定できない。

f2c断層の南側では、概ね2万年前の羊蹄1火山灰(注12)を挟むIII層までがf2a断層によって大きく変形し、その変形構造をIIb層(恵庭a火山灰)及びそれより上位の地層群が埋め、覆っていると推定される。したがって、羊蹄1火山灰降下後、恵庭a火山灰降下前にあたる概ね2万年前頃に別の断層活動があったと推定される。なお、変形構造を覆う地層群のうち最下部に位置するIIb層(恵庭a火山灰)は、断層の低下側で厚くなっており、その堆積中に断層活動があった可能性も示唆される。しかし、これは短期間に形成された降下軽石層であることから、その可能性は小さいと判断する。

以上から、この調査地点では約6千6百年前以後及び概ね2万年前頃にそれぞれ泉郷断層の活動があったと推定される。

② 嶮淵川沿い地点

千歳市泉郷の嶮淵川沿い地点(いずみ学園南東地点の北側)では、北海道(2001)がトレンチ調査を実施している(図7)。トレンチは、泉郷断層によってT4段丘面が西側隆起に変位して形成されたと考えられる低崖を横切って掘削されており、低崖の前面は嶮淵川の現氾濫原となっている。トレンチの壁面には、T4段丘面構成層とみられる地層群(IVa-g層)とこれを覆う腐植・粘土層を挟む火山灰質の地層群(IIIa-d層-II層)、さらに断層の低下側では最上部に氾濫原堆積層(I層)が露出している。ここでは、断層は見いだされないが、一部の地層群に顕著な東向きの撓曲変形が生じている。

トレンチの南壁面では、IVa層及びそれ以下の地層群が著しく撓曲しており、この撓み下がるIVa層にIIIc層がアバットしていることから、IVa層堆積後、IIIc層堆積前に撓曲構造をつくる断層活動があったと考えられる。その時期は、IVa層上部及びIIIc層の14C年代(注13)に基づく、約2万5千年前以後、約7千年前以前と推定される。ただし、IIIc層(約7千年前)とその上位のIIIa層(約2万5千年前)の14C年代値は、大きく逆転しているため、恵庭a火山灰(約2万1千 - 1万9千年前)を含む地層(II層)に覆われることと調和するIIIa層の値を重視すると、断層活動は約2万5千年前頃にあった可能性がある。

以上から、この調査地点では約2万5千年前頃に泉郷断層の活動があった可能性がある。

d. 馬追断層

安平町(旧早来町)富岡のフモンケ川沿い地点では、北海道(2001)がトレンチ調査を実施している(図8)。トレンチは、馬追断層がフモンケ川河谷を横切る所の谷底に掘削され、トレンチの壁面には、新第三紀層の追分層(VI層)とこれを不整合に覆う砂や礫、シルト・粘土などからなる未固結の地層群(Ia-Ie層)が露出し、これらの地層の一部は西側隆起で著しく撓曲変形している。

トレンチの北壁面では、Ic1層以下の地層が著しい西向きの撓曲構造を示し、さらに少なくともIb1層の下部は、下位のIc1層などと同じように撓曲変形していると見なせる。Ia層は、この撓曲構造を一部で削剥しつつ覆うように堆積している。このことから、撓曲構造をつくる断層活動が、Ib1層の下部堆積後、Ia層堆積前にあったと考えられる。その時期は、Ib1層下部とIa層下部の14C年代(注13)に基づく、約5千3百年前以後、約3千2百年前以前と推定される。Ia層下部の年代値(約3千2百年前)については、そこに挟在する樽前c火山灰(Ta-c層)の降下年代(約3,000 - 2,500年前、暦年未補正值)と調和的であることから、採用した。

以上から、馬追断層では約5千3百年前以後、約3千2百年前以前に活動があったと推定される。

これらの地点における断層活動の時空間分布図を図9に示す。

b) 先史時代・歴史時代の活動

北海道(2001)は、廣瀬ほか(2000)の道東自動車道千歳東IC工事の際の遺跡調査結果から、樽前c火山灰と樽前a火山灰の間に、低地際の斜面で北西 - 南東方向の地割れを起こすような地震イベントがあり、これが泉郷断層の地震活動に関連することを指摘している。この調査地点は、泉郷断層の西方約2kmに位置し、本断層帯主部の撓曲崖付近にあたる。しかし、これらの地割れと本断層帯主部の活動との直接の関係は不明である。

宇佐美(2003)によると、1834年に石狩湾で推定マグニチュード6.4の地震の記録があるが、本断層帯主部から発生したと考えられる被害地震の記録はない。また、1885年に近代的な地震観測が開始されて以降に、本断層帯主部の活動を直接示すような被害地震の記録はない。したがって、少なくとも1885年以後において、本断層帯主部は活動していないと考えられる。

以上のことから、本断層帯主部では、最新活動が1739年以後、1885年以前に、1回前の活動が約2千4百年前以後、8世紀以前にあった可能性がある。それより前の断層活動は、約5千3百年前以後、約3千2百年前以前、及び概ね2万年前頃にあったと推定され、さらに約2万5千年前頃にも断層活動があった可能性がある。しかし、活動3より前の3回の活動は、いずれも副次的な断層の活動履歴から明らかにされたものであり、本断層帯主部の活動が、それぞれの活動の間にはなかったことを必ずしも示すものではない。

(3) 1回の変位量(ずれの量)(注9)

産業技術総合研究所(2007)は、長沼町北長沼において最新活動による地表変形を見だし、その変位量を約2mと見積もっている。しかしこの地点での変位量は広域な変形帯での変位量の一部分のみを見ている可能性がある。したがって、2mは推定される最小値となり、実際の変位量はさらに大きい可能性がある。

また、断層の長さ(約66km)から次の松田(1975)の経験式(1)(2)に基づいて算出すると、約5m(上下成分)と求まる。ただし、本断層帯主部の断層面の傾斜角は低角であるため、これらの式から得られた値の上下変位量としての信頼性は低い。

$$\text{Log}L=0.6M-2.9 \quad (1)$$

$$\text{Log}D=0.6M-4.0 \quad (2)$$

ここで、Lは1回の地震で活動する断層の長さ(km)、Dは1回の活動に伴う変位量(m)、Mは地震のマグニチュードである。

以上のことから、本断層帯主部の1回の活動に伴う上下変位量は約2mもしくはそれ以上であった可能性がある。

(4)活動間隔

本断層帯主部では、最新活動時期(1739年以後、1885年以前)と1回前の活動時期(約2千4百年前以後、8世紀以前)が産業技術総合研究所(2007)によって明らかになっており、その間隔は1千～2千年程度である。

(図9)

以上のことから、本断層帯主部の平均活動間隔は1千～2千年程度であった可能性がある。

なお、1回の変位量(上下成分;実測値2m)と平均変位速度(上下成分;計算値0.4m/千年)からは約5千年の平均活動間隔が得られる。しかし、1回の変位量、平均変位速度ともにより大きい値となる可能性もあることから、この値の信頼度は十分ではないと考えられるため、ここでは参考情報とする。

(5)活動区間

松田(1990)の基準に基づけば、本断層帯主部全体が1つの活動区間として活動した可能性がある。

(6)測地観測結果

本断層帯周辺における2001年までの約100年間の測地観測結果では、顕著な歪みは見られない。

また、2003年十勝沖地震が発生する前の2003年8月までの5年間のGPS観測結果では、断層帯の北部で東西方向の縮みが見られる。

(7)地震観測結果

本断層帯付近の地震活動は比較的低調である。最近約7年間の地震観測結果によれば、地震発生層の下限の深さは、断層帯の西側では20km程度、断層帯の東側では南側ほど深く、25km程度と推定される。

2.1.3 断層帯の将来の活動

(1)活動区間と活動時の地震の規模

本断層帯主部全体を1つの活動区間とした場合、上述した経験式(1)に基づくと本断層帯主部(長さ66km)から発生する地震の規模はマグニチュード7.9程度の可能性がある。

また、このような地震が発生した場合、断層近傍の地表面に東側隆起で2mもしくはそれ以上の段差や撓みを生ずる可能性がある。

(2)地震発生の可能性

本断層帯主部の平均活動間隔は1千～2千年程度であった可能性があり、最新の活動時期は1739年以後、1885年以前の可能性がある。したがって、最新活動後の経過率は0.06～0.3となる。また、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)に示された手法(BPT分布モデル、 $\alpha=0.24$)によると、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ、ほぼ0%、ほぼ0%、ほぼ0～0.001%、ほぼ0～1%となる。また、現在までの集積確率は、ほぼ0%となる(表2)。表5にこれらの確率値の参考指標(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会、1999)を示す。

2.2 石狩低地東縁断層帯南部

2.2.1 石狩低地東縁断層帯南部の位置・形態

(1)石狩低地東縁断層帯南部を構成する断層

石狩低地東縁断層帯南部は、北海道千歳市から沙流(さる)郡日高町沖合の海域に至る断層帯である(図1、2)。本断層帯南部を構成する断層の位置・形態は、池田ほか編(2002)、産業技術総合研究所(2007)などに示されている。ここでは、断層の位置は池田ほか編(2002)、産業技術総合研究所(2007)にしたがった。ただし、産業技術総合研究所(2007)に示された断層よりさらに南方の海域では、海上保安庁(1982)の海底地形図及び海底地質構造図において、産業技術総合研究所(2007)が示した活構造に連続する直線的な崖地形や背斜状の基盤(新第三系)の高まりが確認される。今回の評価では、上記の直線的な崖地形や背斜状の基盤の高まりの部分まで断層が延長する可能性が高いと判断した。

本断層帯南部では、池田ほか編(2002)が千歳市から苫小牧市にかけて延びる2条の活褶曲を推定しているが、産業技術総合研究所(2007)が示した反射断面の再解析結果や地形面の変形程度を検討した結果、西側の活褶曲は存在しない可能性が高いと判断される。したがって本断層帯南部は、池田ほか編(2002)による東側の活褶曲沿いに分布する東側隆起の断層と推定される。苫小牧市周辺以南では、断層は西へ凸の平面形を示しつつ北北西～南南東ないし南東方向に続くものと推定され(産業技術総合研究所、2007)、雁行して海域まで分布

すると推定される(図2)。

(2) 断層帯の位置・形状

本断層帯南部の長さ及び一般走向は、図2に示された池田ほか編(2002)による東側の活褶曲軸の北端と、海上保安庁(1982)によって示された背斜状の基盤の高まりの南端とを直線で結んで計測すると、それぞれ約54km、N20° Wとなる。しかし、本断層帯南部は、美々川河谷に沿って南方のウトナイ湖方面へ向かう可能性もある(中田・今泉編, 2002)。また、本断層帯南部の南端の位置は、図2に示した地点よりさらに南へ延長される可能性が高いと推定される。したがって、本断層帯南部の長さは54km以上と推定される。

本断層帯南部の上端の深さについては、東側隆起を示す変形が地表に現れていることから0kmとした。ただし、このような地表変形に関与した主断層面は地下に伏在し、地表に達していないと推定される(池田ほか編, 2002)。また、反射法弾性波探査の結果には、断層は地下2.5kmでほぼ水平であることが示されている(図10、産業技術総合研究所, 2007)。

断層面の傾斜については、産業技術総合研究所(2007)が石油公団(1996)による苫小牧沖での反射法弾性波探査結果の再解析を実施しており、断層面は地下3km以深において約18度で東に傾斜している(図10)。このような資料から、本断層帯南部の断層面は東傾斜と考えられ、深さ3kmより深部では低角度で東に傾斜していると考えられる。

ただし、産業技術総合研究所(2007)による再解析結果では深さ3-10kmでの推定断層面を挟んだ地層の対比が示されておらず、地下の断層形状の推定の信頼度が低いと考えられることから、傾斜角約18° という値は参考情報とする。

断層面下端の深さは、地震発生層の下限を目安とすると、25km程度よりも深い可能性があるが、断層面の幅については、地下深部の傾斜が明らかでないため不明である。

(3) 断層の変位の向き(ずれの向き)(注9)

本断層帯南部は、支笏火砕流堆積面を東側隆起に変位させており(池田ほか編, 2002)、また、上述のように反射法弾性波探査の結果から東傾斜の断層面が推定されることから、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層と推定される。

2. 2. 2 断層帯の過去の活動

(1) 平均変位速度(平均的なずれの速度)(注10)

池田ほか編(2002)は、本断層帯南部による支笏火砕流堆積面の変位量を10m程度と見積もっている。その堆積時期は約4万-4万5千年前(町田・新井, 2003)とされていることから、それ以後における本断層帯南部の平均上下変位速度は0.2m/千年程度(計算値:0.22-0.25m/千年)の可能性はある。

(2) 活動時期

a) 地形・地質的に認められた過去の活動

本断層帯南部の最新活動を含めた最近の活動履歴は不明である。

なお、本断層帯南部は、支笏火砕流堆積面を変位させているとされることから、約4万-4万5千年前以後に活動したことがありと推定される。また、産業技術総合研究所(2007)は、安平町富岡におけるジオスライサー調査結果から、起伏を埋めるように堆積した腐植質シルト堆積時期(約3千6百-2千8百年前)に東側隆起の副次的な断層の活動があった可能性を指摘しているが、イベントの認定根拠に乏しく、また副次的な断層の活動であるため、ここでは参考情報とする。

b) 先史時代・歴史時代の活動

2. 1. 2. (2)b) 参照

(3) 1回の変位量(ずれの量)(注10)

本断層帯南部の断層活動1回の変位量に関する直接的資料は得られていない。しかしながら、本断層帯南部の断層の長さは54km以上であることから、前述の経験式(1)、(2)に基づくと、1回の変位量は4.3m以上と計算される。

以上のことから、本断層帯南部における1回の上下変位量は4m程度以上であった可能性がある。

(4) 活動間隔

本断層帯南部の活動間隔に関する直接的資料は得られていない。ただし、平均上下変位速度(0.2m/千年程度、計算値:0.22-0.25m/千年)と、断層の長さから推定される1回の変位量(4m程度以上、計算値:4.3m以上)に基づくと、本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上と求められる。

以上のことから、本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上の可能性がある。

(5) 活動区間

松田(1990)の基準に基づけば断層帯南部全体が1つの活動区間として活動した可能性がある。

(6) 測地観測結果

2. 1. 2(6)を参照。

(7) 地震観測結果

2. 1. 2(7)を参照。

2. 2. 3 断層帯の将来の活動

(1) 活動区間と活動時の地震の規模

本断層帯南部全体を1つの活動区間とした場合、上述した経験式(1)、(2)により、本断層帯南部(長さ54km以上)から発生する地震の規模はマグニチュード7.7程度以上となる可能性がある。また、このような地震が発生した場合、断層近傍の地表面に東側隆起で4m程度以上の段差や撓みを生ずる可能性がある。

(2) 地震発生の可能性

本断層帯南部の平均活動間隔は1万7千年程度以上であった可能性がある。しかし、最新活動時期が特定できていないため、上述のような規模の地震が発生する確率を更新過程(地震の発生確率が時間と共に変動するモデル)を用いて評価することはできない。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)は、地震の発生確率を求めるにあたって、通常の活断層評価で用いている更新過程が適用できない場合には、特殊な更新過程であるポアソン過程(地震の発生時期に規則性を与えないモデル)を適用せざるを得ないとしている。本断層帯南部における平均活動間隔が1万7千年程度以上であることを基に、ポアソン過程を適用して求めると、今後30年以内、50年以内、100年以内及び300年以内の発生確率は、それぞれ0.2%以下、0.3%以下、0.6%以下及び2%以下となる(表4)。

本評価で得られた将来の地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯南部は、今後30年の間に地震が発生する確率が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

3. 今後に向けて

石狩低地東縁断層帯主部では、最新活動時期と1回の変位量が明らかになったが、過去の活動について、より精度の良い資料を取得する必要がある。また、最新活動よりも前の活動履歴も明らかになっているが、正確な活動間隔の解明のためには、より精度の良い活動履歴について資料を集積し、将来の活動性を明確にする必要がある。また変位量についても広域に変形している可能性があることから、変位基準をより正確に認定し、精度良く求める必要がある。

石狩低地東縁断層帯南部については、地下構造の検討などに基づいて、苫小牧沖まで延びることが確認されたが、南端の位置についてはまだ不明であり、明確にする必要がある。また、活動履歴に関する精度の良い資料もまだ得られていないことから、今後、活動性に関する基礎資料を整える必要がある。

また、石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108 km以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。前回及び今回の評価では、断層の位置から2つの断層帯に区分して評価したが、両断層帯の地下の断層面の形状などについて今後も調査を進め、活動区間や活動様式、連動可能性などについて検討を行う必要がある。

石狩低地東縁断層帯が位置する地域は最大で厚さ9kmにおよぶ堆積層に覆われており、地震発生層内の震源断層の位置・形状に関する情報は乏しい。この地域の地質構造については東側に位置する日高衝突帯との関連が指摘されており、石狩低地東縁断層帯は衝突帯の前縁に発達する衝上断層帯の一部であるとする解釈もある(例えば、伊藤, 2000)。また、これらの逆断層系は新たな逆断層を形成しながら活動域を西に移動させているとも言われている(池田ほか編, 2002)。今後、より詳細な位置・形状を調査する際には、広域の地殻構造やテクニクスを考慮し、それらと調和的な結果を得られるように検討を進める必要がある。

注10: 「変位」を、1-2頁の本文及び5-8頁の表1、3では、一般的にわかりやすいように「ずれ」という言葉で表現している。ここでは専門用語である「変位」が、本文や表1、3の「ずれ」に対応するものであることを示すため、両者を併記した。以下、文章の中では「変位」を用いる。なお、活断層の専門用語では、「変位」は切断を伴う「ずれの成分」と、切断を伴わない「撓みの成分」よりなる。

注11: 最終間氷期最盛期(海洋酸素同位体ステージ5e)の年代は、町田ほか編(2003)などに基づき12万5千年前程度とした。なお、海洋酸素同位体ステージとは、深海底ボーリングコア中の有孔虫の殻に含まれる ^{16}O と ^{18}O の同位体比を連続的に測定して温度変化を解析し、温暖期、寒冷期を区分したもので、完新世の温暖期をステージ1、最終氷期の最寒冷期をステージ2のように新しいほうから順に番号が付けられている。奇数が温暖期、偶数が寒冷期に当たり、ステージの中をさらに細分する場合には5a、5b、5cのようにアルファベットが添えられる。

注12: 羊蹄1火山灰の降下年代値は、町田・新井(2003)で約1万8千年前より前とされていることから、北海道(2001)が示した17,000年前を、暦年補正して概ね2万年前とした。また、樽前a、恵庭a火山灰の年代値は、町田・新井(2003)に基づき、それぞれ1739年、2万1千年?1万9千年前とした。

注13: 21,000年BPよりも新しい炭素同位体年代については、Ramsey(1995, 2001)、Reimer et al.(2004)に基づいて暦年補正し、原則として1 σ の範囲の数値で示した。このうち、10,000年前よりも古い年代値は四捨五入して千年単位で示し、10,000年前よりも新しい年代値については、四捨五入して百年単位で示した。また、21,000年BPよりも古い炭素同位体

年代については、Kitagawa and van der Plicht (1998) のデータに基づいて暦年補正し、千年単位で四捨五入した。

(文 献)

吾妻 穰(1962):石狩低地帯の地下構造. 石油技術協会誌, 27, 345-382.

平川一臣・石山達也・池田安隆・東郷正美・宮内崇裕・八木浩司(2010):1:25, 000都市圏活断層図「千歳」. 国土地理院技術資料D・1-No. 539.

廣瀬 亘・大津 直・岡 孝雄(2000):北海道馬追丘陵西翼、千歳市キウス4遺跡の地割れについて. (財)北海道埋蔵文化財センター調査報告書, 144, 305-314.

北海道(1999):「平成10年度地震関係基礎調査交付金 石狩低地東縁断層帯に関する調査 成果報告書」. 223p.

北海道(2000):「平成11年度地震関係基礎調査交付金 石狩低地東縁断層帯及び当別断層に関する調査 成果報告書—石狩低地東縁断層帯」. 147p.

北海道(2001):「石狩低地東縁断層帯 活断層図とその解説」. 北海道活断層図No. 3, 157p.

池田安隆・佐藤比呂志・平川一臣・伏島祐一郎・今泉俊文(1996a):1:25, 000都市圏活断層図「江別」. 国土地理院技術資料D・1-No. 333.

池田安隆・佐藤比呂志・平川一臣・伏島祐一郎・今泉俊文(1996b):1:25, 000都市圏活断層図「恵庭」. 国土地理院技術資料D・1-No. 333.

池田安隆・今泉俊文・東郷正美・平川一臣・宮内崇裕・佐藤比呂志 編(2002):「第四紀逆断層アトラス」. 東京大学出版会, 254p.

石山達也・東郷正美・平川一臣・澤 祥・今泉俊文・八木浩司(2010):1:25, 000都市圏活断層図「長沼」. 国土地理院技術資料D・1-No. 539.

伊藤谷生(2000):日高衝突帯—前縁褶曲・衝上断層帯の地殻構造. 石油技術協会誌, 65, 103-109.

伊藤谷生・岩崎貴哉(2002):島弧衝突研究の新展開. 東京大学地震研究所彙報, 77, 87-96.

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001):「長期的な地震発生確率の評価手法について」. 46p.

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003):「石狩低地東縁断層帯の評価」. 26p.

地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999):「(改訂試案)長期的な地震発生確率の評価手法について」. 74p.

海上保安庁(1982):沿岸の海の基本図(5万分の1)「苫小牧東部」. 海図第6374号.

加藤直子・佐藤比呂志・松多信尚・平川一臣・越谷 信・宮内崇裕・戸田 茂・加藤 一・蔵下英司・越後智雄・三縄岳大・永井 悟・荻野スミ子・鎧 顕正・川中 卓・井川 猛(2002):日高衝上断層系前縁部・馬追丘陵西縁を横切る反射法地震探査. 東京大学地震研究所彙報, 77, 111-121.

活断層研究会編(1980):「日本の活断層—分布図と資料—」. 東京大学出版会, 363p、1sheet.

活断層研究会編(1991):「新編日本の活断層—分布図と資料—」. 東京大学出版会, 437p、4sheets.

Kimura, G. (1996): Collision orogeny at arc—arc junctions in the Japanese Islands. Island Arc, 5, 262-275.

Kitagawa, H. and van der Plicht, J. (1998): Atmospheric radiocarbon calibration to 45, 000 yr B. P.: Late glacial fluctuations and cosmogenic isotope production. Science, 279, 1187-1190.

小峰由布子・八幡正広(1999):中央北海道栗沢—栗山地区の粘土資源. 北海道立地下資源調査所報告, 70, 45-62.

栗田裕司・横井 悟(2000):中央北海道南部における新生代テクトニクスの変遷と油田構造形成. 石油技術協会誌, 65, 58-70.

町田 洋・新井房夫(2003):新編 火山灰アトラス—日本列島とその周辺—. 東京大学出版会, 336p.

町田 洋・大場忠道・小野 昭・山崎晴雄・川村善也・百原 新編(2003):「第四紀学」. 朝倉書店, 323p.

松田時彦(1975):活断層から発生する地震の規模と周期について. 地震, 第2輯, 28, 269-283.

松田時彦(1990):最大地震規模による日本列島の地震分帯図. 東京大学地震研究所彙報, 65, 289-319.

中田 高・今泉俊文編(2002):「活断層詳細デジタルマップ」. 東京大学出版会, DVD-ROM2枚・60p. 付図1葉.

石油公団(1993):平成3年度国内石油・天然ガス基礎調査陸上基礎物理探査「日高地域」調査報告書. 25p.

石油公団(1996):平成7年度国内石油・天然ガス基礎調査海上基礎物理探査「胆振沖浅海域」調査報告書. 35p.

Ramsey, C. B. (1995): Radiocarbon Calibration and Analysis of Stratigraphy: The OxCal Program. Radiocarbon, 37, 425-430.

Ramsey, C. B. (2001): Development of the radiocarbon calibration program. Radiocarbon, 43, 355-363.

Reimer, P. J., Baillie, M. G. L., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J. W., Bertrand, C. J. H., Blackwell, P. G., Buck, C. E., Burr, G. S., Cutler, K. B., Damon, P. E., Edwards, R. L., Fairbanks, R. G., Friedrich, M., Guilderson, T. P., Hogg, A. G., Hughen, K. A., Kromer, B., McCormac, G., Manning, S., Ramsey, C. B., Reimer, R. W., Remmele, S., Southon, J. R., Stuiver, M., Talamo, S., Taylor, F.

W., van der Plicht, J. and Weyhenmeyer, C. E. (2004): IntCal04 terrestrial radiocarbon age calibration, 0–26 cal kyr BP. Radiocarbon, 46, 1029–1058.
 澤 祥・石山達也・池田安隆・今泉俊文・宮内崇裕(2010): 1:25,000都市圏活断層図「岩見沢」. 国土地理院技術資料D・1–No. 539.

産業技術総合研究所(2007): 石狩低地東縁断層帯の活動性および活動履歴調査「基盤的調査観測対象断層帯の追加・補完調査」成果報告書No. H18–8, 35p.

佃 栄吉・下川浩一・杉山雄一・横倉隆伸・阿蘇弘生(1993): 北海道馬追丘陵下のブラインドスラストの評価. 日本地質学会第100年学術大会講演要旨集, 505.

宇佐美龍夫(2003): 「最新版日本被害地震総覧[416]–2001」. 東京大学出版会, 605p.

表5 石狩低地東縁断層帯主部の将来の地震発生確率及び参考指標

項 目	数 値	備 考
地震後経過率	0.06–0.3	
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	発生確率及び集積確率は地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)参照。
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	
今後100年以内の発生確率	ほぼ0% – 0.001%	
今後300年以内の発生確率	ほぼ0% – 1%	
集積確率	ほぼ0%	
指標(1) 経過年数	マイナス1千3百年–マイナス4百年	地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999)参照。
指標(1) 比	0.09 – 0.4	
指標(2)	ほぼ0	
指標(3)	ほぼ0%	
指標(4)	ほぼ0	
指標(5)	0.0005 – 0.001	

評価時点はすべて2010年1月1日現在。「ほぼ0%」は10–3%未満の確率値を、「ほぼ0」は10–5未満の数値を示す。なお、計算に用いた平均活動間隔の信頼度は低い(△)ことに留意されたい。

指標(1) 経過年数 :

当該断層帯での大地震発生の危険率(1年間あたりに発生する回数)は、最新活動(地震発生)時期からの時間の経過とともに大きくなる(BPT分布モデルを適用した場合の考え方)。一方、最新活動の時期が把握されていない場合には、大地震発生の危険率は、時間によらず一定と考えざるを得ない(ポアソン過程を適用した場合の考え方)。

この指標は、BPT分布モデルを適用した場合の危険率が、ポアソン過程を適用した場合の危険率の値を超えた後の経過年数である。値がマイナスである場合は、BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達していないことを示す。

ポアソン過程を適用した場合の危険率は、2千分の1–1千分の1(0.0005 – 0.001)であり、いつの時点でも一定である。

BPT分布モデルを適用した場合の危険率は評価時点で10万分の1以下であり、時間とともに増加する。BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率に達するには今後4百年から1千3百年を要する。指標(1) 比: 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間をAとし、BPT分布モデルを適用した場合の危険率がポアソン過程を適用した場合の危険率を超えるまでの時間をBとした場合において、前者を後者で割った値(A/B)である。

指標(2): BPT分布モデルによる場合と、ポアソン過程とした場合の評価時点での危険率の比。

指標(3): 評価時点での集積確率(前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率)。

指標(4): 評価時点以後30年以内の地震発生確率の値をBPT分布モデルでとりうる最大の地震発生確率の値で割った値。

指標(5): ポアソン過程を適用した場合の危険率(1年間あたりの地震発生回数)。

付表

地震発生確率等の評価の信頼度に関する各ランクの分類条件の詳細は以下のとおりである。

ランク	分類条件の詳細
a	発生確率を求める際に用いる平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも比較的高く（◎または○）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が高い。
b	平均活動間隔及び最新活動時期のうち、いずれか一方の信頼度が低く（△）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性が中程度。
c	平均活動間隔及び最新活動時期の信頼度がいずれも低く（△）、これらにより求められた発生確率等の値は信頼性がやや低い。
d	平均活動間隔及び最新活動時期のいずれか一方または両方の信頼度が非常に低く（▲）、発生確率等の値は信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、データの不足により最新活動時期が十分特定できていないために、現在の確率値を求めることができず、単に長期間の平均値を確率としている。

<付録>

石狩低地東縁断層帯については、産業技術総合研究所（2007）の調査によりジオスライサー調査や反射法地震探査断面の再解析などが実施され、新たな知見が得られたことから、これに基づき再検討を行い、過去の活動履歴などについて改訂を行った。

以下に改訂となった項目とその値について、前回の評価と今回の評価の対比表を示す。なお、評価にあたっては、下表に示す数値のほか各値を求めた根拠についても改訂していることに留意されるとともに、その詳細については評価文を参照されたい。

石狩低地東縁断層帯主部の評価についての新旧対比表

項 目	前回の評価 (平成15年11月12日公表)		今回の公表 (平成22年8月26日公表)	
断層の傾斜	東傾斜 (深さ3km以深では低角度)	◎	東傾斜 (深さ3km以深では低角度、約2kmではほぼ水平)	◎
平均的なずれの速度 (上下成分)	0.8—1.5/千年程度	△	0.4m/千年以上	△
過去の活動時期	活動1(最新活動) 約5千2百—3千3百年前 もしくはそれ以後 活動2 概ね2万年前頃 活動3 約2万5千年前頃 活動1と2の間、活動2と3の 間に別の活動があったかどうかは不明。	○ ○ △	活動1(最新活動) 1739年以後、1885年以前 活動2(1つ前の活動) 約2千4百年前以後、 8世紀以前 活動3 約5千3百年前以後、 約3千2百年前以前 活動4 概ね2万年前頃 活動5 約2万5千年前頃 活動2より前の活動の間に別の 活動があったかどうかは不明。	△ △ ○ ○ △
1回のずれの量	5m程度(上下成分)	△	約2mもしくはそれ以上 (上下成分)	△
平均活動間隔	約3千3百—6千3百年	△	1千—2千年程度	△
想定されるずれの量	5m程度(上下成分)	△	約2mもしくはそれ以上 (上下成分)	△
地震発生確率(30年:BPT)	0.05%—6% もしくはそれ以下	b	ほぼ0%	C

石狩低地東縁断層帯主部の評価についての新旧対比表

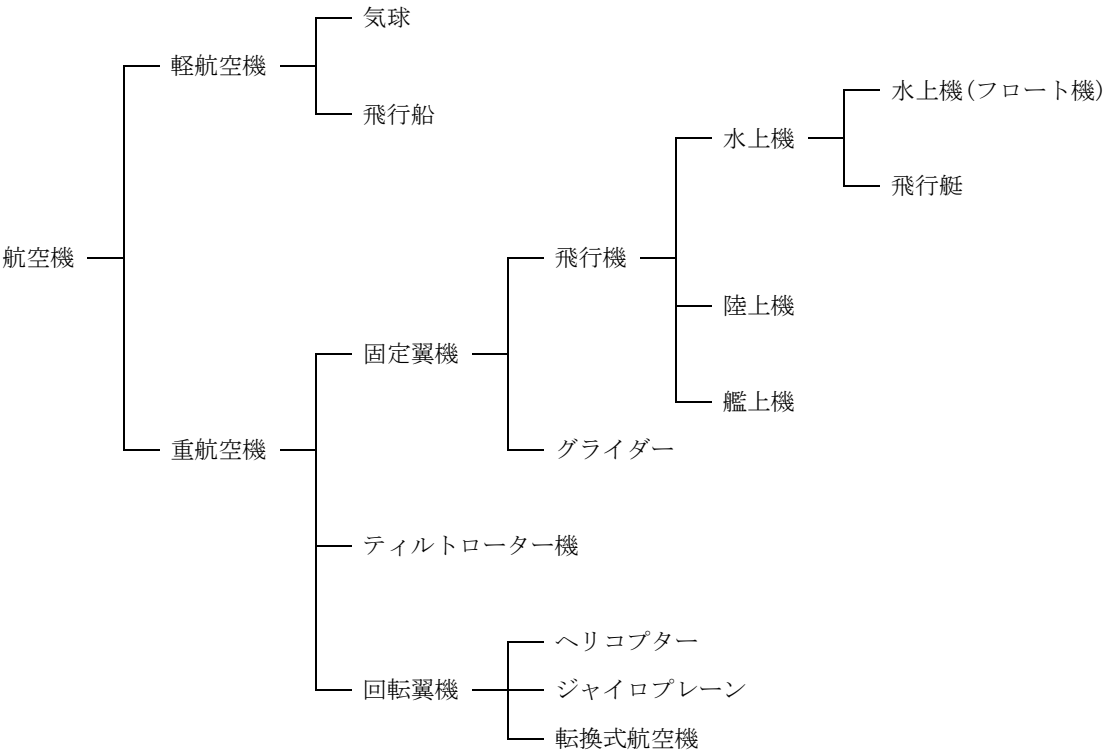
項 目	前回の評価 (平成15年11月12日公表)		今回の公表 (平成22年8月26日公表)	
断層の長さ	23km以上	○	54km以上	○
断層の傾斜	東傾斜(低角度)	○	東傾斜 (深さ3km以深では低角度、約2.5kmではほぼ水平)	◎
1回のずれの量	不明		4m程度以上	△
平均活動間隔	不明		1万7千年程度以上	△
想定される地震の規模	M7.1程度以上	△	M7.7程度以上	△
地震発生確率 (30年:ポアゾン)	不明		0.2%以下	d

対比表に示した(◎、○、△)及び(a、b、C、d)については信頼度を表す。
それぞれの詳細については注4、注7を参照のこと。

航空機災害に関する資料

1 航空機の分類

航空機を分類すると、おおよそ次のようになる。



2 航空機災害の動向

我が国における平成25年から令和4年までの10年間における航空機の種類別、年別事故発生件数は、次表のとおりであるが、大型飛行機による航空事故は、乱気流によるものを中心に年数件程度にとどまり、小型飛行機等が事故の大半を占めている。

航空機事故発生件数、死傷者数の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
飛行機	6	11	15	8	14	12	8	9	5	16
回転翼	3	1	4	2	5	3	2	3	3	3
滑空機	2	5	8	4	2	1	3	1	3	2
合計（航空機全体）	11	17	27	14	22	16	13	13	11	21
死亡者	2	2	10	8	22	11	1	2	3	9
負傷者	14	28	42	14	6	5	12	16	10	14

資料：航空輸送統計調査(国土交通省)、交通安全白書(内閣府)より

3 航空機災害事例

国内における主な死亡災害発生事例(民間航空機)

昭和46年7月3日 (1971)	東亜国内航空 ばんだい号 墜落事故	札幌（丘珠）発函館行き東亜国内航空(日本航空インターナショナルの前身)63便YS-11-227型「ばんだい号」(JA8764)が、函館空港に着陸進入中、同空港の北西約15Kmの横津岳（北海道亀田郡七飯町）に墜落 運航乗務員2名、客室乗務員2名、乗客64名、計68名全員が死亡 事故当時空港周辺は風雨が強く、着陸が可能な最低限の条件をかりうじて満たしている程度であった。この悪天候は捜索活動にも影響し、墜落現場が確認されたのは翌日であった。
昭和46年7月30日 (1971)	全日空 雫石事故	千歳発羽田行き全日本空輸58便ボーイング727-281型(JA8329)と、訓練飛行中の航空自衛隊F-86F戦闘機(92-7932)が岩手県雫石町上空28000フィートで空中衝突し、両機とも墜落。運航乗務員3名、客室乗務員4名、乗客155名、計162名全員が死亡。自衛隊機のパイロットはパラシュートで降下し無事。 当時、世界最悪の航空事故であり、日本で初めての空中衝突事故であった。
昭和57年2月9日 (1982)	日本航空 羽田沖 墜落事故	福岡発羽田行き日本航空350便DC-8-61型(JA8061)が着陸の最終進入中に突然失速して羽田空港C滑走路(33R)沖510mの東京湾に墜落。乗員8名、乗客166名、計174名のうち、乗客24名が死亡、乗員8名と乗客87名が重傷、乗客54名が軽傷を負った。乗客1名は怪我もなく無事。 原因は、機長が全エンジンの出力をアイドルにし第2、第3エンジンのリバース・レバーをリバース・アイドルまで引くとともに、操縦桿を押し込んだためであった。事故機は滑走路端から510mの地点に墜落し、150m前方に進んで停止した。 機体は墜落の衝撃により機体前方部で2つに折れた。死者の大半は機体前方部に搭乗していた。
昭和60年8月12日 (1985)	日本航空 ジャンボ機 墜落事故	羽田発大阪行き日本航空123便ボーイング747SR46型機(JA8119)が、32分にも及ぶ迷走飛行の末、群馬県多野郡上野村の御巣鷹山の尾根に墜落。運航乗務員3名、客室乗務員12名、乗客509名、計524名のうち、女性乗客4名を除く520名が死亡。単独機としては世界の航空史上最悪の事故となった。 事故機は午後6時12分羽田空港C滑走路を離陸したが、午後6時24分頃相模湾上空で機体後部に異常をきたし、操縦不能に陥っていた。運輸省事故調査委員会は、事故原因は1978(昭和53)年6月2日大阪空港で同機が着陸に失敗し、機体後部下面を滑走路に接触させる事故(「しりもち事故」と呼ばれている)を起こした際にボーイング社が行った後部圧力隔壁の修理に重大なミスがあり、運航を重ねるうち修理箇所金属疲労が発生し成長、そしてこの日遂に機体の与圧に修理ミスの箇所が耐えきれなくなり崩壊し、吹き出した与圧された空気と、それにより生じた衝撃波で垂直尾翼が破壊されるとともに、4本の油圧系統全てに損傷を受け操縦不能に陥ったためであるとしている。

平成6年4月26日 (1994)	中華航空機 墜落事故	台北発名古屋行き中華航空140便エアバスA300B4-622R型機（B-1816）が名古屋空港への最終進入中に失速し、誘導路E-1付近の滑走路脇に墜落炎上。乗員15名、乗客256名、計271名のうち乗員15名、乗客249名、計264名（内154名が日本人）が死亡、乗客7名が重傷を負った。 事故原因について運輸省事故調査委員会は、乗員の自動操縦装置への不成熟による誤った操作があったことを指摘すると共に、システムの設計段階で誤操作を招く要素が含まれていたことも示唆している。
平成8年6月13日 (1996)	ガルーダ インドネシア航 空機	福岡発インドネシア・バリ島デンパサール経由ジャカルタ行きガルーダインドネシア航空865便DC-10-30（PK-GIE）が、福岡空港を離陸滑走中、ローテーション直後に右翼第3エンジンが故障し、離陸を中止したが、すでにV1を15ノット超過し、僅かに上昇しており、滑走路内で止まりきれず約620mオーバーランし、右ランディング・ギアが脱落、右主翼燃料タンクを破損し、滑走路端の緑地帯で炎上した。乗員15名、乗客260名、計275名のうち乗客3名が死亡、乗員2名、乗客16名、計18名が重傷、91名が軽傷を負った。 運輸省事故調査委員会は、1997年11月20日に報告書を公表し、離陸を中断したことは、機長の状況判断が適切でなかったとした。
平成21年3月23日 (2009)	フェデラルエク スプレス MD-11	中国・広州発成田行きフェデラルエクスプレス80便（貨物便）MD-11F（N526FE）が、成田国際空港に着陸の際、バランスを崩して横転し、炎上。乗員2名全員が死亡。乗員の国籍は2名ともアメリカであった。 事故機は、A滑走路（4000m）に着陸の際、2回程バウンドし、滑走路に左主翼を接触させ機体を左に大きく傾けて、滑走路の左側に外れて横転、裏返しになり炎上。
平成22年7月25日 (2010)	埼玉県 (本田航空株式 会社受託運航)	埼玉県所属ユーロコプター式AS365N 3型（JA31TM）は、平成22年7月25日（日）、救助活動のため、埼玉県秩父市大滝の場外離着陸場を10時48分に離陸したが、11時03分ごろ、滝川上流の沢で2名の救助隊員（埼玉県防災航空隊員及び秩父消防本部消防隊員）をホイストで降下させている最中に墜落した。
平成22年7月28日 (2010)	中日本航空 株式会社	中日本航空株式会社所属セスナ式TU206G型（JA3902）は、平成22年7月28日（水）、空輸のため、新潟空港を08時49分に離陸し、札幌飛行場へ向けて飛行していたが、到着予定時刻の12時49分を経過しても到着せず行方不明となった。その後の捜索の結果、同年7月30日（金）、北海道松前郡福島町岩部岳東方の山中において同機が墜落しているのが発見された。
平成22年9月26日 (2010)	朝日航洋 株式会社	朝日航洋株式会社所属アエロスパシアル式AS332L型（JA9635）は、平成22年9月26日（日）、物資輸送のため、鹿児島県熊毛郡屋久島町の屋久杉ランド場外離着陸場を離陸し、機外荷物を下げて飛行中、07時50分ごろ、屋久島町紀元杉付近の山中に墜落した。

平成23年7月28日 (2011)	独立行政法人 航空大学校 帯広分校	独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型JA4215は、平成23年7月28日（木）、訓練飛行のため、09時11分ごろ帯広空港を離陸し、訓練試験空域にて基本計器飛行の訓練を実施中、09時22分ごろ北海道河西郡芽室町剣山の山腹に衝突した。
平成29年3月5日 (2017)	長野県 消防防災航空 センター	ベル式412EP型（JA97NA）は、13時33分に松本空港を離陸し、飛行中、長野県鉢伏山付近に墜落し搭乗者9名が死亡した。
平成29年6月3日 (2017)	新中央航空 株式会社	新中央航空株式会社所属のセスナ式172P型は、14時23分富山空港を離陸し飛行中、富山県中新川郡立山町芦峯寺付近において墜落し搭乗者4名が死亡した。
平成29年11月8日 (2017)	東邦航空 株式会社	東邦航空株式会社所属のアエロスパシアル式AS332L型（回転翼航空機）は、14時03分山梨県南巨摩郡早川町内場外離着陸場を離陸し、飛行中、群馬県多野郡上野村大字乙母付近の道路に墜落し、大破し搭乗者4名が死亡した。
平成30年8月10日 (2018)	群馬県 防災航空隊	ベル式412EP型（JA200G）は、9時14分に群馬ヘリポートを離陸し、飛行中、群馬県呉吾妻群中之条町の山中に墜落し、搭乗員9名が死亡した。

（「Aircraft Accident in Japan」より引用）

樽 前 山 の 記 録

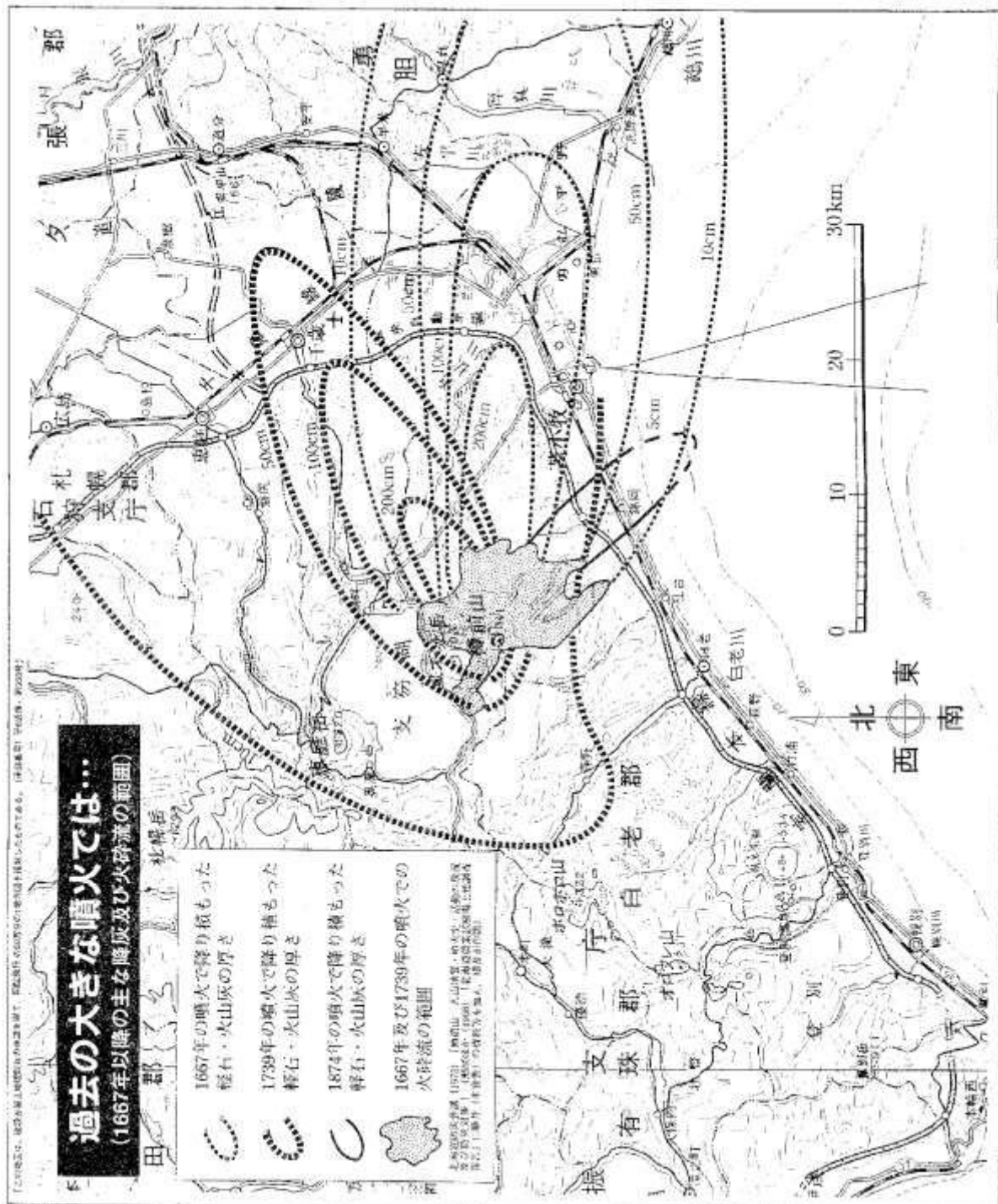
1 樽前山の形成史

時 代	火 山	山 体 形 成 史	噴 火 時 代	火 砕 物 層 序	主 な 現 象
完 新 世	樽 前 山	—	1978—1981		降灰 小規模粉体流
		ドームに割れ目 新溶岩ドーム形成	1944—1955		降灰
			1917—1936		降灰
			1909		降灰
			1883—1894		降灰
		旧溶岩ドーム破壊	1874	Ta-Ⅲao	火砕流、降灰、降下軽石
		旧溶岩ドーム形成	1867		降灰
		中央火口丘形成	1867	Ta-Ⅱao	降下軽石
		外輪山（小型カル デラ）形成	1739	Ta-a	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
			1667	Ta-b	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
			約2,000～2,500年 前	Ta-c1-3	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
		樽前山山体形成	約9,000年前	Ta-d	プリニー式噴火 火砕流 降下軽石
	風 不 死 岳	噴火	4,500～4,600年前 9,000年前	Fp-4 Fp-3	水蒸気噴火 マグマ水蒸気噴火 火砕サージ

2 樽前火山の活動期と休止期

(邦 暦)	(西 暦)	活 動 期 間	休 止 期 間	現 象
			約1,700年	
寛文7年	1667年	1年?	約70年	大規模マグマ噴火
元文4年	1739年	1年?	約70年	大規模マグマ噴火
文化年間	(1804～1817年)	?	約50年	中規模マグマ噴火
慶応3年	1867年	1年	6年	マ グ マ 噴 火
明治7年	1874年	1年	8年	中規模マグマ噴火
明治16～20年	1883～1887年	5年	6年	水 蒸 気 噴 火
明治27年	1894年	1年	14年	水 蒸 気 噴 火
明治42年	1909年	1年	7年	中規模マグマ噴火
大正6～昭和11年	1917～1936年	20年	7年	水 蒸 気 噴 火
昭和19～30年	1944～1955年	12年	23年	水 蒸 気 噴 火
昭和53年	1978～1981年	4年		小規模水蒸気噴火 (1978年) 水 蒸 気 噴 火

○ 樽前山の過去の噴火による被害範囲





○ 土石流（二次泥流）による被害予想区域

